

子ども・子育て支援調査特別委員会会議録

1 開会年月日

令和7年5月20日（火）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（10名）

委員長	板倉	美千代
副委員長	高山	かずひろ
理事	ほかり	吉紀
理事	山田	ひろこ
理事	宮本	伸一
理事	金子	てるよし
理事	浅田	保雄
委員	吉村	美紀
委員	豪	一
委員	上田	ゆきこ

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	白石	英行
----	----	----

6 出席説明員

丹羽 恵玲奈	教育長
多田 栄一郎	子ども家庭部長
吉田 雄大	教育推進部長
鈴木 大助	子育て支援課長
富沢 勇治	子ども施策推進担当課長
足立 和也	子ども施設担当課長
奥田 光広	幼児保育課長
大戸 靖彦	子ども家庭支援センター所長

佐藤 武大	児童相談所副所長
熱田 直道	教育総務課長
宮原 直務	学務課長
日比谷 光輝	児童青少年課長
木内 恵美	教育センター所長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康一
議事調査主査	杉山 大樹
係員	平尾 和香

8 本日の付議事件

(1) 報告事項

- 1) （仮称）若者計画の策定について
- 2) 子育て世帯に対する区独自給付事業の実施結果について
- 3) 令和7年度保育園等入園状況
- 4) 令和7年度育成室入室状況
- 5) 都型学童クラブの新規開設について

(2) 一般質問

(3) その他

午前 9時59分 開会

○板倉委員長 それでは、子ども・子育て支援調査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしております。

○板倉委員長 次に、理事会についてです。

委員会審査に入る前に、本年4月に児童相談所が開設したことなどに伴いまして、本委員会の運営方針について協議したいと思います。

また、読売新聞東京本社様及び都政新報社様から、今回導入した委員会リアルタイム字幕等の取材のため、本委員会の撮影・録音の申請がございました。

以上2件について協議するため、ただいまから理事会を開催したいと思います。よろし

いでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 理事会は第二委員会室で開催をいたします。理事の皆様の御移動をお願いいたします。

なお、理事者の出席は必要ありません。

それでは、休憩としたいと思います。

午前 10時00分 休憩

午前 10時07分 再開

○板倉委員長 それでは、委員会を再開をいたします。

理事会の協議結果を御報告いたします。

まず、運営方針についてです。資料、運営方針（案）を御覧ください。

2の基本的運営方針についての(1)に記載の計画に加え、現在、（仮称）若者計画について審議していること。また、調査研究事項であった児童相談所が本年4月に開設したことを踏まえ、(2)の記載を変更すること。

次に、4の(2)出席理事者について、令和7年度の組織改正を反映すること。また、児童相談所長及び児童相談援助担当課長については、児童相談所における緊急相談対応業務及び一時保護施設運営業務等の現場対応に当てる必要があることから、所管からの報告事項がある場合のみ委員会に出席し、それ以外は自席に待機することを定めることが決定されました。

理事会での決定どおり、資料のとおり運営方針を変更したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 ありがとうございます。それでは、そのように運営方針を変更させていただきます。

次に、撮影・録音の申請についてですが、読売新聞東京本社様及び都政新報社様からの申請を承認することとなりましたので、ただいまから撮影・録音を行っていただくことといたします。

○板倉委員長 本日の委員会運営についてです。

理事者報告が5件、課ごとに報告を受けて、質疑は項目ごとといたします。次に一般質問、そして、その他としては、委員会記録について、令和7年9月定例議会の資料要求について、

4、閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

○板倉委員長 それでは、理事者報告に入ります。

子ども家庭部子育て支援課から2件です。

それでは、子ども家庭部、支援課、まず、報告事項の1、（仮称）若者計画の策定についての説明をお願いいたします。

鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 おはようございます。資料第1号に基づきまして、（仮称）若者計画の策定について御報告いたします。

まず、1番の概要、1ページ目を御覧ください。1番の概要でございますが、生きづらさを抱える子ども・若者の課題が複雑化・多様化する現状におきまして、本年1月から2月に実施をいたしました「若者の生活と意識に関する調査」の結果を基礎資料といたしまして、（仮称）若者計画を策定し、若者施策のさらなる推進を図ってまいります。

2番、計画の位置付けでございますが、この若者計画につきましては、本区の福祉保健の総合計画であります地域福祉保健計画の分野別計画の一つ、子育て支援計画に内包し、子育て支援計画を子どもから若者まで一体的な計画に位置づけることといたします。

3番、若者の調査の結果でございますが、若者の現状を把握し、若者計画の基礎資料を得ることを目的に実施した若者調査の結果については、まず、PDFの5ページ目を御覧ください。2番の調査の設計ですが、区内在住の19歳から39歳の方を対象に実施をいたしました。3の回収状況ですが、全数調査ということで7万672人に送付をいたしまして、1万4,064人から御回答をいただきました。

続いて、PDFの7ページ目を御覧ください。ここからが調査結果の概要となっています。全70問のうち、概要版ということで、29問の結果を掲載しております。この先は主な質問と回答を御紹介いたします。

PDFの9ページ目を御覧ください。（4）世帯収入として、全体で見ますと1,000万から1,500万円未満が20.5%と最も高くなっており、さらには、次のページ、10ページ目を御覧

ください。家計の状態では、黒字であり、1行目ですけれども、「黒字であり、定期的に貯金をしている」が54.1%と最も高くなっている一方で、下の表を御覧いただきますと、左から2番目が「赤字であり、貯金を切り崩している」、一番左が「赤字であり、お金を借りている」が合わせて9.3%という結果になっております。

続いて、PDFの12ページ目を御覧ください。自己肯定感に関する質問で、下の表を御覧ください。マル6、左側ですね、マル6、家族や親族に大事にされているの問いに、「あてはまる」が93.4%と最も高く、続いてマル7、人や社会の役に立ちたいが90.4%とある一方で、下から2番目、マル9、自分は孤独だと感じるに「あてはまる」が30.1%、マル10、人生が嫌になることがあるに「あてはまる」が40.5%という結果になりました。

続いて、PDF17ページ目を御覧ください。外出頻度に関する質問で、下の表を御覧ください。表の右から2番目から4番目までの回答が内閣府が示すひきこもり群になりますが、今回の調査結果では合計で3.1%という結果になりました。

続いて、PDF27ページ目を御覧ください。永住希望の有無ということで、これからも文京区に住み、住み続けたいかという問いに対して、「住み続けたい」、「どちらかというに住み続けたい」の合計が87.8%という高い数字をいただきました。

最後に、PDF29ページ目を御覧ください。婚姻状況に関する質問ですが、下の表を御覧ください。左側が年齢となっておりますけれども、30歳から34歳の婚姻の割合が62.4%、35歳から39歳の婚姻の割合が74.0%という結果でしたが、いずれも全国の平均より5%以上高い数値となっております。

恐れ入りますが、PDFの1ページ目にお戻りください。一番下、4番のスケジュールでございます。6月に計画策定に係る若者対象のワークショップを実施いたします。その後、7月から11月にかけて、様々な会議体ですとか議会等で意見をお伺いしながら、本計画の中間のまとめを作成し、次のページを御覧ください、12月から1月にかけて、この中間のまとめに係るパブリックコメントの実施、令和8年1月から2月にかけて地域推進本部や議会等で最終案について報告を行い、3月策定の運びとなっております。

説明は以上でございます。

○板倉委員長 次に、報告事項の2、子育て世帯に対する区独自給付事業の実施結果についての説明をお願いいたします。

富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 子育て世帯に対する区独自給付事業の実施結果について御説

明いたします。

児童手当法の改正により、児童手当については、昨年10月から所得制限がなくなり、高校生世代が新たに対象となりました。区では、児童手当が拡充されるまでの間について、令和5年度、6年度に独自の給付事業を行いました。

具体的には、項番2にあるとおり、(1)の高校生世代育成支援金と、(2)の児童手当対象外世帯独自給付金を給付いたしました。

給付額は、児童1人当たり月額5,000円です。5年度上半期分、5年度下半期分、6年度上半期分として9月までの分と、3回に分けて給付いたしました。

4の給付実績としては、(1)の高校生世代育成支援金については、三つの期間の合計で4億2,024万円を延べ1万4,167人に給付いたしました。(2)の独自、児童手当対象外世帯独自給付金については、10億6,900万5,000円を延べ4万1,458人に給付いたしました。

児童手当が拡充されたため、本事業は終了となります。

説明は以上でございます。

○板倉委員長 それでは、報告事項の1、（仮称）若者計画の策定についての御質疑をお願いいたします。

吉村委員。

○吉村委員 おはようございます。文京区初となる区内在住の19歳から39歳までの若者全数調査、実施していただいたことを評価しております。7万人の全数調査の結果はとても貴重な資料になりますので、子育て支援課だけではなくて、庁内にも広く周知をして、若者の現状を知っていただきたいと思っております。

具体的に取り組んでいることとかありましたら教えてください。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 このたびの概要版の結果は、今後の若者施策を検討していく上で大変有用なデータでございますので、既に関係部署の管理職には周知を行ったところでございます。今後、今回、概要版ということで、今後、全ての結果が出そろった際には、庁内全体にも共有できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。既に今回の概要版、関係部署の管理職の方には周知していただいているということで、すごい安心しました。

また、でも、今、全体版が完成したら庁内全体にも周知してくださるということですので、

管理職の方だけでなく、庁内の若い方とか、いろんな職員の方に、こういった情報・データが行き渡るようにしていただきますと、そういった方々の意識改革といいますか、今までなかなか区民の声って、特に若者の声というのが庁内に届きにくいという側面があったと思うんですね。なかなかアンケートに答え、区が実施するアンケートに答えるという機会がそもそもないというところもございますので、ぜひこういった貴重な、今回、いろいろ何ページにもわたって調査の結果載っておりますけれども、こういったものが貴重な資料として今後使っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

そして、続いて、若者の計画なんですけれども、19歳から39歳までが若者ということで対象になっておりますけれども、40歳以降の方の支援が途切れることのないようにしていただきたいと思っております。区として、どのように整理しておられるのかという点を教えてください。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 子育て支援計画の上位計画であります地域福祉保健計画には、子育て支援計画のほか、高齢者ですとか、介護保険ですとか、あとは障害者・児等の計画がございます。その中には、例えば、ひきこもりの方への対策なども盛り込まれておりまして、それぞれが有機的に連携をしているものでございます。若者計画は、これからの社会の中心として活躍する若者に特化した計画でございますが、そこで当然、委員が御指摘あった途切れることがなく、40歳以上の方への支援についても、区にある様々な計画、様々な取組のほか、今年度から重層的支援体制整備事業もスタートいたしておりますので、所管課をはじめ、様々な関係機関等と連携し、必要な支援については、40歳以上の方についても展開してまいりたいと考えております。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、今年度から重層も始まっておりまして、そういった複合的な支援体制というのが、それぞれの所管課だけ、縦割りの所管課だけではなくて、横の連携というものも広くできるようになっておりますので、先ほど、今、ちょっとおっしゃっていただいたように、高齢者の方とか、障害者の方とか、そうですね、あと40歳以上の方とかでは、よくうちののぐち議員も言っていますが、就職氷河期の方とか、自分とかも、の世代とかもそうなんですけれども、いろんな世代の方々おりますので、39歳までのこれから文京区を背負っていく若者の方の支援に力を入れるのは当然のことというこということはあるんですけれども、引き続き、40歳以降の支援が途切れることのないようにしてい

ただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、今回の調査方法についてなんですけれども、ウェブアンケートがベースとなっておりまして、希望者には調査票を郵送で発送されているということなんですけれども、郵送希望の方は何名ぐらいいらっしゃったのかという点と、あと、配付数が7万672人であるところ、有効配付数が7万38人となっており、その数字の差異、634人の差異が出ているんですけれども、その原因が何だったのかという点。

そしてまた、有効回収数は1万4,064人でしたが、1万4,000人以上の若者の情報を収集できたということは、今回、高く評価しているところではあるんですけれども、有効回収数、回収率で見ますと20.1%となっております。区としてこの数字をどのように受け止めておられるのか。回収方法における今後の検討課題等があったら教えていただきたいんですけれども、今回のウェブアンケート、LoGoフォームは使用していないということなんですけれども、回答のしやすさ等、回答がしやすくなるように取り組んだ回答率向上のために取り組んだことがあったら、そしてまた、アンケートを終えて課題とかがあったら、そういった点も教えていただきたいと思います。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 今回はウェブページでの回答が基本でございましたけども、郵送の希望の方が全部で10名おりまして、そのうちお二人から返信があったような状況でございます。

それから、先ほどの632人の差につきましては、転居不明ですとか、宛先不明等で返ってきた方の差となっております。

それから、回収率の向上に向けた取組といたしまして、今回は区で初めてPR動画、この調査結果に御協力いただくためのPR動画というのをYouTube広告に掲載をいたしまして、約3万5,000人の視聴があったほか、あとは、今回、郵送の封筒をすごくポップな感じの封筒にしまして、様々工夫をさせていただいたところがございます。課題といたしましては、回答の所要時間をちょっと事前に、今回、全部で70問なので、10分、15分かかるものを、そういった記載がなかったので、そういったことを書いていただきたかったというようなお声は複数いただいたところがございます。次回の実態調査では、そういった点も改善するほか、さらなる周知は工夫をしてみたいと考えております。

また、この調査結果の回答の工夫といたしましては、回答を飛ばせるような仕組みにもしておりますので、そういったところについては、比較的19歳から39歳の若者の皆様は取り組みやすかったのかなという認識をしているところがございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、先ほどの、郵送希望者10名で、10名だったということで、非常に少ない人数なので、やはり世代的にもウェブに慣れていらっしゃる方なのか、皆様だと思いますので、ただ、その中でも郵送希望の方が一定数はいらっしゃったということなので、こういう今後も何か調査されるときとかは、そういった方々を取りこぼさないようにやっていただければと思います。

そして、634人の方が宛先不明、転居不明の方とおっしゃっていましたがけれども、住民票をベースにされてたんですかね、それとも全戸調査なので、どう、転居不明というのはどういう状態なのか。例えば、文京区に住民票があるけど、そこには実際実態がなかったみたいな状態なんでしょうか。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 お送りをして、例えば大学生の方ですと、住民票そこだけでも例えば転居されているですとか、タイムラグ、1月1日を基準にしておりますが、タイムラグ等も発生した関係で、こういった数字となっております。

この数字につきましては、一定、比較的多い、600人という多い数字でございますので、今後、こういったことがあったのか確認をしてまいりたいと考えております。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、タイムラグとかあったとしても、もし御実家だとするならば届いているのではないかなと思いますので、今後、どうしてこういうことになったのかということとはちょっと調査を継続していただければと思います。

P R 動画、そのYouTube動画も作成していただいたと、今、おっしゃっていましたがけれども、3万5,000人が視聴されたということで、区がこういう動画をする中では、すごい非常に見られている数値なのかなと思いますので、そういった若者向けに目に入るような告知をしてくださったというのも重要だったと思います。郵送の封筒がポップだっておっしゃっていたので、そのポップな封筒をちょっと見てみたかったんですが、多分、若者——あ、持っていていらっしゃるんですか。ああ、見たい。ああ、そうですか。ポップな感じで。

○板倉委員長 ありますか。

○吉村委員 すいません、なんか急にこんなこと言って——あ、ポップですね。でも、目を引きそうな、かわいらしいですね。ああ、そうですね、確かに督促状的な激しい感じじゃなくて、それだと目に入ってちょうどいい。というか、ほら、あのすごい厳しい感じの黄色いや

つとかありますから、そうですね。そういった工夫もすごいされているということですので、回答率も、回答者、人数でいうと1万4,000人以上の方が回答してくださっておりますので、今回は成功なのかなとは思っておりますけれども、今後も、定期的にすぐにはちょっと難しいとしても、全数調査というものもまたやっていただきたいと思っておりますけれども、そのときにもまた封筒とかも工夫していただければと思います。

回答を飛ばせる仕組みがあるということで、今、そうですね、70問、15分もかかるということで、ちょっと私も、例えば自分が若者だとするならば、70問、15分かかりますとか言ったら、ちょっとアンケート答えないかもしれないので、それを書いてなかったからもしかしたら回答率が上がった点もあったのかもしれないですけど、ちょっと書いてほしかったという気持ちも分かるんですね。例えば、いろんなウェブアンケートとかで来るときに、3分かかりますって言われたら、私、んって思うんですよ。5分だったら答えてもいいかなと思いますけど、10分かかりますと言ったら、ちょっと今日は飛ばしておこうみたいな感じなりがちなので、そういう回答の、今回、情報70問あったことによって、これから皆さんいろいろ質問されると思うんですけども、細かいところで、いろんな情報が、データが出た、出ましたので、非常に重要な調査であったと思うんですけども、実際答えるほうとしては、いつまで続くんだろうスクロールみたいな感じとかもありますので、今後は回答数とかも、そうですね、改善といいますか、回答を飛ばせる仕組みがあるからまだいいとはいえ、検討していただければと思うんですけど、回答って飛ばした方の率とかって分かるんでしょうか——あんまり分からないですね。いや、例えば同じアンケートでも、ある回答の部分は、多分、少ない人数が答えている可能性もあったりとかで、ここの情報のデータ自体が、その母体の中から、かなり低い人たち、少ない人数しか答えてない設問も実はそうなってくるとあるのかなとちょっと思っております、そういったことも今日の段階ではあれですけど、定期的に調査をして、例えばその答えが低い、回答率が低いものがもしあったとするならば、それが設問数の文字がば一つと書いてあって読みづらかったのか、それとも答えにくい内容だったのか、ちょっと人にそんなことは答えたくないみたいな、ちょっと、ちょっとお金の話、ちょっといろんな細かい話だったりとかなのとかも分析をしていただいて、今後に生かしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 70問の10分、15分というものですけども、本当はこの若者調査、若者の実態調査、初めての調査でございますので、本当は例えば調査項目の報告をした際にも、

委員の皆様からいろんなこういった項目を入れればいいんじゃないかということで、本当の調査をするならば例えば100問とか200問とかあったほうがいいんですが、回答時間との兼ね合いで、10分、15分の70問に落ち着いたところでございます。また次回、また5年後に実施をする際には、実施することになりましたら、また改めて確認はしていきたいと思います。

今回のこの実態調査の中に、回答していない方は無回答ということで数字が入っておりますので、ちょっとその比較については、まだ担当課のほうでは行っておりませんが、こういったところも確認しながら次回の調査に生かしてまいりたいと思います。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 若者の実態調査ということでやっていただいたということで、私たちもこれ貴重な実態を、調査結果ですね、ものだというふうに思っています。共有するだけでなく、今後、活用するということが必要だというふうに考えています。今日の資料のスケジュールにもありますように、今後、どういう若者計画にするかということで骨子から検討していくということになるので、どういう骨子立てをする必要があるのかというようなことで、ちょっと内容にも触れて幾つか確認をし、求めていきたいと思うんですけども、調査内容については(1)から(8)までの柱立てになっていますので、順番に聞いていきたいというふうに思うんです。

それで、一つは(1)の自身・家庭の状況についてのところで、私が注目したのは、先ほども少し触れられていましたけども、家計の状況で、赤字、貯金の切り崩し、または赤字で借金しているという方の部分というのは全体では3.1%になっていますが、特に20歳から24歳のところでは6.9%ですか、9%とか——ちょっと、ちょっと待ってください。ああ、9.3、全体では9.3%というふうになっていて、20代のところ、20から24歳のところだと14、だから15%ぐらいまでになるわけです、これ足すとね。それで、こういう20歳から24歳のところは、大学、4年制大学、もしくはその後の大学院なんかも含めてね、博士課程の後期課程に行かない限り、いわゆる学業を終えて経済的な自立が果たせるかどうかというところのときに、こういう率で出てくるといのは非常にやっぱり深刻な課題だと。いわゆるその経済的な自立ができない社会構造になっているということが、これは浮き彫りになっているというふうに思うんです。

私はこういうことの背景には、高い学費や奨学金の返済の影響というのは明確にあるんじゃないかというふうに思うんですけども、この点についての認識、それから、今後の施策につなげるという点では、この点で返済不要の奨学金制度ですね、これ23区の中でも足立区、

中野区、あ、順番でいうと21年、2021年、中野区で始まっているんですけども、その後、足立区、来年度から品川区では所得制限なしに実施するというような報道・発表になっておりますよね。こういう点で私は施策につなげていく必要があるんじゃないかと思うけども、思うんですけども、これ一つ。

それから、もう一つは、この(1)のところで、お金や不安、お金の不安や悩みというのですね、ここで居住費が第1位なんですね、61.9%。この後段のほうで課長さんもさっきここ触れられましたけども、文京区に住み続けたいという方たちが87.8%いるというのがありましたよね。私たちも共産党の区議団として、この間、いろいろアンケート活動やっているんですけども、こういうのありましたよ。60代後半の方からなんですけども、息子が結婚したと、結婚したときは近所に住めたんだけど、子どもが産まれたと、2人目が産まれたと、もはや住めないで千葉県に引っ越したんですね。それから、これついこの間、聞いたんですけど、保育園の5歳のクラスに通っているお母さん、御家族がいて、5歳のクラスですよ、もう家賃が高くて子どもの、家賃が高くて引っ越さざるを得ないと。この方、練馬区に引っ越すということだそうなんですけども、5歳で引っ越すのはなかなかつらい、1年生で入学するときとかいうタイミングがあると思うんだけど、今年中にと話。これ家賃なんですよ。だから、住み続けたいけど住めないという実態があるわけです。こういう点でどういう施策の展開というのが考えられるのかね。私たちは家賃補助とかいろんな形でやる必要があると思うんですけども、どうなのか。

それから、まとめて(2)のところで、ひきこもり群が3.1%というのがありました。これは国の統計から見て高いのか低いのかはちょっと議論あるんですけども、この点でも、これ昨年の11月に共産党の区議団の本会議の質問でこの問題取り上げていまして、全部は繰り返しませんけども、例えば支援が必要だと、ひきこもりの環境にある方のね。例えば相談会に行くとか、支援の集まりに行くとかいうときに、交通費とか会費の支援、こういうのは必要だよというのを実際聞いたね、寄せられた声をもとに聞いたんですけども、伴走型の支援は引き続きやるんだけど、新たな経済的支援はやりませんという答弁だったんですよ。この点もね、今度、新しいこういう調査結果が出たことを踏まえて考えていただけないかというふうに思うんですけども、いかがかということですね。

○板倉委員長 一回切り……、まだ。

○金子委員 まとめて、もう一個ぐらいまで。

○板倉委員長 まとめますか。

○金子委員 (3)のところ、(3)のところで家族の世話についてのところで、これヤングケアラーの実態が出ていますということでしたけども、ここでもヤングケアラーの方の実数みたいな数字が今度出てきて、660人ということで4.7%ですけども、その方たちが、そういう実態にある方たちが求める支援というのが、金銭的な援助というのが41.7%になっていて、やっぱりここも25から29歳のところで5割を超えているという。だから、ここでもやっぱり経済的な支援というのは特段求められている。母数、数はそんな別にびっくりする、めちゃくちゃ多いってわけじゃないですよ。だから、そういう点では、私が一連今ここで求めた経済的に支援というのは、財政課なんかがよく言う恒常的な財政支出になるということで、なかなか踏み切れないというような見解もあると思うんだけど、こういうふうのエビデンスが出た以上、そういう方向で経済的な支援をやっていくという方向で、他区の事例にも学んで、骨子の中に入れていくということが必要ではないかと思うんですけども、思うんだけど、それはいかがでしょうか。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 様々御質問いただきましたけども、奨学金につきましては、そのこと自体が高額で重い負担になっていることは今回の結果からも認識できるところではございますけども、現時点におきましては、区独自で奨学金の制度を行う計画はございません。介護保険課のほうで今年度から始めたものはございますが、それ以外には国が実施をしていくべきものだというふうに考えているところでございます。

また、住宅の部分につきましても、物価の高騰も併せて文京区での住宅、文京区だけではないかもしれませんが、住宅の高騰というところも非常に危惧しているところでございます。自由意見欄にも、この意見については非常に多かったところでございます。区内には、低所得者向けではありますが、区営住宅ですとか、都営住宅のほか、配慮が必要な方にはそういう方を対象として助成なども行っておりますので、今回、この奨学金、それから住宅の部分については、まずは今回の結果を関係部署と共有をして、実態の調査に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、ひきこもりの部分につきましても、福祉部の中でひきこもり支援センターを設置をいたしまして相談対応に当たっているほか、委託事業者のほうにも事業を行っていただいております、相談支援ですとか、家族会ですとか、講演会等々、様々な取組を行っているところでございます。昨年度、福祉部のほうで国の交付金を活用しまして、ひきこもり総合対策では、広報の強化ですとか、区民向けの調査等も行っておりますので、その調査、まだ先

日、福祉部のほうから公表されたばかりですので、そういった調査の結果も私ども担当課のほうで確認をして、必要な連携については考えて、必要な検討について考えていきたいというふうに思っております。

それから、ヤングケアラーの部分につきましては、今回、世話をしているという質問の中で、質ですとか量がどの程度か不明、ヤングケアラーの定義は過度な家事・育児でございますので、質や量がどの程度か不明なため、一概にこの数がヤングケアラーということは言えませんけれども、この調査でも分かるとおり、一定数存在はするのかなというふうに認識をしているところでございます。区のほうでは、ヤングケアラー支援推進対策事業、こういったものを行っておりまして、広報の強化ですとか、多様な主体とを対象とした研修を行っておりますので、子ども家庭部の中で、ヤングケアラー本人だけではなく、家族全体に対する支援も行っていきたいというふうに考えております。

それから、最後に骨子に反映したらどうかというところの問いにつきましては、今回、この結果、それから自由意見も様々ございましたが、経済的に負担なこと、区に支援してほしいこと、将来のこと、様々御意見を頂戴しております。今回は概要のため、全数の調査結果というのは、今後、分析をして、しっかり深掘りをしてまいりますので、全ての提案、意見をこの今度の計画に反映することは容易ではないんですけれども、可能な限り、今、庁内でも若者支援に関する事業の調査も庁内に向けて行っておりますので、各会議体、この議会の意見も踏まえて、骨子のほうは作成してまいりたいと考えております。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 一連の答弁ありがとうございました。それで、高い学費のことについてはね、学費が高い、高額だと認識しているという御答弁ありましたよね。それで、今、日本の大学の、4年制大学の私立大学の初年度の納付金の平均ですね、平均が、今、140万ぐらいになっているんですね。国公立大学だと80万円台後半と。国公立についても、例えば今年度から東京大学が10万以上値上げになるということで、教職員や学生の皆さんも含めて、それは困るという声が上がりましたけども、課長、聞きたいですけどね、日本の政府が結んでいる国際人権規約の一部にね、高等教育無償化条項というのを批准して留保をしていたのを、あれは2010年だったかな、12年かな、撤回しているんですね。だから、実行していくというふうになっているんですよ。だから、今の日本の大学の学費が高額だということを認識しているということで、これ世界一高い状況になっていると。人権条約、無償化条項の留保を撤回した後にはね、これが履行されてないということも含めて認識しているのかということを確認した

いと。

それから、住宅問題について、居住費の問題についてもね、私、区民の皆さんの声を示したけど、危惧しているとおっしゃいましたよね。この間、これもきれいな冊子で住宅マスタープランというのができましてね、ここに10年後に目指す姿というのが60ページに書いてあるんですよ。ライフステージに応じた住まい方を推進しますと。これ細かい文字を読むと大変なので読みませんけども、ここに10年後に目指す姿という絵がありましてね、絵が、これちっちゃいから見えないと思うんですけど、マンションにね、御夫婦と子どもさん二人がにこにこ笑顔で暮らしている絵が描いているんですよ。それから、このマンションの中にはひとり暮らしでにこにこ暮らしている人の絵も出ているんです。10年後にこういうふうな絵が文京区で実現できますよということで、文京区の住宅施策のマスタープランの最新のものをこれは示したばかりです。だけど、これ、今回出ている調査結果からすると、課長さんもおっしゃったように危惧するわけだから、こういう絵の結果にならないんじゃないのと。先ほど転居せざるを得ない方がいると、家賃高くて。だから、危惧しているだけではこれは済まない。所管が違うからね、だからさっき最初に言ったように、共有するだけでなく、この絵がね、マスタープランに描かれているにこにこしている絵が実現できるようにするにはどうしたらいいのかと、そういうことを一生懸命考えないといけないと思うんです。このにこにこ笑っている絵が実現できるようにするという点については、これはそうですというふうにおっしゃっていただけると思うんだけど、これ所管違うから、この計画との関係で聞くと所管外ですとなるのかもしれないけども、調査結果から踏まえて危惧している内容についてもう少し踏み込んで答弁いただきたいと思うんです。

それで、この点についてはそこまでにしておきますけども、そのほか、先ほどのお金の不安や悩みのところで、趣味・交際費というのがありますよね。ここもそれなりの数字が出ているんだけど、この点では私たち、2年前の議会のときに、子どもの公共交通の料金、これが中学生になると大人料金になるんです、15歳過ぎるとね。だけど子どもというのは、18歳までは子どもってなっているのに、おかしいんじゃないと。子どもの交通料金、電車とかバスの料金、運賃規定の根拠というのは、そのとき、意見書の提案で言ったんだけど、示したんだけど、1937年の当時の国の何か規定が根拠になっているんですよ。今やね、こういうのは乗り越えていかなきゃいけないと思うんです。それで、この19歳以降の人たちになった場合には、専門学校行ったり大学行ったりするわけで、社会参加がもっと広がるわけでね、若者の移動を支援するという点では、フリーパスみたいなものも必要になってくる。こういう

点については、国とか東京都に要求していくと、こういう結果が出ているわけだから、そういう方向も必要じゃないかと思うんだけど、それについても後でまとめて考え聞きたいと思うんですね。

それで、先進みますけど、あと、若者の困っている実態というのはその後もいろいろ出てきていて、骨子にそれを、私、ぜひ入れてほしいんだけど、そういう若者世代の人たちが、今回調査しているね、困難を抱えているというのが様々な点で明らかになっているので、気軽に相談できる窓口、そういうのをつくったらどうかというふうに思うんですよ。それは私たちがやっているアンケートの中にも、例えば家計の相談をしたいと、そういう窓口をつくってほしいみたいな、そういう声というのは寄せられているのね。それで、よく言うんですね、自治体の相談の分野の施策で、ワンストップ窓口ってあるでしょう。困ったら来てくださいと。よく例に出されるのが滋賀県の野洲市。一時期、みんな視察に行ったりというのでしたこともあるところで、先ほどポップな封筒って話になったときに、滞納整理の封筒と違いますねってありましたけども、この野洲市ではね、税の滞納があったらそれはチャンスなんだと、ぜひ相談してくださいと、ここを切り口にワンストップ窓口つくって、10年ぐらい前からやっているというんですよ。だから、経済困難というのは、先ほど20代の、本来、経済的な自立が必要な時期にそれができないというエビデンスなっているんでね。そういうポップな相談窓口というんですかね、地域活動センターか何かも含めてね、身近に相談できるところをつくるということも必要なんじゃないかと思うんだけど、そういうのは骨子に入れたらどうかというのを私は提案しますけども、それもまとめてお答えいただきたいと思います。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 まず、奨学金につきましては、これまでも区のほうで答弁をさせていただいていますが、大学ですとか高等専門学校の学費の負担軽減措置については国において実施をされているものでございますので、先ほどの委員からの情報は私どもとしても把握はしているところではございますが、経済負担の軽減については、都から国に対して要望は行っているものでございます。

それから、住宅の部分につきましては、先ほども御答弁したとおりでございますが、担当課が事業の優先度ですとか必要性、こういったものを踏まえて総合的に判断するものでございますので、今回の調整結果を直接私どものほうから都市計画部のほうにお伝えはしたいというふうに考えております。

それから、交通料金が中学生以上から大人というところについては、1937年、国が始めたという委員からのお話でございましたが、これにつきましても、区レベルではなく、国や都において検討すべき事項かと認識をしております。

最後に、相談窓口の御提案でございますが、区においても、先ほど申し上げた、ひきこもりですとか、様々、福祉部でも相談窓口を設けているところがございます。他の自治体でも、今、好事例のほう御紹介をいただきましたので、そういったものもしっかり分析をして、今後、どういった相談体制が必要なのかというのは、骨子の中にちょっとそれを含めるかどうかはまた検討が必要ですが、どういった体制が必要なのかについては、引き続き全庁合わせて検討してまいりたいと考えております。

（「関連」と言う人あり）

○板倉委員長 金子委員はもうまとめていただけますかね。

金子委員にまとめてもらって、佐藤委員に。

（「ああ、本当。今の関連だから、ちょっといいですか」と言う人あり）

○板倉委員長 豪一委員。

○豪一委員 今の子育て支援課長の答弁なんだけど、このアンケート結果から考えて、住宅のマスタープランを照らし合わせて都市計画に話をするなんて言っちゃったけど、もともとね、住宅マスタープランの目的というのは何かというのをちゃんと見てもらわないと、全然住宅マスタープランの目的というのは、経済的に支援をするなんていうことは全く書いてないからね。社会、社会環境に応じて、例えば脱炭素化だとか、ここに書いてあるのは、何だ、自然災害の激甚化とか、ICT化とかね、DXとか、そういうのに合わせて区民のライフスタイルもコロナ以降変わっていると、そういうのも取り入れていい住宅環境を文京区はつくろうとっているのが住宅マスタープランであって、お金がないとかそういうことで、確かに僕もね、不動産やっているからいろんな声を聞きますよ。子どもがたくさん増えると住宅住めないから郊外に引っ越したいという相談も受けますけど、それと住宅マスタープランは全然関係ないし、文京区という、ある程度、社会インフラがこれだけ整って、大学もたくさんある、病院もたくさんある、利便性が高いところですよ。都心であるし、人気が集まるのは当然なんです。これは需要と供給の話であって、そこには人気集まるから当然物価が高くなったり不動産が高くなったりは当たり前ですよ。そういうところに住める方は恵まれているし、ありがたいというだけで、それとアンケート結果と住宅マスタープランは全く関係ないと思うから、その辺の答弁は気をつけて、それを具体的にどのように都市計画課に話な

んかするんですか。それをちょっと質問したい。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 私が申し上げたのは、この調査結果がこういう結果が出ているというのを都市計画部に伝えるといったところですので、当然、その助成制度をやるかどうかについては都市計画部のほうで判断をすることだというふうに考えております。

（「いい、あと」と言う人あり）

○板倉委員長 まだありますか。

○豪一委員 まだありますよ。ちょっとね、もうちょっと、金子委員の質問の中にはいい質問も当然ありますけれど、ちょっとね、端的にもうちょっとね、委員長、質問をまとめて言ってほしい。

○板倉委員長 はい、そのように言っていますから。

○豪一委員 いや、そういうふうにしてほしい。言っているだけでしてないからね。それだけ意見として述べさせていただきます。

○板倉委員長 金子委員。そろそろまとめてください。

○金子委員 いや、だから、まとめるって言っているでしょう。

ただ、ちょっと今の都市計画の施策との話の関連で言うと、私が住宅補助、家賃補助か、家賃補助って言ったのはね、私が想定しているのは、マスタープランには今書かれてないことはそれは承知をしています。だから絵を紹介したのね、10年後の姿ね。これはこういう絵になるということを言っているわけです。ただ、ちなみに御紹介すれば、文京区の住宅基本条例の11条でね、区は区民が区内の良質な民間賃貸住宅に居住できるよう、家賃助成、その他必要があると認めた適切な支援を行うものとする、こういうのもありますので、ぜひ都市計画部で検討していただきたいと私たちは思っていると、そういうのを背景にあの絵を御紹介したということでもあります。

それで、御答弁いただきましたけど、学費の問題、国が学費の支援やっていますよ、奨学金の支援やっていますよとおっしゃいましたけれども、それ就学支援金制度だと思うんです。これは例えば入学して使えるかどうかって入学後に審査があるんですよ。それから、進学、2年生、3年生進級するでしょう。そうするとね、前年の成績要件によって相対評価で必ず落ちる人がいる、そういう仕組みになっているんですよ。非常に不安定で使いづらいと。そうした課題もあるので、だから足立区とか品川区とか中野区がいろいろなここでやり始めているという背景もあるので、そういうことも含めて加味して掌握していただいて、いただけれ

ばというふうに思います。

それで、まとめますけども、私はそういった形で骨子の中に、今回出てきている調査結果を踏まえて、若者世代への経済的支援をやると、家賃補助や、それから公的住宅の供給、18歳までの公共料金の子ども料金適用、それから若者フリーパス、返済不要の奨学金、それから、ヤングケアラーなど困難を抱える人には直ちに経済的支援をやっていくというような柱立てが必要だろうと。それから、困難を抱える若者世代の気軽な相談窓口なんかも必要だろうと思います。

最後に一つだけ紹介して終わりますけども、私たちも、この間、いろんな区民の声を聞く中で、こういうのがありました。税金が高いというんですね。こういう声なんです、社会保険料、税金が高過ぎる、稼いでも3分の1近く持っていかれるので消費をする気も起きない。だけど働いて頑張っていますと、最後にそう書いてあるんですよ。だから、何も私たちは文京区だけでこれを全部クリアしようと、克服しようという、それは無理だと思うんですね。だから、国においてはやっぱり消費税の減税なんか、今、話題になっていますから、どんどんやっていく必要があると思うんだけど、そこに行き着くまでの間のつなぎとしてもね、こういう結果が出たときに素早く来年度から手を打っていくということが必要だと思うのね。まだ骨子、計画が来年できるという段階なので、いつもの通常のスPEEDからいうと、施策はその次の年度みたいな話になるかもしれないんだけど、今回の、さっきは骨子のこと言いましたけども、こういう声も寄せられておりますので、そのことをお伝えしながら、直ちに手を打っていくべきことについては、所管課ともそれは相談して、手を打つという判断もしていただきたい。そのことも付け加えてお願いをしておきたいと思いますけども、それで、これはお願いをして終わります。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 今回、たくさんの御回答をいただきまして、貴重なアンケート結果になったかと思えます。ありがとうございます。答えてくださった若い方々に感謝をしたいと思えますし、所管の皆様にも取りまとめ等ありがとうございます。報告ありがとうございます。

今回の若者計画の策定に当たっては、この前文にもありますけども、子ども・若者育成支援推進法に基づいて行うということで、この目的としては、こども基本法と同じく、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるように支援を続けるというものでありますけども、今回の実態調査、今回、結果を拝見いたしますと、そうした基本的なアンケート調査以上に様々なアンケート結果、ニーズを捉えることができているのではないかというふうに

私は感じているんですけども、今回の調査結果を、まず、所管のほうではどのように受け止めていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 今回は概要版の結果ということで、全体の分析がまだできておりませんが、所管課としての感想レベルになってしまいますけども、このたびの結果は、おおむねイメージしていたものであった反面、自己肯定感ですとか、将来の希望に関する部分については、想定を超えた結果だったかなと感じております。

また、例えば若者の居場所ですとか、地域、若者が地域へ感じて、地域の感じ方ですとか、そのほか結婚や育児、こういったものも区に求めるニーズを一定捉えることができたというふうに実感をしているところでございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。そうですね、確かに地域に対する考え方とか、ボランティアに参加してみたいとか、確かにそういった非常に区としては捉えたいけれども、なかなか捉えられなかったようなニーズも捉えることができているのかなと思いました。

今回は法の趣旨において把握されて展開をしなきゃいけないヤングケアラー、ひきこもりやニートといった課題については、今回、改めて数値としていろんな実態が見えてきたと思うんですけども、既に区でもいろんな施策を実施をしていると、取り組んでいるというところでございます。また、子育て支援においては、子育て支援課を中心に様々な支援策の充実も図ってまいりました。そうした意味では、今回のアンケート調査結果に対して、既に区としても実施をしている施策もあるということで、この今回の実態把握をした上で、その上で全庁的に現状あるサービス、事業などと比較して、並べてみて、不足と思われる部分、サービスがない部分、こうした部分についてしっかりと事業を新しく検討していく必要があると思いますが、いかがでしょうかという質問と、また、こうした全庁的な取組になるということで、総合的に若者計画というものを真ん中に据えて調整をしていく、そうした担当組織というものを、担当者といったものも置いていく必要もあると思いますけども、いかがでしょうか。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 区の様々なセクションでこの若者支援に関する取組を行っておりますので、今、まさに私どもの部署から、私どもの部署から全庁にかけてこの19歳から39歳の若者への取組というのをどういうものを行っているかというのを調査を行っているところでござ

ざいます。このたびの全数の調査結果、それから、今言った区全体のサービスを、今、把握に努めているところでございますので、その差というか比較につきましては、計画策定の過程の中で検討してまいりたいと考えております。

○板倉委員長 多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 ただいま課長のほうから答弁した内容に引き続いて、この計画、この調査、この計画をやっていく上で、これから方向性ですとか、全体のこの事業を整理していく形になると思うんですけども、そういったことを踏まえて、何かしら全庁的にこの若者施策を効率的に進めていく必要があるというふうに考えております。そうしたことを受けて、企画政策部等、関連部署と組織の検討について何かしら検討を進めていきたいというふうに思っています。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。ぜひ、今回の結果を受け止めていただいて、全庁的な取組を具体的に進めていただけるように、ぜひよろしくお願いいたします。

先ほど金子委員からも少し紹介ありましたが、相談窓口などについてなんですけども、全国の自治体でも既に若者計画をつくって、相談窓口をつくったり、居場所をつくったりしている自治体も多くございます。今回、初めてこういった若者に対する実態調査を行わせていただいたんですけども、ある意味、継続してそうした若い方々の声を受け止めていけるような取組、また、相談を受け止めていくような窓口、居場所、こうしたものをやっぱり設置をしていく必要がある。また、それによって寄り添った支援につなげていける、先ほどお話しされていましたが、重層的な支援につなげていけるということになっていくのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 相談に関する取組につきましては、そういったお声も非常に多かったもので、こういった相談業務を区のほうで整理をして、こういった体制にできるかというのは、今後、検討はしていきたいと考えております。

居場所につきましても、PDFの15ページにあるような様々な居場所がある中で、これだけ困っている方というのがあるという現状を区のほうでも理解をいたしましたので、まず、居場所の量が不足をしているのか、それとも居場所への周知が不足しているのか、こういったものも今のこの委員の御提案、御発言も含めて、区として必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ぜひ整理をしていただいて検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

24ページ、すいません、真ん中の、PDFじゃなくて真ん中のページのところなんですけども、将来への希望感についてというところと、26ページ、国や自治体に求める支援というところでちょっと触れたいんですけども、23.2%の方が将来に「希望がない」というふうに回答されていて、詳しい意見、御要望を真摯に受け止めて、希望を持っていただけるように、区としても、また、様々な関係している民間事業者とも力を合わせて取り組んでいく必要があるのかなと思いました。

26ページのところでは、現在、ひとりである方々の中では、「住まいや暮らしへの経済的支援」、雇用の収入の、「雇用や収入の安定化を目指した施策」、「出会いの場や機会を創出するための支援」が多くの回答を占めておりました。こうしたところにもしっかり対策を練っていく必要があるかなというふうに思います。若者の皆様が切実に抱えていらっしゃる課題だと思います。

若者政策を専門とされている宮本みち子先生、有名な若者計画など、若者政策に携わっている先生ですけども、最近のインタビュー記事の中で、ちょっと紹介させていただきたいんですけども、結婚して家庭を持ちたいと思っても出会う機会がない状態にあることや、仕事や経済的条件が整わないために、早々に結婚をあきらめている男性が、男性が少なくない。経済力が十分でなければ家庭を持つべきではないといった男性の思い込みも根強いです。そうした状況の中で希望ある未来を実現する鍵は、何より若者の支援にあります。ヨーロッパでは、2000年代初頭から社会政策決定への若者の参画を積極的に推進してきました。韓国では日本以上に低迷する出生率への危機感の下、2020年に青年基本法が制定され、若者の声を政策に反映する仕組みを迅速に整えていますと。今こそ現役世代の可能性を最大限に引き出す包括的な支援を政策の中核に据えるべきです。社会の担い手である現役世代が生き生きと活躍し、未来に希望を抱ける社会を築くために、その自立と成長を後押しする政策推進を強く期待していますと言われているんですね。

これだけ重要なものであるんですけども、この先生が危惧しているのは、若者計画の位置づけが、こども基本法の中で見えにくくなっているということをちょっと心配をされているということでございますので、今回、我々の区で取り組んで策定をしていく若者計画の重要性をしっかりと認識して、区民の皆様、今回、アンケート調査に協力してくださった皆様、

若い方々にしっかりお応えできる計画策定、施策の実施、充実を図っていただきたいと思います
ますが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 まさに委員のおっしゃるとおりでございまして、他の自治体では、この若者計画を子ども・若者計画、または子ども計画として一体的に策定しているところが多いんですが、本区では、この若者の現状を鑑みて、若者だけを取り出して、若者を個別で計画を策定する判断をしたところでございます。このたびの調査結果からも分かるとおり、若者が抱える課題、非常に複雑化・多様化しておりますので、この計画の重要性を改めて認識をして、若者への支援を一層推進できる計画としていきたいと考えています。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。改めてちょっと確認をさせていただきました。

次に、住宅価格の高騰について、先ほど金子委員からも、ほかの委員からも触れられていましたが、お金の不安や悩みのある費用というところで、やっぱり居住費が61.9%ということとございました。こうした課題は、文京区だけでなく、やはり東京都としても大きな課題と認識されていて、子育て世帯が郊外に流出してしまっている課題の解決のために、東京都では、今年度からアフォーダブル住宅の創設を今年度から始めるということとございます。我々公明党も若い方々から切実なお声もお寄せをいただいてまいりましたし、やはり文京区でマンションが値上がりをしてしまっているということで、なかなか難しいというお声もいただいていたので、都議会公明党も推進をしてきましたアフォーダブル住宅の創設にうたっています。この取組、非常に注目をするんですけども、区としてもしっかりこの取組を理解をして周知、また、この事業などにつなげていけるようにしていく、こうしたことが必要かと思いますが、認識等をお伺いしたいと思います。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 市場価格よりも安価に住宅を供給する、供給できるという仕組みにつきましては、都が、今、委員からお話があったとおり、令和7年度から着手するという情報は新聞報道等で私どもも承知をしているところでございます。これが令和9年末までにというふうに、というようなふうに報道では確認をいたしましたが、そういったものが開始されることになれば、若者の住宅の確保につながるものであるというふうには考えておりますので、所管となります福祉部ですとか都市計画部等と状況は注視してまいりたいと考えております。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ぜひ注視していただいて、可能であれば区としても取組も検討していただきたいと思います。

最後になります、7ページの、すいません、真ん中のページなんですけども、お金の不安や悩みについてというところで、やはり「学費・奨学金返済」に20.9%のというお声がありました。国や都においても、まずは国において返済不要の奨学金制度も拡充等に取り組んでいるところがございますが、また、国や都が奨学金返済の支援を行う事業も実施をしているということで、国は交付金で地方自治体にそうした支援をした自治体に、また交付金で補充をするといった取組、また、都においては、中小企業、建設、ものづくり、ITの中小企業の皆様に補助していくという、そうした奨学金返済支援事業を実施をしているということでございます。また、東京都では教員の方を今度その対象にしていくということになりますので、こうした取組、非常に有効であるなと思いますが、東京都の建設、IT、ものづくりの奨学金返済支援事業を、私、文京区内の建設業界の方にお会いしたときに、これ御存じですかって聞いたんですけども、その会社さんはもう既に活用されていたんですね。だから本当に素晴らしいなと思ひまして、なかなか知らない事業者さんが多いんですけども、ぜひこういった事業についても経済課さんと連携しながら周知をしていただくといいのではないかなというふうに思います。

これを、その点いかがでしょうかということと、それから、文京区でも昨年度から介護従事者への奨学金返済の支援の事業をスタートいたしました。こうした支援事業を周知していくとともに、人材確保の視点、特にエッセンシャルワーカーの皆様の待遇改善にもつながるので、保育士などの事業分野への展開など求められていると思いますので、いかがでしょうか、見解をお伺いしたいと思います。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 介護人材確保の観点から、福祉部において奨学金返済事業を昨年度からスタートして、介護事業者等にも周知を行っているほか、様々行っていると聞いておりますが、当然、必要な周知については、先ほどの都の建設業界を含めた奨学金についても、区としてできる周知については努めていきたいと考えています。

区独自の取組につきましては、先ほど金子委員のところでも答弁さしあげまして、現時点で行う計画はございませんが、まずは、今回、ちょっと若者調査の実態の結果の御報告でございますので、まず、この結果を庁内全体に共有していくことから始めたいというふうに考

えております。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございました。奨学金の、返済不要の奨学金制度ということじゃなくて、僕が、我々言っているのは、その返済支援なんですね。そうした、要は、例えば文京区に就職、仕事をしてくださった方に返済に、返済を応援すると。それは返済を応援することで、これ民間企業ですと、それは税金がかからなかったりして損金扱いできたりするんですね。そうした仕組みになっていますので、非常に有効な、企業さんにとっても、また、本人にとっても非常に有効な事業でありますので、そうした取組を拡充をしていただきたいというものでございました。引き続き、政策策定に向けて、計画策定に向けて取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。まず、質問の前に、住宅、居住支援についてなんですけれども、先ほど宮本委員からも金子委員からも佐藤委員からもお話ありましたけれども、若者の61.9%が居住費について不安を感じているというところが、今回、調査で明らかになって、私たちの会派でも、若者は住宅弱者かどうかということについて結構議論をいたしました。若者もちろん住宅弱者の一種であろうというふうには思いますけれども、し、また、先ほど金子委員がおっしゃったように、住宅基本条例において、区の住宅供給だったりとか家賃助成等についても、一応、条例に定めがあります。また、住宅マスタープランにおいても、委員長も住政審の委員でいらっしゃったので一緒に議論したと思いますけれども、全くマスタープランに入っていないわけではなくて、住宅マスタープランに居住支援については様々な、それこそ住宅セーフティネット法も改正になりましたし、そういった様々な福祉施策が絡んでくるので、地域福祉推進計画のほうで定めましょうというふうな、そういう仕切りになったことがあります。ですから、福祉的な住宅政策を全くしないとか、居住支援をしないというわけではないですけれども、そもそも、障害者とか高齢者などの住宅弱者に対しても、今、文京区の居住支援がまだまだ弱い部分がある中で、住宅弱者の一種ではあるけれども、若者への居住支援というのをどういうバランス、居住支援の全体のバランスの中でどういうふうに見ていくのかということを福祉部と都市計画部が考えていくことは必要だなというふうに考えておりますけれども、全く考えなくてもいいとは思いませんし、先ほど宮本委員がおっしゃった、アフォーダブル住宅についても、ゼロエミについても、ほとんど東京都がやっている住宅政策というのを住宅マスタープランでもより、何というか展開し

ていきたいと思いますとか、啓発していきたいと思いますというような、そういった記述も結構多いので、東京と連携しながら住宅施策が行っていけばいいんじゃないかなというふうに考えていますということを一言申し上げたいというふうに思います。

それで、質問を始めてまいりたいというふうに思うんですけども、この設問と、この設問と、あと回答とがどのように若者計画の章立てにつながっていくのかとかということが施策化できるのかということは、これまでも皆さんおっしゃっていたかというふうに思います。先ほど子育て支援課長もおっしゃいましたように、先行区の章立てとかを見ていくと、若者計画部分においても、やはり子育て支援計画と一体になっておりますので、そこまで、今回、調査結果で出てきたような_____調査結果を施策化しているような、そういう計画があまり先行例として見つけれませんでした。実際に今回の調査において、経済的支援等についてだったりとか、それから将来への不安とか、就労支援とか、そういった部分について、あと社会参加等ですよね。そういった部分について高いニーズが見えたにもかかわらず、その部分について、それこそこれまでなぜ若者計画が自治体政策として根づいてこなかったかということにもつながると思うんですけども、以前も言ったかもしれませんが、それが基礎自治体の仕事なのかということになってきて、それを若者計画として施策化できるのかというところが問題になってくるのかなというふうに思います。先ほどからお話が出ていますように国や都の事業と連携しながら、例えばその奨学金の事業だったりとか、やっていく必要もあるかと思いますが、独自事業でやっていくのかという、そういった切り分けの問題もあります。そういった、どういった若者が支援すべき若者であって、どのような困難を抱えた若者に支援をしていくのかということを施策化する時点で、しっかりと定義していないと、非常に母数が多いので、財政的な負担が大きくなるかというふうに思うんですけども、そちらの部分についてどうお考えなのか伺いたいというふうに思います。

まとめたほうがいいですか。

○板倉委員長 はい。

○上田委員 じゃあ、次行きます。先ほど、子育て支援計画とは別に若者計画をつくっていくというお話を、子育て支援課長、いい話をしてくださったんですけども、前の支援課長は、取りあえず今回は若者計画は若者計画でつくって、2期以降は子育て支援計画と一緒にという話も出ておりましたけれども、そちらのほうはどういうお考えでいらっしゃるのか。もちろん若者計画として、私たちは子育て計画の延長ではない若者計画を求めてまいりましたし、若者計画としてしっかりとつくってもらいたいという思いはありますけれども、ただし、そ

ういった策定の効率性の問題などを考えていくと、子育て支援計画と一体での策定、改定というのは、そういう周期でいくというのは、一つあり得るというふうに思うんですけども、それは今後どのように考えていくのか。また、総合戦略への書き込みというのは今年度の修正というふうに考えてよろしいのか、伺いたいと思います。

まず、一回切って。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 まず、この計画の方向性のようなものでございますけども、今回、庁内に調査をとった中で、テーマとしては、社会的な自立支援ですとか、若者の自己実現、そういったものをテーマに庁内の調査をかけております。まだ今回ちょっと骨子は当然ここで示しておりませんでして、今回の御報告は、この若者実態調査の結果でございますので、その結果を、まだ先月ぐらいにこの結果が出たばかりですので、今、そこをちょうど分析をしているところであります。どういった若者が対象になってくるのかというのは、今後、次の議会で骨子のようなものをお示ししますので、そこでしっかり議論させていただければと思います。

また、若者計画と子ども計画、それから子育て支援計画との関係につきましては、今回の資料の1ページ目にもありますとおり、計画の位置付けというのを示させていただきました。これまでも、例えば子育て支援計画を改定する中で、若者計画も併せて策定することもできたことはあるんだと思うんですけども、あえて、先ほど申し上げたとおり、若者の課題をすごく危惧をしておりますので、取り出して計画策定をすることになりました。初回につきましては若者計画単独でつくりますが、今後、この計画の位置付けにもあるとおり、次の見直しのときには、子育て支援計画の中に包含する形に若者計画はなるというふうに考えています。総合戦略にどう組み入れていくかにつきましても、また、9月以降の際に御報告させていただければと考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 あと、すいません、調査についてですけども、今、集約に時間がかかっているのは、全数調査で自由意見が多数あるからというふうに伺っております。前の子育て支援課長によれば、自由意見を集約すれば質的調査の代わりになるようなことをおっしゃっていましたが、まさかそんなことはないというふうには思うんですけども、自由意見をどう集約していくのか。また、そういった集約に非常に時間がかかる自由意見を全数でおとりになって、どのように御回答いただいた、15分もかけて御回答いただいた若者の皆様にフィ

ードバックをなさるのか、お考えを伺いたいというふうに思います。

それから、もちろん自由意見を全数でアンケートをとったからといって、質的調査の代わりになるわけがありませんから、そういった意味で、これから様々なというか、ワークショップを行われるというふうに書かれておりますので、ワークショップ等を通じて、様々な若者の生の意見を深く酌み取ることができるようになるかなというふうに思いますし、また、この量的調査の中で、かなり端的に言って婚姻数だったりとか、割合だったりとか、あとは、それから所得だったりとか、かなりバイアスのかかった回答者であるということが分かるかというふうに思います。そういったバイアスを補正しながら、正しい支援が必要な若者に支援を行っていく、そういう若者計画にしていくために、質的調査が必要かなというふうに思います。

ワークショップで質的調査、一定行われるというふうに思うのですが、やはりしっかりと学識経験者とか社会学等の視点とか知見のある学識経験者によって質的調査を行って、こういった若者計画を監修していただく必要があるかなというふうに伺っております。聞くところによると、臨床心理の専門家の先生とユースワークの専門家の先生をお願いをしているということで、たまたまその先生が女性ということですので、ジェンダーの部分についても御監修いただけるのかなというふうに考えておりますが、その学識経験者の先生方にどのように御活躍いただく御予定かということを伺いたいというふうに思います。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 自由意見につきましては、まず、1万4,000人の方の自由意見、全ての方が書いているわけではございませんが、A4で約1,000ページほどの分量がございまして、今、それを担当職員と私のほうで分担して確認作業を行っているところでございます。当然、その貴重な時間書いて、貴重な時間を割いて書いていただいた内容でございますので、しっかり全てに目を通して、ただ、もちろんその全てを計画に載せることはできませんので、必要に応じて集約をして、なるべく多く計画に反映できるように検討はしていきたいというふうに考えております。

また、質的な調査の部分につきましては、先ほど委員からお話がありましたが、学識経験者2名の方に御依頼をする予定でございます。委員からもお話がありましたが、専門は就労・居場所等の若者の支援のほか、臨床心理学、社会福祉学が専門でございますけれども、全数調査の結果の概要に対する見解ですとか、あとは計画の方向性、様々御助言をいただきまして、やはり、当然、その客観的な助言というのは当然不可欠でございますので、このお

二人にも加わっていただいて、策定は進めていきたいと考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。質的調査については、より施策と、区としてこういった特にこの若者が気がかりという部分、ひきこもりだったりとか、そういった重層的支援体制整備事業の中で、一定、重点的に支援すべき若者については、別途、当然くみ取っていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

また、子どもの権利とか子どもの意見表明については、より一層そのエージェンシーというか、自発的な取組というものを、考えを引き出せるような、そういったものにしていただきたいと思います。ともすると、若者計画こういうふういきなさいというような感じで、思想が入ってしまったりとか誘導したりするようなことがないように、多様な生き方を肯定できるようなアンコンシャスバイアスがないものにしていただく必要があるかというふうに思います。そちらについてはお考えをお聞かせいただきたいのと、また、相談窓口については、既に金子委員、宮本委員おっしゃっていますけれども、若者が話せる場所というのが少ないんだなというのが、深い部分についてですよ、いうところがあるかというふうに思います。友達とはまた違う相談がしたい部分があるのかなというふうに思いますので、相談窓口については検討いただきたいのが一点と、あと、私どもの会派の総括質問において、あれ、ちょっとごめんなさい——総括質問において、講師の先生方の、講師の先生じゃない、研究会の講師の先生がおっしゃっていたユースバジェットを提案して、を文京区でも取り入れてはどうですかというのを提案しておりますので、御検討いただければというふうに思います。

以上です。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 まず、当然、その多様な価値観、考え方というのは大前提ということは、今回の全数調査の中にもそういった言葉を入れて調査もっておりますし、当然、区としてもそういったところについては認識をしておりますので、今の委員の御指摘を踏まえて計画策定に当たっていききたいと考えています。

相談窓口につきましても、様々な、先ほども申し上げたひきこもりですとか、様々な相談窓口がございますので、今回、今、庁内にどういった取組を行っているか調査をかけていますので、そういったものも整理を踏まえていきたいと思っています。

研究会で出た意見についても、また、担当課のほうで確認をしてまいります。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 すいません。その相談できる人がいないは、ちょっとごめんなさい、訂正します。

削ってください、会議録から。ちょっと元データが_____がなくなっちゃったんで、申し訳ない、すいません。

○板倉委員長 山田委員、お待たせしました。

○山田委員 はい。まずはアンケートを回収して、ここまでデータを分析、分析はまだしてないですね、結果をお示しいただいたこと、本当にありがとうございます。私は、この結果を全部見させていただいて、これまでの皆さんの委員の方々とはまたちょっと違う視点なんですけれども、それぞれの若者が抱えている問題がこの数字で年齢ごとに見えてきたというところはありますが、一番最初のところで、家族構成という質問がありまして、ここで「2人以上」と答えた方以外に、ひとりで暮らしている人がいるわけですね。そうすると、そのひとりで暮らしている人というのは、これ1万4,000、約1万4,000から9,460を引いた4,600人がおひとりで暮らしている人というふうに思っているのかなというふうにちょっと見たんですね。

ちょっと質問続けます。そういったときに、例えばこれらの質問の回答が、ひとりで住んでいる人たちの回答なのか、それともミックスされちゃって出ているからそこが分からないのか、家族構成によっても、これ選べるのはどれでも選んでいいという複数選択になっているじゃないですか。そうすると、例えばこの回答した人が、父親、母親、祖父母と子どもとで暮らしている人なのか、それか、もしくはその方と祖父母で暮らしているのかとか、その方と母だけで暮らしているのかと、いろんな構成パターンがあるわけですね。そうやってきたときに出てきた回答というのが、やっぱりある一定、その世帯の構成での傾向も違ってくるのかなというふうに思ったりするんです。だけど、この調査では、そこまでは思わないで、単純に文京区に住みたいと思っている人はこんだけいましたとか、居場所がないという人が意外と多かったとか、将来の希望感がないという人が多かったという、そういう項目だけを見て、今後、そこをどうしていくかというふうに考えていくものなのかというふうに、てん、てん、てん、って思ったんですね。例えばひとり暮らしで、それでも文京区に住みたいと思っているのかとかね、ひとり暮らしで、ひとり暮らししている居場所があるはずなのに居場所がないって感じているのか、また大きな違いじゃないですか。なので、ちょっと私の中ですごく、全ての質問項目についての結果は分かったんですが、何となくちょっともやもやする感じというのが否めないのかななんて思ったんです。

それで、先ほど課長が自由意見が1万4,000件あったと。これ私はとても大切だと思うんですね。今、私が言ったこと、だから、むしろこういった自由意見の中にいろいろな要素が盛り込まれているんじゃないかと、1,000ページ近くの。

そこでお聞きしたいのが、こういった自由意見の中で、全部一応お読みになられたっておっしゃられたけれど、どういったことが、何か引っかかったことというんでしょうかね、今回、この自由意見をいただいた中で、どういったことが課長はちょっとお感じになられたのかなということをここでお示しいただけたらなとちょっと思います。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 委員が、まず冒頭申し上げたクロス集計で、様々、本当に細かく分析をしようと思えばできるんですが、ただ、今回、このページで29問、これから79問の全数調査の自由意見も含めると膨大な量になりますので、クロス集計については、必要な部分を私たちのほうの判断で考えさせていただきたいなと思っています。

自由意見につきましては、先ほど申し上げた1,000ページを担当職員と私とで確認をしたんですが、確認した限りで申し上げますと、キーワードとしては、金銭的な不安としましては、税金のことですとか、社会保険料のことですとか、先ほどから何度も出ている物価高騰ですとか、住宅に関することへの不安のほか、外国籍の方との共生に関する不安の声も幾つかお声をいただいています。そのほか、区として、ちょっと手前みそな言い方ですが、区としてこういったアンケートを実施したことについての評価と、その一方で、評価をしたからには、ちゃんとその内容をしっかり計画に落とし込んでいただきたいというような声のほうも多数いただいているところでございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。やはりね、そういった自由意見の中から、ここに出てきたデータの数字というのが、それこそクロス集計という言葉は使わないと思うけど、そこでクロスされていくのかなという感もありますので、その自由意見というところをしっかりと、やはり、今、AIにかければキーワードがこう出てくるのかな。そういうのでも読めたりしますので、しっかりとそのデータは上手に使っていただきたいところかなというふうに思います。

最後に、この若者たち、困難な問題や、ひきこもりだったりとか、社会になじめなかったりとかというそういう若者たち、これから若者には本当に活躍していてもらわなければいけない若者たちに、文京区、特にこの文京区において、課長の思いというんですかね、どん

なこの計画をもとに若者に届くような、何かこうプランとか、思いとか、今後、こういうふうにしていけばいいなって、ちょっとすごく質問がすごく大きい、大きいんですけども、育成室の待機児童のときに加速化プランを掲げたあのような勢いで、何かそういった、ぜひアグレッシブな思いというのかな、それをちょっとお聞かせ願えればなというふうに思います。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 このたびの回収率が20%という結果でございましたが、ただ、1万4,000人という相当な数の若者の方から貴重な時間を割いて御回答いただいたのが事実でございます。その思いというのをしっかり担当課としても受け止めて計画策定に当たっていくことがすごく非常に重要なことかなというふうに思っております。

また、一方で、この調査結果の一つに、将来に希望が持てないですとか、そういった回答も大変多かったところでございます。この若者計画を策定することで、文京区に住んでいてよかったという方も9割近くいましたが、その数字がもっと上がるように、将来に希望を持てないという方も結構多かったんですが、そういった方が将来に希望を持てるというふうにも実感できるような若者計画、実効性のある若者計画を策定していきたいという決意を新たにしましたところでございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 そうですね、ありがとうございます。そして、それを、やはり39歳までか、の人たちが、ああ、若者計画ってあるんだねというそのやはり周知、広報していくというところも同時に並行して大切になってくると思いますので、そのあたりもよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。この若者計画もやっぱり大切だなと思うんですが、先ほど来、ちょっと出ているので、お金の不安や悩みのある費用というところで、ちょっと一言。先ほど来、奨学金の話が出ていましたよね。それについては国がやるべきことだからという区の姿勢は分かるんですけども、ぜひこの調査をして、もうちょっと掘り下げてほしいなと思うんですよ。例えばね、この奨学金について言えば、返済については借りた額、それから返済については、もういろんな形態があるんで、一律には言えないんですけども、例えば5万4,000円を授業料だけで大学で借りたとして、そうすると返済が、これは一例ですよ、1万4,400円を15年間返すんですよ、15年間。22歳から15年間という、ちょうどこの若

者計画をつくるこの期間、ずっと返済なわけですよ。これが今の社会の現実なわけですよ。私はぜひ、このあらわれた数字をちょっと掘り下げて、本当に困難を抱えたりとか、あるいは苦しみを抱えている若者に対して文京区としてできることはね、私はぜひしていただきたい。この報告事項の次の項にあるじゃないですか、区独自というのがあるじゃない。これはね、私はあってもいいと思うんです。国がね、まだ決まらないけど、つなぎで文京区はやろうとかということがあってもいいと思うんです。ですから、ぜひこの数値については、いま一歩ちょっと掘り下げてみてね、初任給がいくら上がっているとはいえ、15年間ずっとこの返済を抱えているというのは、それはやっぱりつらいですよ。この点についてはぜひね、もちろん支援課、子育て支援課だけで決まるもんじゃないですけども、文京区としてぜひ御検討のほどはお願いをしたいということです。これが一つ。

ちょっと次の質問は、どこだっけ、14ページに居場所についてということで質問します。居場所。この居場所ね、ページ14の安心できる場所で、ちょっと驚いたんですけど、かなりの93%ですか、14ページ、居場所があるというふうに書かれて、結果としては出ていますよね、結果としては。ところがこれ、次のページちょっと見ていただくと、15ページね、見ると、「自宅・自分の部屋」というように居場所というのが出てくるわけなんです。最近よく、居場所というのが、自分の部屋があるとか、会社でいえば自分の机があるから自分の居場所があるということもあろうかと思いますが、もうちょっと別の居場所という言葉で使われることが多いと思うんです。要は、自分の存在であるとか、自分の経験・知識であるとか、そういったものが認められるか否かという、いわゆる自分の居場所、そちらで使われることが多々最近では多いと思う。物理的な居場所ね、自分のゲームをやる喫茶店、行きつけの喫茶店があるからこれが居場所、これも居場所かもしれない。だけど、今は若者が自分の気持ちの中で、自己肯定感といいますか、それを認めてもらえる居場所というものを本当に欲しているんじゃないかなというふうには思っているんです。

ちょっと長くなりますが、特別区議会、23区の講演会がよくあるんですよ、勉強会ね。その中に、自治体における子どもや若者に関する取組の推進についてということで勉強会があって、清原慶子さん、前の三鷹市長の方の講演、これ私も結構勉強になりまして、いいなと思ってよかったと思うんですけど、この中で、この子どもや若者の施策を、本当に必要なんだということをこの講師の先生がおっしゃっていて、それはいわゆる自治体、首長、議会、それから議会、だから民間、大学、産業、公、官の、もうとにかく文京区全体としてこうした取組をしたほうがいいですよという提案があります。その中で、子どもの自己認識を向上、

これは子どもに限らないんです、若者を含めてなんですけれども、その中で地域、地域ね、地域、私も町会とか育成会とかいろんなところに顔を出して、いろんな御意見を拝聴するんですけれども、地域で独自にいろんな活動が行われているところに、ぜひこの若者が何らかの形で何らかの参加ができるようなことを頑張るのも私は地域だと思うんですが、それをバックアップするのが、この計画に基づいて行う施策の考え方じゃないかと思うんですよね。だから地域を、地域の活動を支える、その中に若者を焦点に当てた呼びかけなりをする。なおかつ、その若者の方々の自己肯定感といいますか存在を認める。そういう受入れ体制を広くねということを区がその施策の中にぜひ考え方として入れていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 奨学金につきましては、先ほど御答弁したとおりでございますが、このたびの調査結果については関係部署等に共有をして、また、自治体でも様々な取組を行っていますので、情報収集については引き続き努めてまいりたいと考えております。

地域コミュニティのお話が出ましたが、今回の結果、調査結果も、希薄化というのが浮き彫りになったのかなという認識ではございます。区が居場所を当然用意するのも必要ではあるんだとは思いますが、今、委員がおっしゃった、地域の中でそういった取組というのが行われていくことも、一つ望ましい方策かなと思っております。区のほうでは、町会・自治会での取組への補助ですとか、それから、そういったものへの周知、それから区内には文化、スポーツ、芸術、そういったものに関わっている団体さんへの補助のほうも必要に応じて区のほうでさせていただいておりますので、区は可能な限り後方支援という形で地域コミュニティの活性化に関わっていきたいと考えております。

計画にどういうふうに盛り込めるかにつきましては、今後、骨子をつくってまいりますので、今の委員の意見も一つの参考とさせていただきたいと考えています。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。ぜひお願いします。

ただ、それに欲を言えばということでね、それぞれ今度は横の所管になっていくじゃないですか。地域ってなったらね、区民部であったりとか、アカデミーであったりとか、様々なところになっていくわけなんですけれども、そこで予算をこれだけつけましたというふうにお考えになる、どうしてもそうなるんですけれども、ただ、そこにおける若者の、例えば自己肯定感であるとか、今の充実感であるとか、社会貢献意識であるとかということを区のほうが、

所管のほうを意識した施策になるのかね、事務的に予算を配分するのかということでは、私は大きな違いが結果としては生まれてくるんじゃないかなと思うんですよ。それは、冒頭言いました、ここにあらわれている数字をもうちょっと掘り下げていただいて、そこにいる若者の悩みだとか、苦しみだとか、置かれている状況、そうしたことも併せたことをぜひ所管の方もその施策に反映できるように、ぜひ御検討、今日のところは考え方になりますけれども、ぜひお願いをしたいということを述べて、終わります。

○板倉委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ほかの方の質問で聞けたところもあるので簡単になんですけど、まず、この1万4,000人集約できたということなんすけども、やっぱり回収率が20%というのは少し低いかなと思いますので、周知も工夫はしていただいているということなんで、これは要望として、今後も具体的に25%、30%上げていけるように、引き続き取り組んでいただければと思います。

それと、声を聞くということなんすけど、今、子どもの権利条例も策定中で、子どもの声も聞いていると思うんですけども、実際この、これから毎年若者になってくるハイティーンの中学生、高校生ぐらいの世代の意識調査で出た声というのを、どういうふうにこの若者計画の策定に組み込んでいくお考えなのかというのがあればお聞きしたいのがまず一点。

あと、この設問の一番最後のところでちょっと気になったんですけども、理想の子どもの数が一番多い回答が「2人」、実際、子どもの数が「1人」という、そこがちょっと理想は2人だけど実際は1人ですって違いが出ているのが個人的ちょっと気になったので、まだ若くてこれから第二子をお考えという方も当然いらっしゃると思うんですけども、ここの数字をどういうふうに分析されているのかをお聞かせください。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 子どもの声を聞くというところは、子どもの、今、権利条例策定中ではございますが、非常に重要なキーワードになっているところでございます。今回は、この若者計画の対象である19歳から39歳の声を聞きましたが、この計画のこれから対象になってくる中・高生にも直接声を聞いていくことは非常に重要ですので、これまで子育て支援課でとった意見をどう反映するかは今後の検討課題ですが、直接、例えば、中・高生がいるb-lab（ビーラボ）ですとか、そういったところに私どもが出向いて計画策定の御意見を伺う、そういったことはしていきたいなというふうに考えております。

また、子どもの、一番最後の設問の部分ですが、委員が分析したとおり、これから子ども

をつくりたいという方も一定数あったところが乖離になったところかなというような分析をしておりますが、子どもを持ちたいと思う全ての若者が、理想のお子さんをつくることに近づけるような計画、今、ちょっと具体的には申し上げられませんが、そういった計画であるべきだというふうには考えております。

○板倉委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。

それと、ごめんなさい、これ今、子どもの権利条例に関する意識調査のお話もちょうと出たんで、一般質問で聞こうと思ったんですけど、今、これについてもお聞きしちゃってよろしいですか。

○板倉委員長 どうぞ。

○ほかり委員 これ、うちに届いていたはがき持ってきたんですけど、この2回目の意識調査を今やっていただいて、親が答える項目もあるんで私やって、うちの子どもたちにもやらせたんですけども、事前に富沢課長にお聞きしたら、学校の校長会とかにも周知はして、回答率を上げる努力、取組はされているということだったんですけども、実際、うちの子どもたちに聞くと、L-Gateでタブレットにリンクが送られてきているけども、実際、担任の先生からのアナウンスがないという状況だったようなので、具体的に子どもが集まっている学校で、こういうのが来ているから回答しようねというような声かけが一つあるだけで回収率大分変わると思うんで、そのあたりぜひやっていただきたいなという要望なんですけども、いかがでしょうか。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 ただいま2回目のウェブアンケートを条例に関しまして行っているところでございます。これを行うに当たりましては、今、委員のほうから御紹介ありました、はがきのほうをお子さんの名前で、基本的に全ての方にお送りしております。また、区立の小・中学校に関しては、学校から貸与したタブレットからも参加できるような形になってございます。お話あったとおり、校長会等、様々なところでお話を、御協力のほうを依頼しているところでございます。それぞれの学校の状況に合わせて学校の中でどんな周知をしていくかというところは御判断いただくところはあろうかと思いますが、そういった意味では、改めてまた私どものほうからも教育委員会のほうと連携してきめ細かな周知ができればというふうに考えているところでございます。

○板倉委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ぜひよろしくお願いします。これ、何で言ったかという、例えば学校でみんなでやりましょうという時間を例えば10分、15分とると、これ、例えば子どもがやってみようと思っても、何て答えたらいいか分からなくて途中でやめちゃうという子がすごく多いと思うんですね。やっぱり家庭で1人でやるよりは、クラスで友達がいる中でわいわい話をしながらのほうが本音も出ると思いますし、途中でやっぱやめたってなりにくいと思うので、ぜひそこは積極的にやっていただきたいなと思います。お願いします。

○板倉委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 ちょっと学校の話があったので一言お話しさせていただきたいと思えますけれども、先ほど担当課長が言ったように、当然、我々の合同校園長会に担当課長が来ていただいて協力方の依頼はしていただいております。ただ、その学校、学校の状況に応じて、このアンケートについての取り組み方というのは、それは学校のほうの考え方というのもありますし、協力しないということではなくて協力していきます。ただ、その中で小学校とか中学校とか、いろいろな学校の学齢期ですとか、そういったところがある中で、それぞれ学校の考え方、接し方というのはある。それは十分に、強制ではないので、尊重しなくちゃいけないという考え方は理解いただきたいと思えます。

あと、中学校でいえば、今度、中学校サミットがありますので、その中で、こういったことについては、よくその学校、学校で議論をして、今度、発表もあると思えますので、そういったところではほかり委員がおっしゃっていただいた以上に議論が進んでいるものというふうに私どもは考えております。

○板倉委員長 よろしいですか。

それでは、報告事項1の質疑を終了いたします。

次に、報告事項の2、子育て世帯に対する区独自給付事業の実施結果についての御質疑、お願いいたします。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今回、大変に多くの世帯に給付をしていただいたということで、高く評価をしたいと思えます。ありがとうございます。地域の皆様からも、助かったというお声や、国に先んじてできたというのはすごいねというようなお声もいただきました。やはりこうした先を見た先手を打つような取組は、ある意味、結果的には国の政策をリードしているのかなというふうに思えますので、やはりこうした文京区独自の取組が国をリードしていくというような取組につながってくればいいのかなと思えます。

今後、今回、この給付金事業という形だったんですけども、子育て世帯においては、今回、先ほどの若者計画の調査結果の中でも子育て、妊娠、出産、子育てまで一貫した支援がなされているというところに大きなお声も寄せられていましたけれども、当然、子どもを産んで育ててというところでお金がかかるということで、教育費も高いというような思いもあって、結婚・出産をためらうというような若い方もやっぱり一定いらっしゃるのかなと思ひまして、そうした意味では、子育てにお金がかからないということが目指すところなのかなというふうに思ひまして、公明党としては、全世代型社会保障をすごく長いスパンで考える中では、医療、介護、子育て、教育、こういったことが社会福祉が全て所得制限なしでベーシックサービスとして提供できるような社会が目指せるべきではないかということで、将来的に目指して研究をしているところなんですけども、それにちょっと先んじて、都議会公明党が子育てベーシックサービスという名称で、子育てにお金がかからない、所得制限なしで、そうした東京都を目指そうということで打ち出しております。子育てにまつわるサービスを無償化、所得制限なく無償化をし、安心して出産・子育てをしてもらえる環境を目指そうという、こうした考え方でやろうというふうに訴えているんですけども、今回、この給付金という形で子育て支援の一つになったと思ひますし、また、現下の物価高騰対策にもつながったと思ひなんですけども、将来的にはこうしたベーシックサービスの考え方で子育て支援の充実を図っていくというのが方向性として目指していいのではないかなと思ひなんですけども、いかがでしょうか。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今回の独自給付事業に関しましては、児童手当が拡充されるまでの間、次代を担う子どもたちの育ちを支援するためということで、区で独自に国に先駆けてやったところ、行ったところがございます。また、これのほかにも、区ではこれまでも子育て世帯のニーズの把握に努め、様々な子育て支援施策を実施してきているところがございます。誰でも無料で利用できるものとしては、子育てひろばとか、地域子育て支援拠点を御利用いただくとかがございます。また、住民税非課税世帯の方や生活保護を受けている方に関しまして、世帯に関しましては、子育て支援事業利用料等助成制度というのがございまして、こちらの中で、例えば病児・病後保育やキッズルームの一時保育に関しては利用料の全額を助成したりとか、あと、ベビーシッターの利用料助成の制度に関しましても、年額の上限はあるんですけども、利用料のほうを助成をしていたりとか、また、ファミリーサポートセンターとかおうち家事・育児サポート事業のほうは利用料の半額を助成するような、

そういったところの取組をしているところでございます。特に一時保育所、キッズルームの利用料につきましては、この4月から都や国の補助制度も活用することで、非課税世帯等につきましてはこれまで半額補助だったところを全額に拡充するようなところで取組を進めているところでございます。今後も国や都の動きも注視しながら、各事業をいかに充実していくかというところに取り組んでまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。ぜひ都や国の動向を注視しながら区の動きを検討して、より子育てしやすい文京区にしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 二点聞きます。

一つは、この区独自の給付事業が始まる時に、この給付事業については生活保護世帯も対象になると。つまり、収入認定から除外されるでしょうという議論があったんです。そのときも根拠も示して、この委員会でやったんですけども、始まる当初は急遽やるというのが決まってスタートしていったときだったんでね、多分、収入認定除外になるでしょうという、恐らくという話で、ちょっとその後、確認してなかったんですよ。だから、結果としては生活保護世帯にも支給されたということは確認できるのかなと思ったんで、そこを確認したいのが一点です。

それから、もう一つ、区独自の給付金事業、経済課でもいろいろ、この間、やってきましたが、この間、こういう話があったんです。留学生の方で、これ子育ての部分なので、ちょっと当たらない、当たる部分というのは少なくなると思うんですけども、文京区辺りに留学している学生の方でね、今回の場合は子どもがいる場合に対象になるようなことになったときに、手紙が、手紙というかお知らせが来ると。それで、今、日本の大学の、日本に留学してくる大学院レベルの授業というのはほとんど英語でやっていて、逆に生活レベルの日本語が片言の方のほうが非常に多いんですって。そうすると読めなくて、なかなか申請に手間取るとか申請できなかったとかという話があるんだと。だから、外国の方は分かりますよね、住民登録でね。そういうところには外国語で、英語で送ってほしいという、具体的にはそういうことなんです。だから、それは、今回、この子育ての部分での給付金事業でそういう声があったかどうかというのは別にして、今後、そういう声が寄せられているので、今後、それについてはそういう状況があると。その方は文京区だからそういうことは分かって

いてほしいというような言い方だったので、確かにそうだなというふうに思いましたが、お伝えしておくので、何かこの間、この子どもの部分での給付金事業についてそういうような事象があったかどうかということをもしつかんでいたら、含めて御回答いただければというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 まず、生活保護を受けているところのお話でございますが、こちらが収入認定に当たるかどうかというところでございますが、こちら国のほうに確認したところ、収入認定に当たるという見解がございました。それで、我々としては東京都とも協議しまして、収入認定しないようにということで、東京都経由で要望書を出しているところでございます。要望書は出してはいるんですけども、国のほうからの方針変更というのはなくて、結果、ずっと収入認定されている状態でございます。これまで、この給付金に関しては、5年度上半期、5年度下半期、6年度上半期とやってきておりますので、やるたびに計3回にわたって国のほうに要望書は提出しているのですが、国のほうで方針が変更されることはなかったという事実がございます。

また、外国のほうの方ですが、特に何ですか、問合せみたいところで外国語について、外国の方からのところ問合せというのはなかったように記憶はしているんですが、ホームページ上では多言語でも御紹介しているところもございますので、そういったところを御覧いただいて、対応いただくということになろうかと思います。また、今後、様々な施策、例えばアンケートとかもそうだと思うんですけど、様々な施策の中で多言語であったり多様な利用者、対象者の方にどう対応していくかは、それぞれの事業の中でしっかりと検討してまいりたいと考えてございます。

（「関連、関連」と言う人あり）

○板倉委員長 金子委員。

またですか。

（「関連大事だから」と言う人あり）

○板倉委員長 金子委員の質問ですから、金子委員。

○金子委員 一つは、前半の部分の収入認定の除外にならなかったということについては、3回要望書出したっていうのは分かりましたけども、ちょっと国の対応は極めて残念ですね。だから、同様の区独自の給付事業については、この水準のものであれば、当然、収入認定除外される必要があると思いますので、そのときやった議論なども踏まえてぜひ検証していた

だきたいし、私たちもちょっとよく検証したいと思いますけども、そのことだけ言っておきます。

（「関連」と言う人あり）

○板倉委員長 委員の質問に対してあれするのではなくて、委員会は理事者にきちっと質問する中身ですけども、そうですか。

12時になりましたので、休憩に入ります。1時から再開いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時59分 再開

○板倉委員長 それでは、おそろいですので、委員会を再開をいたします。

豪一委員。

○豪一委員 委員長、ちょっとまずね、関連についての先ほどの委員長の態度なんですけど、あれ関連というのは別に委員会でもね、別にルール違反でも何でもないわけですから、それに対してああいう、こう、あからさまな不機嫌な態度というのはあんまりちょっと気持ちいいものじゃないなと思って、その辺だけちょっと平等にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○板倉委員長 平等にやっているつもりです。

○豪一委員 そうですか、それじゃ、結構です。

先ほどの金子委員の質問、私もこれ、令和6年度、あ、7年度の予特でも、私、話しましたけれども、外国人に対して、今、国会でもいろいろな話、税金の滞納で問題になっていすけどね、転入してきた、したときは、それぞれ国保、年金もそうですけど、住民票もそうですけど、所管で多言語化されているので説明されているので非常に分かりやすいんですよ。今、課長も国に言ってくれてるっていうような話もしていましたけど、ああ、それは違うか、それは別の話か。その後の、じゃあ、その税金を払ってくださいだとか、そういう手当てが出ますとかという通知が日本語だというのは問題なんですよ。だから、先ほどから国に、国より先に手がけて自治体が率先してやるといういいことの中の一つとしてぜひやってほしいのは、フォローするタイミングの、住民票を見れば外国籍の方分かるわけですからね、その初めだけの多言語化じゃなくて、ホームページなんか見ないですよ、大体、必要がなければ。そうでしょう、実際。だから、そのダイレクトに行くような通知に関して、ちゃんと常にね、初めだけじゃなくて多言語化するというのは非常に大事なことだと思うんでね、これは全庁で、子育てとかだけじゃなくて、これは常に共通の認識で外国籍の方には多言語化でお願い

すると。それが、ひいてはね、外国人の方が差別されやすいですから、税金とか滞納していたり、何かのときにそういう通知がうまくいなくて、日本の文化が分からなくて税金を払えなかったり、何か支払いができなかったり、不利のほうに働く、不利に働くことが多いと思うので、私からも重ねてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 外国の方も同じく国へお住まいいただいて生活しているということで、適切な対応をしていくのは区の務めであると認識しております。それで、今回の手続のほうは少し入り組んだところもありますので、ホームページ上では少し多言語化もしましたし、あとは、実際、窓口に来ていただいた方に、そこでちょっとこうお話をしながら進めたようなところもございますので、中身とか、対応の仕方、対応する中身とかに応じて適切な、より分かりやすい、お伝えする場面も含めまして、対応していくところに心がけてまいりたいと思います。

○板倉委員長 以上で——あ、吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今回の申請なんですけど、これってプッシュ式で1回目だけはちゃんと申請しなければいけないと思うんですけど、その後はプッシュ式でやっていただいていると思うんですが、LINEの申請が58.6%で、郵送が41.1%だったとお聞きしております。案外、郵送率の、郵送率も高いのかなと思っていたんですけども、こういった申請の状況とかは現状どのように把握されておりますでしょうか。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今回は子育て世代の方ということもありましたので、より皆さんが使いやすいような申請の方法を大いに心がけたということで、LINEについても対応をしたところがございます。で、実際、全体のうち、LINEでの申請が58.6%ございまして、郵送の方が41.4%ということで、6割、4割ぐらいな形でLINEのほうが多かったかなというところがございます。皆様、それぞれの使い勝手とかやりやすさ、1回ぽっきりのものでもありますので、一応、郵送物として返信用封筒も入っているものなので、書いて出しちゃったほうが早いということもあったかもしれないですし、LINEであれば時間とか、そういった場所とかに縛られずに申請できるよさもございます。それぞれのよさを皆さんの中で御判断いただいたのかなというところであります。

今後も様々な事業を行う場合には、幾つかを選べたりとか、その中身に応じた使いやすさというのを意識しながら制度設計に努めてまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、郵送率が高かったというのも、多分、すごい分かりやすい通知みたいなもので、郵送でも書く欄とかも誘導がちゃんとしていて、ぱぱっと書いてしまうようなものだったのかなと推測されますので、ちょっとこれが難解なものとかが届いたらなかなか、ネットとかLINEのほうが早いのかなと思って、多分、郵送率は上がらないと思うので、そういうところを工夫していただいたのかなと思っております。

今、全庁的にLoGoフォームを使っているところも多いんですけど、子育て支援課さんはずっとLINEでやっていただいていたいて、LINEですごい一定数の効果はずっと得ているというか、成果が出ているのかなと思っておりますので、今後、いろいろな選択肢、幾つかの選択肢を常に使えるような状態、状況を提供しながらやっていかれるということですので、プッシュ式なので1回目だけだとはいえ、そういった申請しようと思っていたけど、日々の生活とかが慌ただしくて申請しそびれてしまったみたいな形の方が起きないように、引き続き検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○板倉委員長 それでは、報告事項2の質疑を終了いたします。

続きまして、子ども家庭部幼児保育課から1件です。

報告事項の3、令和7年度保育園等入園状況についての説明をお願いいたします。

奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 続きまして、報告事項3、令和7年度保育園等入園状況について報告いたします。

まず、PDF1枚目、1ページ目を御覧ください。項目1、待機の状況でございますけれども、この4月は、入所保留者、いわゆる入園の申込みをしたものの、希望する認可保育園に入園できなかった児童の数が247人。そのうち、既に保育所等で保育されている児童で転園希望だが転園できなかった方ですとか、入園できない場合は育休の延長を許容しまして、選考点数をゼロ点で申し込まれた方など、国の基準で待機児童数から除く児童の数は243人でございましたので、結果的に国の基準上、待機児童数は4人となりました。

4人の内訳といたしましては、ゼロ歳児クラス2名、1歳児クラス2名でございますけれども、4月1日時点の、4月1日時点のゼロ歳児クラスは文京区全域で見るとトータルで251人の空きが生じておりまして、1歳児クラスも同様に106人の空きがあるような状況でございます。現在は10園まで申込みできますので、希望園を多く記載していただければ、どこ

かの園に入園は可能な状況でございましたけれども、それぞれ入園希望先を2園ですとか3園など、ある程度、希望園を絞ってお申込みをされておりますので、国の基準上では待機児童の扱いにはなってしまうというところでございます。実態といたしましては、以前のような、周辺に全く空きがなく、本当にどこにも入れない待機児童という概念とはやや異なる状況かと考えられます。

続きまして、項番2、申込状況でございますけれども、7年度の申込み数は合計で1,596人、昨年度との比較で84人の減となっております。令和3年生まれ以降の出生数が減少傾向にあるため、その影響がゼロ歳から3歳児クラスまでには既にあらわれていることから、全体的に減少しているところでございます。

続きまして、2ページ目から4ページ目まででございますけれども、こちらは三つのページで一つの表となっております。園やクラスごとの定員数、在籍園児数、それを差し引いた数を欠員として表示しており、先ほど御説明した申込み状況の園ごとの内訳となっております。

個々の説明は省略いたしますけれども、全体的な傾向といたしましては、最近では小石川・本郷・千駄木エリアがやや定員が逼迫しておりましたけれども、PDF2ページ目の中ほどにございます認定こども園元町幼稚園の保育園部分、保育所部分が今年4月に新設されたことから、今後、エリアの逼迫感は多少軽減されているところでございます。

また、定員に対する充足率でございますけれども、区立保育園は85.6%、私立保育園は80.1%の埋まり具合となっております、やや区立園の充足率が高くなっておりますけれども、区立保育園は認定こども園元町幼稚園の保育所部分が新設されたことも影響いたしまして、定員充足率は昨年同期比と比較して5ポイントほど減少しております。

5ページ目は、マル3で定員数の推移などをあらわしておりますけれども、私立認可保育園の開設は5年度以降ございませぬけれども、この4月に先ほど申し上げた認定こども園元町幼稚園の保育所部分が開設されたことなどの影響により、増となっております。

今後も幾つかの区立幼稚園の認定こども園化が控えておりますので、定員や空き状況については注視してまいります。

説明は以上でございます。

○板倉委員長 御説明をいただきました。

質疑をお願いいたします。

上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。東保育園の量の部分においては、10園書いていただければ、ある程度、入れる園が見つかるという状況で、量的な一定の充足が見られているということで、それは本当に困っている御家庭が預けられるという状況になって、就労できるという環境をつくっていただいているということはよかったというふうに思っております。

ただ、地域バランスの部分で、やはりどうしても児童数が、この後も育成室も出てまいりますけれども、茗荷谷エリアの児童数が増加していて、保育園もそうですし、また育成室もそうですけれども、児童数の増というのは非常に憂慮すべきことだなというふうに思います。それは保育園も、育成室だけでもなく、学校にも関わってくる問題でありますので、まちづくりとして総合的に考えていかなければならないなというふうに思っているんですけれども、やはりそういった地域バランスの部分で、どういったが懸念等、誘致ということは、今、考えることはないかなというふうに思うんですけれども、お考えでいらっしゃるのかということと、あとは、やはりこういった欠員等が出てくると、空き教室の活用として多様な他者との関わりの機会の創出事業だったりとか、誰でも保育等で、そういった空き教室を活用することが考えられてくるかなというふうに思うんですけれども、保育園の経営の問題もあるかと思うので、そちらのほうは保育園側から私立園側、特に私立園側からどういった御意見が出ているのかということ伺いたいというふうに思います。

また、保育園の一定の充足が見られたということで、今度は区立保育園の建て替え等についても具体的に考えていく段階かというふうに思います。老朽化がしていると言われている例えば藍染保育園とか久堅保育園等について、今後、用地等を考えながら建て替えの方向性を示していく段階かなというふうに思うのですが、また、それと同時に、様々な医療的ケア児などの地域の課題を解決できるような、そういった面も合わせるような保育園の建て替えというものを検討していく必要があるというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

また、量的な充足というのが見られてきたということで、保育の質の面というのがやはり充実させられ、させることが重要になってくるかなというふうに思いますし、また、この定員を維持して、子どもを預けたい御家庭が預けられる環境を維持していくということが必要になってまいります。そういったために、保育園の賃貸借料補助事業が、今年度、新規事業として9億3,000万円の事業が出ておりまして、職員の加配を条件に開設時期にかかわらず賃借料及び維持管理費を補助するという事業が行われていると思うんですが、これをスタートしてどういう保育の質というか保育士さんの加配の状況が実現しているのかということを確認したいと思います。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 地域バランスの部分につきましては、おっしゃるとおり、今の段階では待機児童がほぼゼロに近い状況でございますけれども、例えば大規模な再開発が起きたときに、地域的に局所的に保育所が足りなくなる場合はあるというふうに考えております。ただ、今のところ、出生数の減というところもあり、多少の余裕があるところでございますので、そういったところはそのあたりとのバランスもしっかり見ながら、今後の待機児童対策というのは検討していきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 それでは、ちょっと私のほうから幾つかまとめて御答弁させていただければと思います。

バランスにつきましては、今し方、奥田課長のほうから御説明させていただいたとおりかというふうに考えてございます。また、空き教室につきまして、こども誰でも通園制度のところについて言及いただいたところでございますけれども、現状、まだそこについて具体的に私立園のほうからお問合せというのは頂戴してございませんが、これまでモデル事業を実施していく中では、やはり在園児と一緒に見るということの難しさであったり、また、やはり保育士加配という条件についてなかなか厳しいというところの困難性についての御意見は頂戴しているところです。こういったところをいかに解消して、解消というか、支援していくかといったところが課題であるというふうに考えているところでございます。

質のほうにつきまして、賃借料補助を新たにスタートを切りました事業についての御質問でございますけれども、現状、まだこれまでの補助制度を選択されるか、または新たな補助制度のほうに乗り換えるというか、切り替える形を選択されるかというところを、今、意向を確認させていただいている状況でございます。現時点につきまして、新制度の希望園が80園、希望、旧制度の希望園が16園という状況にございまして、8割を超える園におきましては、新制度を活用したいという意向を頂戴したところでございます。

今後も補助金を執行する上では、実際にその中で何人加配されたかという状況が明らかになってくると思いますので、そこら辺の数字につきましては、判明した時点で、また、改めて御報告をさせていただければと思います。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 最後に御質問いただきました区立園の建て替えの部分でございますけれども、おっしゃるとおり、委員おっしゃるとおり、藍染保育園が築95年を超えていまして、

久堅保育園、あとはしおみ保育園、そのあたりもかなり老朽化が進んでいるというような状況でございます。

まずは藍染保育園が喫緊の課題というふうに幼児保育課のほうでは捉えておりまして、まずはその周辺で用地を見つけることを、今、考えているところでございます。

また、久堅保育園等においては、例えば児童館だったり、育成室だったり、防災住宅が併設されていたりとか、そういったところの建て替えの困難度もございますので、地域の待機児童というか定員のひっ迫状況等を鑑みながら、並行してそのあたりは中期的に考えていけないといけないというふうに考えております。

また、医療的ケア児などの地域ニーズにつきましては、もう本当に今、そういった保育ニーズも高度化、複雑化しているところでございます。今、本駒込西保育園のほうで今年度、医療的ケア児保育ルームを整備する、今後整備するための調査を今年度行うところでございますけれども、今後、区立保育園で建て替えがあつて、比較的一定程度面積がとれるような状況でございましたら、そういったところも医療的ケア児のニーズ等を鑑みながら、そのあたりの整備というのも当然検討していかなければならないというふうに考えてございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。新しい補助事業については、多くの園で利用意向があるということは分かりました。こちらの補助事業をしっかりと活用していただいて、保育士さんの加配、保育の質を向上させるということを進めていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

また、建て替えについては、いろいろ考えていらっしゃるということが分かりましたので、また、随時、聞いてまいりたいというふうに思います。

あとは保育料の、東京都のほうが第一子の保育料を9月から無償化するというので、今回、ゼロ・1・2歳児の申込みがかなり増えるのではというふうに予想していたんですけれども、そちらのほうが思ったほどの申込みが増えなかったということで、そのところはどのように見込んでいらっしゃったのかとか、受皿も用意されたんじゃないかというふうに思うんですけれども、また、制度利用についても、今後、いろいろ御相談等もあるかというふうに思いますので、丁寧に御対応いただきたいというふうに思います。

また、元町のほうのこども園のほうもスタートいたしましたので、こちらの保育はかなり人気というふうに思いますけれども、また、保育園で幼稚園教諭の先生が研修を受けられて、保育、長時間の保育をできるような、そういう研修も受けられたというふうに伺っておりま

す。やはり、今後、こども園化を進めていくに当たって、1号認定の幼稚園部分だけを使う子どもたちが減っていく中で、本当に今の幼稚園型の在り方でいいのか、もちろん幼稚園の先生方に保育を学んでいただくこともそうですし、保育士の先生方に幼稚園の、幼稚園、幼児教育、文京区の幼児教育というものを一緒に実践していただく、既にしていただいていると思いますけれども、それをより一層広げていくということを進めていくことが必要だというふうに思いますが、今までと何か状況が変わってないかもしれないですけども、検討を進めていることとか、今言える段階のことがあれば教えていただければというふうに思います。

また、4月スタートして、どうしてもいろんなお子さんとかで風邪とかインフルエンザとかはやって、かかりやすかったりしますよね、免疫がないお子さんが初めて保育園に行ったりすると。そうすると、やはり病児保育等も、ある程度、4月、5月利用が多いかなというふうに思います。インターネットに、インターネット予約になったことで、朝一で電話しなきゃとかそういうのはなくなったかと思うんですけども、朝、問診するまで空きがあるかどうか、順番が来るかどうか分からなかったりというのもあったりして、少し皆さんやきもきされる場合もあるみたいなんですけれども、病児保育の今の状況等も伺いたいと思います。

また、保育の質に関しては、プラスアルファの話ですけれども、英語のネイティブティーチャーの派遣やバカロレア教育の導入などもぜひ御検討いただきながら、文京区の幼児教育、それから幼児教育、保育カリキュラムの改定なども視野に入れた研究を進めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 今回、今年の9月からゼロ歳から2歳の第一子の保育料が東京都内では基本的には無償化されるというような形で、各自治体で準備を進めているところでございますけれども、今回の申込みの状況で大きく増えなかった考え方につきましては、やはり令和元年度の3歳から5歳の幼児教育・保育の無償化の際であったり、おとしの10月のゼロ歳から2歳の第二子の保育料の無償化のときもそうだったんですけども、そのタイミングで大幅な入園の申込みの増というところは特になかったというところで、それはやはりもう既に共働きの方がもう預ける予定であったと、そういったような状況があるかなと思うんですけども、唯一考えられるのは、今までもうちょっと先まで育休を取って育休手当の延長をしようという方が、保育料無償になったことで、より早く会社に復帰して収入を得てというようなことで早期化、今まで例えば1歳のときに入っていた方がゼロ歳の途中で入園すると、そういった選択をされる世帯が増える可能性はあるなというふうに考えております。

2番目に御質問いただきました制度の周知につきましては、昨年11月から今年の4月の入園のパンフレットを配付しまして、その中には、予定ではありますけれども、第一子が無償化される可能性がありますよということは御案内しているところでございます。これは8月には9月以降の保育料の改定の時期のお知らせをお送りするので、その際にまた丁寧に周知させていただきたいと思っております。

あと、最後の英語に触れる機会でございますけれども、そのあたりは区立保育園でも、今、例えば外部から講師を招いて紙芝居であったり、英語、英語じゃなくて、ごめんなさい、サッカーであったり、そういったものをやっていたりするんですけども、そういった一環で、例えば英語に親しむような機会の創出というのは十分あり得るかなと思っておりますので、そういったことは検討してまいりたいというふうに考えております。

○板倉委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 認定こども園の御質問がございました。元町幼稚園、開催して、開園して1か月半ぐらいたちましたけれども、現時点で特段問題なく円滑に運営ができていますということで、長期研修を受けた職員、それから新たに採用した職員も、保育、保育の経験があるという者が中心になっておりまして、しっかりとそここのところは園の中で運営ができていくという状況でございます。

幼稚園型というところについては、一定、子どもを長時間預ける必要はあるけれども、幼稚園で幼児教育を受けたいというニーズはあるというふうに認識しておりますので、現時点では従来どおり幼稚園型というところで考えておりますけれども、また、そここのところについては、長期的に様々なニーズを見ながら研究を進めてまいりたいと考えております。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 病児・病後保育の状況につきましてですが、6年の7月からあずかるこちゃんという予約システムを導入いたしました。それ以降、前年度に比べるとやはり各月ごととも増えておりまして、5年度だと3,427名の方が御利用いただいたんですが、6年度は1年間で3,935名の方が御利用いただいております。予約の取りやすさだったりとか、そういったところの中でたくさん御利用いただいているのかなということです。

また、傾向でいきますと、これ、予約システムは関係ないんですけど、梅雨時、6、7が少しく増えてきて、夏休み入ると一旦落ち着くんですね、利用が少し下がってきて、その後、また秋口にかけてちょっと増えてくるということで、季節的な病気の流行とかとも重なるところあると思いますが、そういったところでございます。どうしても、何というんで

すかね、病気ってはやるタイミングがありますので、そういうタイミングになりますと予約が取りに、特に取りにくくなるタイミングってあろうとは思いますが、予約システムのところで空きが、待ちが何人かとか、そういったのも御覧になれますので、そういったところも御活用いただきながら御利用いただければと思います。

また、併せて、ベビーシッターのほうの制度でも病児の方でも御利用いただける部分ありますので、そういったところで使いやすい事業のサービスを選んでいただければありがたいかなと考えているところでございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 保育園の新学期が始まって、病児保育利用されたいという方がちょっとわっと増えたりとか、保育園でも御案内したりとかということがあるかと思しますので、保育園の入園等と合わせて整備をしていただいて、もちろん大塚地域にもつくっていただきたいというふうに思います。

それから、設置市事務が下りてきて、認可外園の巡回等もそろそろ始まってくるかというふうに思います。こちらの何か認可外園の、何というか、経営とかを見ることによって、今後、区立保育園の運営とかカリキュラム等に生かしたいなと思うような事例とかは、まだ2か月ぐらいですけども、ありますでしょうか。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 おっしゃるとおり、設置市事務として、我々、認可外保育園、今後、巡回に回るんですけども、ちょっとまだ、正直まだ回れていないというところではございますけれども、文京区内の保育という形になりますので、ふさわしい取組、素晴らしい取組があれば、全体の中で共有するといったことは必要なというふうに考えておりますので、そういった形で進めていきたいと思います。

○板倉委員長 上田委員——ああ、よろしいですか。

山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。御報告ありがとうございます。今回、251の空き室が出たということであって、それから、あと申込み状況も84人が合計で減りましたという御報告をいただきました。こういったことから、出生率もやはり低くなっているという意味ではあるのかなというふうには思うんですが、文京区としての傾向というのかな、それをまず、そこをちょっとどういうふうに捉えている、今後、どういうふうに捉えているかなというところを一点教えていただけますでしょうか。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 出生数につきましては、ちょうど令和3年からかなり少なくなってきたような状況でございまして、例えば昨年の4月時点では、ゼロ歳児だと1,700人台いましたけれども、今年の4月時点ではもう1,600人台、1,690人ぐらいの状況になっているというような状況でございます。また、厚労省が先月公表した人口動態統計の速報値だと、東京都区部の令和7年、今年1月、2月の出生数は9,644人、昨年1月から2月の出生数9,839人だったので、東京都区部でもやはり前年同期比で2%の減少となっているような状況ですので、出生数はやはりまた、昨年、今年もやはりちょっと減少傾向にあるのかなというような状況でございます。それに応じて、当然その保育の共働きの方の率が上がるかどうかにもまたよってきますけれども、そういったところで保育のニーズというのは見極めていきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ちょっと想定していた御答弁とはちょっと違ったなというのは、全体的な出生率が減っている傾向はあるんですが、文京区はやはり転入も多く、多いじゃないですか、子育て世帯の。なので、文京区としては、ここあと何年間は、少しそんな大幅に減っていくという感じではないのかなというふうに思ったんですね。

それはそれとして、待機児童を解消するという時代があった、もう何年も。それで、今、こうして充足率が満たってきて、今、先ほども上田委員のところの質問にもありましたけれども、今度、その空いている空き室、それを転用するって具体的なことではないんですけれども、ハードというよりも、今度はどういうところに手を差し伸べていかなきゃいけないのかなというふうに見ていかなければいけないというふうに思うんですね。それが部屋として、じゃあ、医療的ケア児の部屋を増やしていこうなのか、あと病児・病後児ができるのかちょっと分からないですけれども、そういう見方だったりはあると思う。それ以外にも、要はお子さん、子どもを預けられるんだけれども、例えば、重なっちゃいますけれども、子どもが病気したときに、こういうサービスが欲しいのよねとか、それからあと、預けてはいるんだけれども、でも、ひとり親家庭だったらたしか子育て訪問事業もあったりしますよね。こうやって相談にも乗ってくれるのよねとか、それから、あと、預けるまでにも至らないけれども、ベビーシッターのあれも拡充しましたよね。そういった面で、いろいろな子育ての支援ニーズというのが複雑化・多様化している時代において、文京区でもそうだと思うんですけれども、保育園を例えばその質だったりとか、そういった全体的なサービスの支援とい

う捉え方をやはりそれも考えていかなければいけないと思います。そのあたりをちょっとどういうふうに考えられているのかなというところをお答えいただけますでしょうか。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 今、御指摘いただいたとおり、ハード面に関しての転用というところにつきましては、なかなかその補助金を使用して整備している場合、その補助金返還というようなハードルがあったりして、なかなか簡単にはできないというのは事実ではございます。ただ、一方で、おっしゃるとおり、質、それから選ばれる保育園として、これから園が運営していく上では様々な工夫、取組が必要になってまいりますので、そこについての支援というのは必要になってくるのかなと。そういう中では、例えばの一例として申し上げますと、東京都のほうで実施しております、すくわくプログラムといったものがございまして、その中では、例えばテーマを音とか光とかという形に設定した上で、そのところを子どもたちにどう親しませていくかといったようなところに設定して、それぞれ各園独自の取組を進めるというようなところがございまして、それについて補助を実施するというのがございます。そういう保育内容にスポットを当てたような形での支援ですとか、また、先ほど来、御議論いただいている、やはり保育士さんの処遇向上、やはり保育士さん自体のモチベーションであったり処遇であったり、そういったところを高めるというのも、それはひいても、ひいては質の向上というところにはつながるのかなと思っておりますので、そういったところと並行していきながら施策を進めていきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。そうですね、やはり私の質問も、質的にはどうなのかというような質問だったと思います。区の保育園の、上田委員からもその老朽化が迫ってきて、建て替えの時期になってくれば、今度、その分はどういうふうに保育をするのか、そういう考えもある中で、区立保育園と私立保育園のこれサービスの質という観点で質問なんですけれども、保育園の保育士さんの家賃補助がすごく違うじゃないですか。私立のほうは8万2,000円、区立のほうは3万円という中で、どうなんだろうかね、区立保育園で、そういった保育士さんへの処遇が、何かこう、どうなんですかね。その、本当格差があるんだけれども、うまくその辺はできているのか。区立の保育園での保育士さんの満足度というのかな、そういったところもちゃんとフォローできていて得られているものがあるのか。それから、保育士さんは一応充足しているとは思いますが、問題はないのかなというのがちょっと心配だななんて思ったんですが、そのあたりはどう見ていらっしゃるのか教えてい

ただけますか。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 すいません。まず、家賃の補助の部分ですけれども、私立保育園だと8万2,000円で、区立、文京区の保育園、23区基本同じだと思うんですけども、例えば27歳までであれば2万7,000円ですけれども、32歳までで1万7,600円というところで、やはりそこで私立保育園は8万2,000円というのは特に年齢関係なくお支払いできるものだとは認識しておりますので、やはり月々五、六万の、やはりその家賃だけでも違いが出てきてしまっているというようなところがございます。そういった意味では非常に差はあるんですけども、6年度から、官民格差の是正ということで、保育士、もちろん事務もそうですけれども、初任給が約2万3,000円程度増されたことで、そのあたりの処遇の一定の区立保育園に勤務する保育士の処遇は改善されているかなというところがございます。

ただ、やはりその満足度というところにつきましては、やはり子どもが好きでとか、そういったところで、あと保護者支援という、そういった本当に社会的意義で頑張ってくれている保育士が非常に多いような状況でございます。やはり建物も結構老朽化した施設で働かざるを得なかったりとか、そういった私立との差もありますので、そういったところは満足度にはつながらないかもしれないですけども、毎年秋に私が個人個人を面談して、いろんな、もっとこう改善してほしいとか、そういったお声を全部聞いて、それを迅速に来年度予算に計上できるように財政当局とお話をしたりとか、そういったところで環境の改善はしているところがございます。

ただ、なかなか文京区だけで給料、保育士の給料上げましょうということはなかなか難しいので、そういったところは充足しているかという、必ずしも十分ではないというふうな認識でいるところです。実態として、区立保育園の採用の申込みというのは、絶対数としてはちょっとこちらでも把握できていないんですけども、やはり七、八年前に比べて半分以上減っているような状況というところなので、その保育士の採用の強化というのも、今後、課題になってくるかなというふうに考えているところがございます。

○板倉委員長 山田委員、いいですか。

（「はい。ありがとうございます」と言う人あり）

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。

○板倉委員長 マイク入っていない。

○浅田委員 大きく二点質問します。まず、一点目は、過去、昔話ばかりしてもしょうがないんですけど、保育園が足りないという話のときに比べても随分大きくさま変わりといえますかね、その中で、やっぱり既に保育園、特に、特にじゃない、民間の保育園、認可保育園を運営している保育園の法人が、それなりに自分たちで努力なりをしつつ、先のことを見越して保育園を閉めるとか、空きが出てきていますけどね、整理をしながら、次のことを考えている法人も実際にありますよね。ところが、なかなかそういう経営にまで展望が持てないで、むしろ今の保育園運営をもう必死にやっていたらというふうな状況もあろうかと思います。まだ、この数字の傾向というのは一定期間続くというふうには聞いていますけれども、将来的には一定の保育園が空きがある中で必要なくなるという事態というのは、これは想定できる話だと思うんですよね。そういうことについて、区として伴走型で保育園をつくってきているわけですよね。区としては、どのような考え、展望をお持ちなのかということをお伺いします。

特に、今もそうですが、保育士が不足しているということで、とにかく多くの保育園で保育士を雇用して、当然、認可保育園ですから、子どもたちが来る来ないにかかわらず、配置しなきゃいけないところは配置しなきゃいけないわけですよね。だけれども、子どもが埋まらないというような事態というのは現実には起こっているわけですから、そういうことに対して区としてどのような伴走というか、一緒に考えていくことを考えていらっしゃるのかということ、まず、ちょっとそこをお伺いいたします。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 そうですね、直近の傾向としては先ほど奥田から申し上げたとおりで、その後、これから先のところについては、山田委員からも言及いただいたとおり、支援計画上也漸増という形での見込みを立てているというところでございます。そのような中で、まずは区といたしましては、必要な方に必要な保育を提供できる体制の整備というところでございますので、現体制をいかに維持していくか、その中でいかに質の高い保育を提供できるかというところに、まず、注力していきたいというふうに考えているところでございます。

また、その先、本当に運営が成り立たないほどに、例えば子どもが減ってしまうというような状況が発生した場合につきましても、区としては、やはり認可園である以上、在園児の保育を保障していかなければいけないというところがございますので、なるべく早くに、事業者様のお声は常に聞き取りながらという形になりますけれども、そういった状況をキャッ

チし、どのように在園児を保障していくか、保育を保障していくかというところを御相談させていただきながら、まさに伴走型で対応していきたいというふうに考えているところでございます。その中では、やはり、なかなか今時点ですぐにこういった支援をといるところを具体的に申し上げるのは困難でございますけれども、その中ではどのような、経済的な支援というのはどういう形があり得るのかというのはやはり研究していく必要があるというふうに考えているところでございます。

また、保育士につきましては、やはり保育の質に直結する事項でございます、やはり置かないという選択肢も一方でないわけでございますので、その部分について、やはり雇用費の部分はではどうするのかといったようなのも一つのやはり非常に重要な視点であると思いますので、この先の議論の中では一つの研究課題というふうに捉えているところでございます。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。ぜひ、やっぱり認可保育園で区が一緒になって文京区の保育をつくり上げてきているわけですから、ぜひそのところはよろしくお願いします。何ていうのかな、子どもが少なかったからとか、あるいは、もう自助努力でやってください、ぽんというのじゃ、ちょっとあまりにも結果として保育の質に影響が出てくるんじゃないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、今、課長のほうからも言われました保育の質ということなんですけれども、これだけ多くの保育園をつくっていただくということは、当然、保育士さんも、当然、何人、2,000人以上かな、それぐらいはいらっしゃるというふうに伺っています。そうなってくると、やっぱり問われてくるのが、昨今言われています保育の質ということですよ。文京区の場合は、これは何年だっけ、平成19年ですから2007年ですね、文京区保育ビジョンというのを策定しています。これは当時で言えば、もう画期的な内容なんですね。これは現場の保育士さん、それから、当時これ座長さんがね、汐見稔幸先生っていう超有名な、子育て支援では超有名、特別有名な先生が座長としてつくられて、これは当時でいえば他自治体よりも誇れる文京区の保育施策ということでありました。これをもとに、それぞれの各職員の方、保育士さんが必ず目を通して保育に当たるということをされてきました。それから随分時間がたってきて、これに代わるものという直接はないと思うんですけれども、これから2018年ですか、文京区版幼児保育・保育カリキュラム改訂版というのが出されて、これに基づいて幼児教育・保育というのを一体としてやっていこうというふうになりました。この保育

ビジョンから新しい保育カリキュラムに至るまで、一定の何ていうの、議論なり、あるいはどのように内容を継承しているのか、その経過についてお願いをいたします。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 文京区保育ビジョンと、あと、文京区版幼児教育・保育カリキュラムのそもそもの立てつけの違いなんですけども、保育ビジョンを改定したのが保育カリキュラムとかそういうものではございませんでして、まず、文京区の保育ビジョンというのは文京区の保育の目指すべき方向性を定めたものでございまして、例えば子育て支援計画などを改定する際の保育分野の基本指針となるものというところでございます。で、その子育て支援計画を実現するための保育分野の一つのツールとして文京区版幼児教育・保育カリキュラムという関連が図られておりまして、こういった計画等で保育分野の子育て施策を推進しているというような立てつけになっているというところでございます。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 もちろんね、内容を否定しているではなくて、いいところを継承していただいていると思うんですが、決定的にね、大きく時代の中で、時代というか時が変わる中で変わっているのは、女性の社会進出、いわゆる家庭でいえばお二人が共働き家庭が増えると。2007年当時、ちょっと私の記憶で申し訳ないんですが、大体ね、30%ぐらいだったのかな。だったと思います。今は保育園利用者だけでも7割、約8割近く、幼稚園に通っていても就労されている家庭ということ言えば、もう9割近いぐらいの数字が、今、出ていて、本当にそこが大きく変わっているというのは、もう、これはもうどなたも理解いただける内容だと思うんです。その上で、子どもたちの成長、発達、そしてさらには幼児教育と、教育ということも含めて出されてきているのが今回のこの幼児教育・保育カリキュラム版だというふうに理解しています。だから当然、それに伴った施設も文京区としては問われてきているというふうに思うんですよね。その中で、先ほど上田委員の議論ありましたけれども、やはり幼稚園、幼保一体という、この考え方ですよね。これはもう社会的に必要性がもう生まれているわけですよね。

ですから、先ほどちょっと熱田課長のほうから、長時間の預かりが必要で、幼児教育を求めているということをおっしゃっているわけですがけれども、幼稚園型でこれから、これから、これからはやっぱなくてもいいんじゃないかという考え方というのは、私はね、この保育カリキュラム改定版の中にも貫かれているように思うんですよね。もちろん幼児教育も必要ですけれども。だから、そういう考え方で、今後、文京区としては施策を進めていただきたい

と思うんですが、どっちを見ていいのかあれですけど、いかがでしょうか。

○板倉委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 幼児、幼稚園型でなくするということは、その園は幼稚園ではなくなるということを意味します。この幼稚園ではなくなるということというのが、果たして区のいわゆる保護者とか区民の方々にどういうふうに入れられるかというのは非常にあるのかなと思います。この子育てに関するニーズ調査等を見ましても、やはり幼稚園教育というのを望む声というのは多くなっていますので、そうした意味では、将来的にまたこの保育園と幼稚園を今後どうしていくかということについては、引き続きいろんな状況を注視しながら研究は進めてまいりたいとは思っておりますけれども、現時点でこの幼稚園型というものを幼保連携型等にしていくということにつきましては、考えていないというところでございます。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 一点、今の保護者の方、子どもを保育園、いわゆる小学校入学前のお子さんをお持ちの保護者の方の話をしますと、本当に多様なニーズをお持ちです。多様なニーズというのは、自分が働いて、働きたいという、これも一つのニーズですね。一方で、自分の子どもに対しても、こうした教育をしてほしい、あるいはこういう健康づくりをしてほしいという、もう本当に何というのかな、広い意味でのニーズをお持ちの方が圧倒的ですよね。特定のこれをしてほしいというよりは、もう正直言って教育も、健康づくりも、それから、何というの、例えばって言えばあれですけど、できるなら英語もみたいなね、そういう話すればね、それぐらい、今、ニーズの幅というのは広がっています。そのことを私は決して否定されるものではなくて、それが今の新しい社会に対応していくものじゃないかと思うんですよ。塾に通うのもそうですよ。ですから、私たちがこれから保育園、これまでやってきた保育園施策、あるいは、と幼稚園施策にしても、決して否定されるものではなくて、むしろ両方ぐつとね、取り入れていこうよという方向性を持っているのであるならば、その検討というのは私は、検討というか、そういう方向性でもって文京区の幼児、幼稚園ね、保育園、幼児教育・保育、これは一体としてぜひ御検討いただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○板倉委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 繰り返しになってしまいますけれども、内容的に、この教育・保育の内容を保育園と同じようなところを目指して、共通のものを目指していくというところにつき

ましては、それはそういうところについては異論はないところでございますけれども、ただ、逆に今、幼稚園型というところをここであえて別の型に変えるというところにつきましては、幼稚園教員のいろんな処遇の問題等もございますし、いわゆる幼稚園教諭と保育士との間の様々な問題というところもありますので、なかなか現実的には難しいのかなというふうに認識をしているところでございます。

○板倉委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 今、教育総務課長のほうがおっしゃった、申し述べたとおりでございますけれども、実は私ども、この元町の認定こども園についてはですね、かなり非常にうれしい悲鳴なんですけれども、申込者数が多くて、多くの方が実際入れなかったというようなことがある。これほどまでにこのニーズがあるというのは、実は私ども所管としても認識はしていなかったんですね。実際だから、よく先生方エビデンスって言いますけれども、このエビデンスで見れば、今の私どもが行っているこの幼稚園型の認定こども園というのが、今の文京区のそういった多様な幼児保育も教育も受けさせたい、先生の言でいうならば健康面もやりたいという方のニーズに合っているからこそ、こういった形の数字が出ているものというふうに認識しておりますので、今現在でそういったものの方針を転換するというような認識はございません。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 今すぐ変えてくれということを言っているつもりは全くなくて、私は地域的に言えば、千駄木幼稚園の園長先生であつたりとか、その関係者の方ともお話を伺ったりする機会があつたり、あるいは西片の第一幼稚園にお預けに、預けるというか通わせている保護者の方ともお話を伺う機会もあって、そういう方とお話しすれば、やっぱり、文京区の幼児教育というところに大きな、ある意味、誇りですかね、お持ちになっている方もいらっしゃる。これはね、全然私は否定するものでもないし、歴史的にもあってしかるべきだと、それは思っているんです。それはそのとおりだと思います。ただ、全体としてね、全体として大きく社会の経済動向を含めて、特に女性の社会進出ですよ、これが大きな背景としてあって、それが当然子育てに反映されてくるという、これも事実なわけですから、決して、何ていうの、否定されるものではないし、施策をもうこれは固めてしまうということではなくて、柔軟な姿勢でもって、私のような意見とかね、うちの上田さんのような意見も含めて、ぜひ検討の材料にはしていただきたいということで、終わります。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 令和7年度保育園等の入園状況ということで、私が最初に聞きたいのは、入所保留者247人の内訳なんですよ。これは毎年聞いていますが、保留というのはやっぱり本来は申込みしたら保育を実施する義務ありますよと、児童福祉法の24条でね。それからしたら、この数字自体、非常に重いものなんですよ。だから内訳を聞くんですけども、従来から、内訳は一部出ているんですね。国の定義の待機児童4というのは、これは出ていると。だから、実際に243人分の内訳ということになるんですね。いつも聞いているんだけど、何らかの保育を受けているというのはあるんですよ。その類型ごとにも数字出てくると思うんですね。それから、何らの保育も受けてないだろうという人も数も出てくると思うんですね。その方たちの今の状況というのも類型ごとに出てくると思うんです。それから、育休利用のために保留通知希望と言っていたのが、何か呼び方変わったということなんで、その説明と併せてね、それが何人っていうのは出ると思うんです。

それお答えいただきたいんですけども、その前に、この認可保育所を私立の誘致でということだけでも増やして待機児童やるというふうに、文京区でそういう方針になったのはたしか2010年か2009年度末ぐらいのときまでからだったと思うんです。それまでは認証保育園を東京都が推奨していたんで、文京区の待機児童対策って、最初、認証保育園でやるって話になっていたんです。それを転換したのは、やっぱり保育の質が保たれる、どの子も平等で発達保障できる保育をやってほしいというのをね、区民の皆さんの運動もあって、議会での議論もあって、そういう方向でいこうというので方針を転換したという経過があるんで、その後はね、私たち、その方針については評価するというふうにやってきた、言ってきたんです。だから、それが保育の質ないしは今年の下半期からは、保育の完全無償化ということに、公的保育制度の中の対象になるわけで、そういう形でさらに前進を見たということと併せてね、私はそうした文京区の待機児童対策の方針というのは引き続き評価したいというふうに思っているんです。そのことを申し述べた上で、今の数字について答弁いただきたいというふうに思います。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 入所保留者247人から4人の待機児童を引いた243人の内訳でございますけれども、まず、今回、この4月から、この4月入園分から、もともと保留通知希望というのを、保育園に入所・入園できなかった場合は育休延長を許容するという名称で国の名称のとおり文京区も変更いたしまして、点数、選考の点数をゼロ点にして選考している方なんですけれども、以前のような保留通知希望と同義というふうに考えておりますけれども、その方

が65人、その次に区外在住者が5人、転園希望の方が87人、また、その他、取下げであったり、結果的に5月に早々に入園できた方含めたその他の事情が12人、あと、特定教育・保育施設等の利用者が24人、この内訳としては認証保育所在園中が5人、幼稚園在園中が12人、企業主導型3人、事業所内保育施設在園中が1人、定期利用保育利用中の方が3人ということで、この方たちが24人、あとは第一希望のみ希望園を記載されて入れなかった方が26人、あと求職活動休止中の方が3人、あと定期利用申込みをされなく、そのまま保留になった方が21人、この方たちを合計すると243人になるというような形になります。

続いての御質問でいただきました、何らかの保育を受けている人数につきましては、先ほど申し上げた転園希望の、既にもう認可保育園で入園されているので、あ、在園しているので、転園希望の方87人と、あと特定教育・保育施設等利用者の24人を足した111人、この方が何らかの保育を受けている人数というところでございます。

その次の何らかの保育を受けていない可能性のある人数というところは、区外在住の5人と、先ほど申し上げた区外在住5人と、その他の事情の12人、第一希望のみの保育所希望の26人、あと求職活動休止中の3人、定期利用申込みをされなかった21人、あと待機児童の先ほどの4人の合計71人の方が保育を受けていない可能性のある方の人数というふうになります。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 ありがとうございます。そうすると、何らの保育も受けてない可能性という中に、例えば求職活動を中止したとか、3人というのも入っているわけですね。就労支援という点で見ればね、これはどういう事情あったのかということになるわけだけでも、申込みとの関係では、先ほど言ったように、これはやっぱり重い数字だし、重い実態だというふうに思うんです。

それで71人の中で5月に入園できた方というのも、去年、何人かいますよと、1か月間たつと少し事情変わるから。その方の数字も、今、入ってました——入ってましたね。それ10人っておっしゃったんだよね、言ったんだよね、そうだよ。だから、5月過ぎて、4月では入ってなかったけど、その後、5月に入園できたよという人をさっ引けば、61人が何らかの保育も受けてない可能性あるよというふうに言えるわけですね。そうすると、国が定義している、国の定義で4人って言っているけども、実際には保育を受けてないよと言っている人がそのほかに61人いるということだね、国の定義の15.25倍ぐらいの、そういうふうになるわけですよ。これ同じ比較をやると、去年は、昨年度は36倍だったわけ、これがね。だ

から、若干緩和してきたのかというのは、子どもの数とかというのがあるんだけど、引き続き私はこれは待機児をなくしていくという努力が必要になる状況だというふうに思います。

だから、そのことを指摘しながら、去年は保育のどこ足りないんですかって話で、先ほどちょっと何か触れていたけども、千駄木、本郷、小石川って言ってたかな。新年度入ってみたら、その様子がね、今、どこが足りないよという話になっているのか。それを地域名でお示しいただきたいというのが一点。

それから、今の数字の中で、ちょっと幾つかまとめて聞きますけども、転園希望の数が87園というね、こっちは何らかの保育を受けている数字の中ですけど、これ去年、少しずつちょっと何か増えているように気がするんだけど、これは何か傾向としてあるのかということと、それから最初に答弁いただいたゼロ点選考っていうんですか、言えいいんですかね、一言で、ゼロ点選考のほうね。その数が2年前、令和で言ったから、令和5年度は127人で、昨年度は103人で、今年65人と、ここが大きく減っているんですね。これは、私は育休制度との絡みで、ちょっと言葉は言い方悪いけど、蹴散らかされちゃったというかね、からめ捕られちゃったというか、保育のニーズが、そういうふうにも見えるんだけど、この数字の変遷については区はどのように認識をしているのかということを知りたいというのが二点目、三点目ということです。

それから、四点目に、今回の資料の入園状況の、ずっと見ると年齢別のね、何ていうか空き状況、年齢別の国の基準で待機児童数から除く児童の数というのを見ると、ここ数年、傾向は変わらないんだけど、ゼロ歳が42人で、1歳児は108人ですよ。これは、これまでも聞いてたように、年度末になるまでに、あ、ごめんなさい、その数字と空きの数ね、欠員の数ね、その傾向については、昨年までも聞いているように、年度末までには例えば欠員のところは埋まる傾向ですよと、ほぼほぼ。それは変わらないと思うんですよ。ただ、年度初めに、国の基準から除いている人数というのが42人と108人というんで、ゼロ歳のほうが少ないという傾向はここ何年か続いていると思うんですよ。これは、私立認可保育所の経営やっている方に何人か聞いてみたり、経過ちょっとあるんですけども、やっぱり育休1年取る、丸々ね、方が増えてて、ゼロ歳のニーズというのは少し減ってきているというお話があるんですよ。そうすると、ここの議論で欠員の部分をどう活用するかって、いろいろ今日も少しありましたが、例えばある認可保育所では、ゼロ歳の保育を例えば止めて、その面積を子育てサロンみたいな居場所事業だとか、そういうふうに使おうかなという、そういう当然経営計画を検討し始めている、それはあると思うんです。そういう考え方というのは私

立の経営者の方も持つし、それから、先ほど浅田委員が紹介していた保育ビジョンの中でも、もともと文京区の区立保育園の役割というのは、そういう居場所機能、相談機能、一時預かり機能などを全面的に発揮する、そういうのをビジョンにしようというように書かれていますよね。そういう方向性とも一致するような話になっていくんじゃないかなというふうに思っています。だから、今回のこのゼロのところが1歳のところよりも除く児童数というのは減っているよというところなんかは、そういうふうな傾向、そういうような余地を示すものと、そういうような余地というのは、文京区のそういうつくってきた保育資源ね、公的保育の資源ですよ、それを余りだよというんじゃないくて、これからはもっと豊かに活用していく、そういう余地として見る。その基盤は保育ビジョンにあるだろうと私は思うけども、所管の課長さんは、今、私立の方ともいろいろお話聞いていると思うんだけど、どんなふうに考えていて、文京区の私立の認可の状況というのはどのように皆さん考えておられるのか、聞いているのか、その辺も併せて掌握がありましたら御答弁いただきたいと思います。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 まず、一点目の地域のところでございますけれども、分析的には昨年までの小石川、千駄木、本郷から、今年度につきましては小石川のみ、やはり募集と応募に対しての比率としては、やや小石川は苦しい状況にあるというふうに認識してございまして、本郷、千駄木に関しては、今年度については落ち着いているという状況で見ているところでございます。

私のほうからは、5番目に、五点目に御質問いただきましたゼロ歳の定員のところについて御答弁させていただければと思いますけれども、実際、委員も御指摘のとおり、ゼロ歳につきましては、最終的な年度末の充足率でいきますと9割を超えていくというところもございまして、なかなかすぐに、では定員見直しをというところに踏み切るのも、なかなか現状ちょっと難しい部分もございますけれども、御指摘のとおり、やはり定員見直しを経営判断としてされていくというのは、今後、選択肢としては十分あり得るものというふうに考えてございます。やはりニーズの高いところに定員をやや手厚めに、厚めに置くというのは、当然、経営者としては判断としてはあり得るのかなというところがございますので、そこはやはり地域のニーズ等も我々としても見ていきながら、事業者様と適切な定員はどこにあるのかというところは、やはり入園相談のほうで聞いている肌感覚であったり、事業者様のお話であったり、そういったところを総合的に勘案しながら、定員についても適切なものというのを考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 二つ目、三つ目に御質問いただいた転園希望の増の経緯でございますけれども、委員おっしゃるように、転園希望というのは2年前だと63人、昨年だと78人、今年だと87人ということで、約10人ずつ増えているような状況でございます。この状況についてのちょっと詳細の分析というところまではもちろんできてはいないんですけども、やはり最近では、その保護者の方も他園の状況とかを非常にいろんな情報を得られるようになってきて、例えばちょっと保育、この園よりも隣の園のほうがいいなとか、そういった情報を得て転園を希望される方というのが中にはいらっしゃるのかなと。もちろん、あと、兄弟関係とかももちろんあるので、一概にそれだけが傾向というわけではないんですけども、やはりいろんな情報を得られるような状況になってきたというのは一番大きい理由かなというふうに思います。

あと保留通知希望、昨年までは保留通知希望と言っていたものですが、今年だと保育園に入れなかった場合は育休の延長を許容しますよという選考をされる方、それから、おとし127人、昨年103人、今年は65人というところでございますけれども、やはりこれは大きく、今回65人、103人から65人に減ったというのは、やはりもう大分前から国のほうでハローワーク、あと厚生労働省のほうで育休は原則1年ですよというところを国の方針として示してPRしてきたというところで、やはりそこの育休は原則1年なので、そうですね、1年を超えてというのはなかなか難しいんじゃないかという判断で、この2の申込み、マル2という、ごめんなさい、育休延長を許容しますよという選択肢で申し込んだ方は大分減ったのかなというところなんです。これによって、やはり、先ほどゼロ歳児の保育のニーズ、多少減ってくるのではないかと、逆にここの面だと、先ほど申し上げたように入園の早期化ということは十分あり得るのかなというふうには考えております。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 じゃあ、なかなかゼロ歳のところをどう使うのかというのは、まだまだ流動的なというか、国のそういう育休制度の運用というのかな、それにもよるところがあるんでね、ここが絡められるということについては、公的な保育保障、発達保障をやっていこうということと私は違うと思うんだけど、保護者の選択、働き方の問題ですからね。だから、ただ、国の制度上は結びつけられていて、数字がちょっといろいろ揺れ動くというような結果もあるようです。ただ、いずれにせよ、先ほど言ったような保育ビジョンなども引き続き保育・子育て計画の指針だというわけだから、あそこで掲げた、区立は区立として残しながら保育

機能を発揮してね、私立も増やして待機児童、または質の確保をやるという方向を頑張っ
てほしいなというふうに思います。

それで、今、転園希望のところではなかなか選択の幅というんですか、考える保護者の方が
増えているんじゃないか、こういう分析がありました。それで、この点で私たちが、この間、
取り組んでいる区民アンケートにこういう声が寄せられているんです。これは20代の女性の
方からなんだけど、保育園についてね、保育園が狭くて子どもが十分運動できないところ
が問題だと思いますと、考えますと。一部の保育園には庭があったりプレールームがあっ
たりしますが、駅前のビルの中の保育園は保育室とトイレくらいしかありません。昨今の状
況についてね、さらにこの夏、熱中症アラートが発令されると、保育園では屋外での活動
を取りやめるので、狭い保育室に子どもを閉じ込めっ放しになってしまいますと。だから、ハ
ード面としては、保育園の改修でプレールームや体育館のような役割の部屋を増やすなどを
望みますと。各保育園が園児の屋外活動について困っていることや、具体的にどこで何分、
何を運動しているのか、実態調査をしてほしいと、こういう声なんですよ。

確かに保育園、私立認可保育所の誘致ということでやってきて、保育園によって相当違い
が出ています。よく例に挙げるのか、小石川のいわゆる国有地買ってね、園庭つきっていう
のができて、それはよかったというふうに言ったけど、非常に人気があるわけです。この待
機のあれを見ても、数字を見ても。だから、こういう実は課題というのは、園庭のあるなし、
それからホールのあるなし、私たちは廊下のあるなしということを言って、今もそれは当た
るんです、その課題というのはね。調べてほしいと、実態を。こういう声が出されているの
を今日は紹介しておきますけれども、予算・決算のときから、私、議会に区民の皆さんに送
っていただいたときからこの問題聞いてきているんですよ。調査を。調査をやるって言っ
た課長さんも歴代の方いたんだけど、調査結果がこうなりましたって聞いたことないんだけ
ども、今、待機児童対策はひとまずはですね、どんどん増やすというのはなくなりましたで
しょう。だから、保育の質って話題になって、課題になっていますね。このおっしゃってい
る方、そのとおりだと思うんですよ、私は。園庭のあるなし、ホールのあるなし、それから
廊下と言っているのは何でかということ、区立保育園は廊下が結構あって使っているん
ですよ、いろいろ、子どもが体を動かすのにね。そういうことを捉えて、施設条件、子ども
の発育・発達の条件の実態というのをぜひつかんで、今後の保育の質の向上、また、検証に生
かしていただきたいというふうに改めて今日お願いしますが、こういう声が来ている
ということもお伝えした上で、所管の課長さんから御見解を伺えればというふうに思うん

ですけれども、いかがでしょうか。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 ただいま御紹介いただいた御意見の中で、やはり熱中症アラートということで、昨今の猛暑の中、なかなかお外に出れないという状況については、全園どこにおいてもやはり似通った状況にあるという中で、ハード面のところの差が際立っているというところのお話かなというふうに受け止めてございます。しかしながら、その園庭というところにつきましては、どうしても土地には有限でございますので、なかなか園庭という形での差異というのは埋まらないという。また、施設的な部分についても、そこについてなかなか後から何かをといるところは難しいところもある中で、保育士の皆さんそれぞれ与えられた環境の中でどういった保育をしていくかというのを、日々、お話し合いしながら進められているところなので、これをなかなか全体調査をして、それをなかなかつまびらかにしてというところでいくとなかなか、じゃあ、この園はいい園なのか悪い園なのかというのは、なかなかちょっと一概には言えないのかなというふうにはお聞きしながら思ったところではございますけれども、少なくとも園庭のありなしというのは文京区のほうでは全て把握しているところでございますし、設備的にホール的な役割を持っているところがあるかないかというのも認可申請の際に把握はしているところなので、調査という形をとらずとも、一定、我々のほうでは把握できているのかなというふうに考えているところでございます。

なので、それぞれの各園の特徴を生かしながら、どういった保育が展開できるのか、それは区立園・私立園連絡会の中でいろんな工夫があれば共有等もしていただいておりますので、そういったところで我々としては支援をしていきたいというふうに考えてございますし、それぞれこういった特徴のある園だからこういうことができないかというのは、巡回指導の先生とかも、日々、回りながら、こんなことどうというような御提案とかもできたりもしているところもございますので、そういったところで各園それぞれの特徴を踏まえたい保育ができるようにという形で、我々としては支援していきたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 ぜひ支援はお願いしたいと思います。こういうことを利用者さんというか保護者の声を伝える中で、巡回指導ってたしか始まった経緯があるんですよね。ただ、その頃、私たちというのは、さっき言わなかったけどプールのあるなしっていうのでね、もらいプールって言って、プールがある保育園にとこと夏暑いときに歩いていくと。行けばいいんだけど、今、さっき言ったように暑くて外へ出られないという、こういう新しい事態が生ま

れている下でのこういう問題提起なのでね、巡回指導に加えて、保育の施設条件による子どもたちの様子、それは区立園のOBの皆さんが巡回されているというから、こういう取組は本当に大事だなと思います。こういうのができるのは、区立の保育園は持っているからであって、こういう体制が今度は保育の質の保障ということにさらに進んでいくように、私たちもいろいろ住民の皆さんにお話を伺いながら提起していきたい、お伝えしてほしいと思っていますけれども、今日言った質の課題についての問題提起というのはこれに尽きないと思いますけれども、引き続き支援、それから質の向上という点でも区として役割を発揮していただきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○板倉委員長 ほかに。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。待機児童の解消に向けた取組に感謝申し上げます。ありがとうございます。今、待機児童の解消の取組というよりも、いかにこの現状の保育園、事業者さんを支援していくか、そしてまた保育の質を担保していくか、改善していくかというお話が中心になっているのかと思います。先ほど来、様々お話の中で、区としても事業者支援としても賃借料補助事業といったものもスタートするという話もありましたし、ほかにも家賃補助なども実施をさせていただいていると思います。

先ほどの話の中で、やはり、この1年間のうちに、今、この数字を見ると欠員がやはり多いんですけども、1年間で埋まっていくという大体の流れですというふうに理解しているんですけども、この数字だけ見ると、その事業者さんの経営がやはり心配になるんですけども、その点については大丈夫なんでしょうか。何か事業者さんからお話が来たりしているのでしょうかということをお伺いしたいのと、また、これまで待機児童解消のためにも、区立園のほうの定員もできるだけ多めにしていってきつてきたと思うんですけども、ある意味、その園によってはかなり厳しいという、保育の質の面からも少し緩和したほうがいいんじゃないかという園もあるというふうに地域の方からもお伺いしたんですけども、そういう意味では、この見直しを図ることで、ある意味、私立園への流れも少しは生まれてくるのではないかというふうに思いますけれども、この二つについてお伺いしたいと思います。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 まず、実際に運営事業者様のほうからの御相談のお声というところでございますけれども、少なくとも現時点で、例えば経営不振でちょっと運営が立ち行か

ないといったような、そういった具体的な相談については寄せられてございません。先ほどゼロ歳については埋まっていくというようなお話もございましたが、逆に言うと、3、4、5歳についてはなかなか厳しい状態が年間を通じて続くという場合もあるのも事実でございます。そういった点におきまして、後ほど区立園のお話も御答弁させていただければと思いますが、先ほど少し御議論がございました定員の見直しの部分については私立園についても同様でございまして、運営事業者様のほうと御相談しながら、各地域のニーズと横並びで見ながら、一定、どういった定員であるのかというのは協議が必要になる場面も出てくるのかなというふうに考えているところでございます。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 区立保育園の定員につきましてですけれども、過去に待機児童対策としてであったり、改修によりとかで約180人弱の定員を増やしてきた経緯というのが過去にありました。この約15年以上の間に増やしてきたというところがあります。先ほどのこの資料の2ページ目から4ページ目の区立園と私立園のそれぞれの定員の部分を御覧いただければ、何となく傾向はつかめるかなとは思いますが、もちろん面積の、区立園と私立園の面積の違いはもちろんありますけれども、例えば3歳児から4歳児、5歳児クラスだと、大体私立園だと13人から15人ぐらいの平均の定員になっているかなと。ただ、区立園だと多いところだと30人、平均すると大体21人、22人ぐらいの定員になっているというような状況でございます。当然、その面積によって違いはありますけれども、やはりあまり児童が多過ぎると、やはり子どもたちもやはり遊んでてストレスを抱えてしまったりとか、なかなか落ち着いて過ごせない。また、保育士からしても、やはり保育士の人数は十分足りていたとしても、保育の目が行き届かない、そういったところがやはり懸念されるというところは園からの情報として得ているところでございます。なので、そういった意味では、やはり、例えば3歳から5歳は300人ちょっとの空きがあるような状況でございますので、そういった保育の質の向上という意味合いで、一定の定員の見直しの検討というのも十分あり得るのかなということは考えているところでございます。当然、その面積など、あと、また地域の保育のニーズというのも当然勘案しながら、検討というのは行う必要はあるかなというふうに考えております。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。私立園もその対象になるというようなお話ありましたけれども、私が話をお伺いしたのは区立のほうだったんですけども、私立のほう

は、どうなんですかね、見直しをすることで、さらに経営が厳しくならないか心配なところですけども、注意しながら事業者さんと検討を進めていただきたいと思います。

その上で、事業者さんにおかれては、様々御意見出ていますが、保育士の確保、また、待遇改善について、これまでも区としても様々取り組んできていただいています。今回、公明党が独自で全国を取組で、3月17日からインターネットを活用したアンケート調査を実施したところ、若い方からたくさんの御意見、御要望をいただいて、10万件を超えるお声をいただいたんですけども、その中の上位、一番上位は物価高騰対策に対する御意見、御要望なんですけども、これはAIを活用してグルーピングして、あまりにもたくさんの御意見があったので、そういった手法も活用させていただいたんですけども、その中の上位六つの中に、保育士・介護士にもっとリスペクトをしてほしいというお声が、待遇改善も含めてということであったということで、ここについてはしっかり取り組んでいこうというふうに、今、検討を進めております。先ほど来、待遇改善についても様々御意見ございましたけども、国においても保育士さんの待遇改善も進めてきております。しかしながら、まだまだ十分ではないのではないか。また、確保する上でも、もう少し必要ではないかというところにあるのかなと思うんですけども、そうした意味でも、奨学金の返済支援事業、これはすいません、午前中もちょっと御提案、お話しさせていただいたんですが、これをやはり保育士の方にも適用していくのが有効ではないかなというふうに、これまで公明党からも提案をさせていただいてはいたんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 そうですね、御指摘のとおり保育士の処遇向上、ひいては人材確保にもつながるお話かと思えますけれども、非常に重要な取組であるというふうに区としても認識しているところでございます。

お話にもございましたとおり、処遇向上は、第一義的には国において積極的に議論されていくべきものというふうに考えておりますので、その点について変わりはないんでございますけれども、個別具体の対応については、広域的に取り組まれるべきものから、区市町村単位で取り組まれるべきものまで様々であるというふうに認識しているところです。そのような中で、区としては、例として挙げいただきました宿舍借り上げ、また、キャリアアップ補助金といったところを実施しているところでございます。

誰でも通園制度の実施も控えておりまして、保育士さんの処遇向上、人材確保につきましては、今後、多くの場面で必要な議論となってくるというのは想定しているところでござい

ますので、御指摘の制度、他区での導入実績があることについても把握しているところでございますので、そこら辺のところも含めまして、引き続きの研究課題とさせていただきたいと考えております。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今後もこの課題は続くかと思っておりますので、区としても、今、全力で取り組んでいただいておりますが、引き続きの研究・検討をお願いしたいと思えます。よろしくお願いします。

最後に、事業者さんを支える意味でも、定期的な預かり保育事業も実施をしていただいていると思えますけれども、令和7年度スタートしていただいていると思えますが、どのような実施状況なのか、お伺いしたいと思えます。

また、予算としては、心配されていた東京都からの補助金については大丈夫なのかどうか、お伺いしたいと思えます。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 令和7年度につきましては、まず、総定員枠という形で御案内させていただければと思えますけれども、グループ保育室こうらく、こちらで今年度、引き続きの実施とさせていただきまして28人、私立保育園12園で95人、私立幼稚園2園で108人、計231人の定員を御用意しているところでございます。これに対して申込み状況でございますが、ちょっと私立幼稚園の状況につきましては確認中のためお示しすることができないんですけれども、申し訳ございません、こうらくのほうにつきましては、123人の方からお申込みいただきまして、キャンセル待ち85名という状況でございます。私立保育園につきましては、計111名の方からお申込みをいただきまして、39名のキャンセル待ちとなっておりまして、一方、園によっては空きがありながらキャンセル待ちが出ているという状況が昨年度に引き続き生じているところでございます。やはり空きがあるのはゼロ歳と2歳という状況も変わりがございまして、やはりニーズが一番大きな年齢は1歳児であるというところを区として把握しているところでございます。

最後に、補助金のほうでございますが、多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金という形で、令和7年度につきましても活用を予定してございまして、4億3,100万円程度の活用を想定してございます。

以上です。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。実施状況を詳しくお伺いしまして、お申込みも多くある一方で、1歳の需要が高いということでした。事業者さんにとってこれを、この事業をすることに一定の課題も、加配もしなきゃいけないとかあると思うんですけども、ぜひ事業者さんにとってこの事業が少しでも経営のほうにもプラスに働くように、また、当然、この事業はゼロ、1、2の子どもたちを養育している保護者の方への支援、また、子どもたちの人権の意味からも大事な取組かと思いますので、引き続き取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○板倉委員長 ほかによろしいですか。

それでは、報告事項の3の質疑を終了いたします。

続きまして、教育推進部児童青少年課から2件です。

報告事項の4、令和7年度育成室入室状況、報告事項の5、都型学童クラブの新規開設についての説明をお願いいたします。

日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 まず、資料第4号、令和7年度育成室入室状況について御説明いたします。

1、育成室定員等の推移でございます。令和3年から7年まで、5年間の定員等の推移になります。今年度の待機児童数は、一番右のところですが、定員数を123名増やしたものの、前年から19人減の74人となりました。

次の表に育成室別の入室状況になります。左から次ページにわたりまして、58か所の育成室名、定員、在籍者数、これは入所できた児童数です、それに継続者数、新規申請者数となっております。待機児童数は、継続者数と新規申請者数を足した人数から在籍者数を引いた人数となっております。令和6年度は新たに育成室を4か所増設し、待機児童数は減少したものの、特に茗荷谷地区を中心に高止まりであるため、引き続き新規育成室の整備を進めてまいります。

説明は以上です。

続きまして、資料第5号について説明いたします。都型学童クラブの新規開設についてです。

育成室待機児童解消加速化プランに基づきまして、白山一丁目に新たに都型学童クラブを開設いたします。6月1日からの開設となり、施設の概要、運営事業者、所在地は記載のと

おりでございます。

説明は以上です。

○板倉委員長 それでは、報告事項の4について御質疑をお願いいたします。

上田委員。

○上田委員 やはり育成室については、先ほど児童青少年課長が御説明くださいましたように、茗荷谷地域の逼迫がすごくあるということが、その状況からも分かります。以前からそう言われておりましたし、待機児童加速化プランで、様々な賃貸物件等を活用した施設整備等を進めていきたいと言っているながら、この地域での開設というのがなかなか進んでいないというところがあるなというふうに思っております。地域的には、例えば、そうですね、ごめんなさい、資料が、ごめんなさいね、令和10年だと、窪町のところも金子書房のところの新しい育成室もスタートしますけれども、民間賃貸物件を利用した、また、それから目白台のほうにも都型学童クラブができたので、ここも送迎可能な範囲かなというふうには想定していたんですが、そんなにそっちに行っていないというのもちょっと意外だなというふうに思います。これでまた小石川のほうの青少年プラザは育成室を入れないというふうにも聞いていますので、早期にこの状況を解消する方策というのが、この加速化プランでいう1とかをやっぱり進めるしかないのかなというふうに思うんですけれども、そこがなかなかというところが悩ましいなというふうに思っています。

茗荷谷地域については、どういうアプローチを今かけているのかとか、また、都型学童を例えば目白台の都型学童に例えばどうですかみたいなお話とか、また、都型、例えば、例えばですよ、目白台の都型学童が例えば今後ですよ、認証学童等に移行して、さらに保育料がかなり育成室に近いものになった、低廉になったということになれば、そちらのほうにも行きやすくなるのかなというふうに思うのですが、そういった見通し等はどのようなふうに行っているのか伺いたいと思います。

○板倉委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 議員、委員御指摘のとおり、茗荷谷地区の待機児童数の数が、ある意味、突出して多いというところの現状は御説明したとおりでございます。どのようにアプローチしているかというところにつきましては、近々であれば今度の6月1日から茗荷谷育成室の定員を拡充いたしまして、大塚地域活動センターの中の多目的室を御利用させていただいて、利用枠の拡大といったところに、今、取り組んでいるところでございます。来年度の来年の4月には新たな2支援の施設の整備も予定、開設を予定しております。そういった

ところで長期的には小学校の横の整備というところも、当然、計画の中には入っているところがございます。そういったところ、中長期的なものもございますし、短期的に取り組んでいるところもございます。それでもまだなかなかというところもございますので、民間の物件等を活用して、直ちに整備ができないかというところについては、もう日々考えている、検討しているところがございます。そういったところがなかなか形にならない部分もございますが、そういった取組をこれまでも継続して進めていきたいというふうに考えております。

あと、都型クラブ、都型学童クラブとの関係ですね。確かに待機児童として計上されている御世帯のお子さんが都型学童クラブに通っているというところは、ある程度の一定数はあるというところは確認しているところがございますが、そういったところが、都型学童クラブが認証の学童クラブというところに移行するということになれば、委員の御指摘のとおり、保育料のところのところもありますので、そういったところで認証の学童クラブを希望するというか、という数というのは一定程度増えるのではないかと、確かに見込みはございます。現状の都型学童クラブがまだ民間の認証の学童クラブに移行するという具体的なお話はまだいただいてないんですが、今後、当然そういった認証の、認証の学童クラブへの移行というところについては常に区としても情報を把握して、そういったところのアプローチというか、そういったところは日頃からやり取りする中で見いだしていきたいなというふうに考えているところです。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 いや、茗荷谷地域すごく大変だっていうのは分かっていますし、大塚の地域活動センターで少し広げていただいたというのもよかったというふうに思うんですが、いろいろ児童館もありますし、久堅児童館とか、近隣の何というんでしょう、公有地等でとか、公共施設等でとか何か方法がないのかなとか、画期的な方法がないのかなというのを期待しているんですけども、物件等もいろいろ探していただいているんだろうとは想像するんですが、頑張ってくださいと申し上げるしかないのかなとか。あとは本当に都型学童の、が認証のほうでしっかり制度が定まって補助金がたくさん出て誘致しやすくなったりとか、あと、保育料が安くなるというような状況がはっきりすれば、そちらのほうも併せて考えていける、こうなるかなというふうに期待しているので、東京都のほうから情報をしっかりとってきていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 育成室の待機が74ということなんですけども、事前にお伺いしたら、この加速化

プランにあるランドセル来館はそのうち16人だというような内訳を、そこまでちょっとお聞きしたんですよ。それで、例えばそうすると、ランドセル来館している児童館で16人って、どこの児童館に行っているんですかというのは、今の子どもの実態を確認する必要があるもので、それはお答えいただきたいというのと、残る58人は今どうなっちゃっているんですかと、でしょうかと。先ほどの保育と同じ形での質問になるんだけど、それは把握されていますかということをお願いしますね。

それから、昨年度からでしたっけ、タクシー送迎やっている数字は、この74とは別ですというふうにお聞きしているんだけど、新年度は何人ね、どこの育成室に送迎しているのかということについて、まず最初に御答弁いただきたいと思います。

○板倉委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 ランドセル来館の実施実績としては16名でございます。館別に申し上げたほうが——はい。大塚が3、千石が3、本駒込が3、久堅が5、千石西が1、白山東が1という状況になっております。

その待機児童数74から差し引き16を引くと、委員のおっしゃるとおり58ということになります。その58人のところにつきましては、ちょっと明確にちょっと把握していない部分がございますが、アクティを利用していたりとか、先ほどの議論にも出てきましたけど、都型学童クラブに通われている方、当然、単発というか、児童館に通われている方、あとは家庭にいらっしゃる方というところが主な人数だと思いますが、ちょっと細かいところまでは把握しているところ、把握はしてございません。

タクシーの送迎につきましては、この74人の中に6名のタクシー送迎者、タクシーの送迎での通室というところの人数は含まれております。具体的には、窪町小学校から第三中学校の育成室のほうに6名通っているというところが4月1日現在の現状でございました。ただし、先ほど御説明したとおり、茗荷谷育成室の拡充に伴いまして、今回、この6名の方は茗荷谷育成室の分室のほう、拡大した部分に入室できるということになりましたので、現状では、6月1日以降はちょっとまだタクシーの送迎での利用というのはちょっとまだ未定というか、決まっていないという状況でございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 分かりました。ごめんなさい、茗荷谷育成室、大塚地活のところでは何人定員増やす予定なんですか。その6人はそこで吸収されると、タクシー送迎している方はそちらへということで御案内できるという、そういう想定だということなんですけど、人数をちょっ

と。

○板倉委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 先ほどのとおり、茗荷谷育成室の定員の拡充は20名程度を募集、想定しておりまして、現在、事務を進めているところでございますので、その中で6名の方が入室できるという見立てでございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 タクシー送迎は苦肉の策だという、昨年度、言っていた経過がありまして、加速化ということなのでね、その58人の方の状況というのも私は本来的には区としてしっかりつかんでいただいて、そういう実態に即してね、これは急がなきゃいけないんだという決意をさせていただきたいというふうに思います。

それで、じゃあ、どうするのかということですね、先ほど上田委員からもありましたけども、この加速化プランの1のところをやっぱり踏み込んでやっていく必要があるんじゃないかと。それで金子書房でいいですよ、あそこの跡地のテナントの利用というのは、令和10年、令和10年ですよ、令和10年からというふうに聞いているので、まだある、何年かあるわけですよ。だから、例えばですけど、教育の森公園の一部とかね、それから窪町公園の一部とかね、やっぱ公園に区立で、僕は直営でつくると、臨時育成室というのを先に立ち上げて、それでそのテナントが完成するのまでそこで受けるというのをね、やっぱ決断する必要があるんじゃないかと思うんです。この加速化プランの1のところは、2とか3とか都型とかでできるわけですよ。1のところやると。それで、公園の仮設利用というのは礪川公園で一時じゃないですよ、10年ぐらいやりましたよね。10年は言い過ぎかな。公園を仮設利用するというのはなかなか利用者さんとの関係で悩ましい問題あったと思うんだけど、やはり、そういうことが必要ではないかと私は思いますけども、たまたまその周りにおっきなおっきなといってもおっきな公園があるので、その一部を利用させていただくと、時限的に。どうですか。

○板倉委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 この加速化プランのところで公有地を活用した施設整備というところが確かに1番で書かれておりますので、現状でも別にあらゆる可能性は追っているところではございます。その中で実現ができるかどうかというところにつきまして常に検討しているところでございます。今、御提案というところは一つ参考にさせていただきたいというふうに思っております。その公有地を活用した施設整備と民間賃貸物件を活用した施設整備、

これは両輪で進めていきたいなというふうに考えています。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 ぜひ、参考にしていただくのはいいんだけど、最初に人数の数字聞いたようにね、公的保育の保育所の場合は保育を申し込んだら実施する義務はありますよというんであれなんだけど、学校に入って午後のところは突然一日で変わるわけですよね、育成室はね。そうしたら実施義務ないよみたいな話に制度上はなるんだけど、だからっていつて扱いが変わるというのは、そんなことはないと思う、実際はね。だから、ぜひ私が今言ったような公園の一時利用というのか、臨時利用というのかな、仮設利用というのかな、検討していただいね、この間、努力されてテナント物件見つけてきたわけだから、そこにつながるまでの間というような位置づけでそういうことも、公園の利用なども考えてほしいなと思います。

それから、最後に、2、入室状況の中で、小日向台町第一・第二育成、ここについてね、ちょっと今後のことなんですけども、お伺いしたい。5月14日の庁議決定で、例の音大の土地が、小日向台町小学校の建て替え中の仮校舎、仮校舎ね、使うというのが、これ決定されましたよね。そうすると、当然、育成室は小日向台町、町内にある銀行の研修所跡地というかね、研修所の建物を改修して使うという計画になって進んでいますよね、準備していますよね。そうすると、少し先というのは、仮校舎を音大の跡地のところにつくったときに、名称が大塚、大塚四丁目仮校舎という、仮称でね、なりますよね。そのときに、小日向台町小の育成室利用の児童さんたちは、小日向台町の町内にある銀行の研修所のところの育成室に行く、通室区域だけから言ったらそういうことになると思うんですよ。ところが、丸ノ内線の地下鉄の駅でいったって1駅以上ありますよね。だから、そのところについての移動の手段というか、については、今のところどのように考えているのか。どのように検討経過があって、この庁議決定に至ったのか。現段階の構想をお聞かせいただければと思います。

○板倉委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 東邦音大の仮校舎につきましては、今度の文教委員会で御報告は申し上げるところではございますけれども、この後、本年度中に整備方針を固めていこうと思っております。その中で、施設の中でこういったものを仮校舎の中に組み込んでいくかということは検討してまいりたいと考えております。併せて、育成室の位置づけや育成室への移動につきましても含めて、整備計画、整備方針を検討する中で検討したいと考えているところでございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 それは今後の検討だということで、仮校舎のつくり方、使い方の中で、そこの中につくるのか、それとも、その銀行の研修所跡のところに移動するのかということも含めてということでしたけども、この種のことで言えば、私は今、地下鉄の駅1個以上と言ったのは、かなり距離がここはあるのでね、今、想定している研修所、銀行の研修所跡地につくる育成室と大塚四丁目の仮校舎からもし移動するとなれば、かなり距離があるので、そのところについてはよくやっぱり利用者さんといっても少し先の話になりますけども、利用を想定される方たちの意見なんかも聞きながら、最善のというような形でおさまるようにやって計画していただきたいというふうに思います。当然ですけども、この土地買うときにはまだ教育の財産として買うんじゃないですって話でありましたので、こういう形で庁議決定されましたので、速やかにその辺の詳細な具体的なその建物のつくりとかというのはおいおいやっていくんだと思うんですけども、子どもの今言った動き方なんかに関わってのことについては、基本的な構想というのを、保護者の皆さんからの意見も地元の皆さんからなんかもよく聞いていただいて、早期に構想を示していただくように私からもお願いをしておきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○板倉委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 先ほど金子委員対して児童青少年課長、公園のところなんですけれども、確かに課長は参考にさせていただきたいという話をしましたけれども、ただ、やはり公園ということになると、先ほど金子委員のほうもおっしゃっていたとおり、公園に対しての利用者もおりますし、そういった様々なニーズがある中で公園というその権能であったり公園というものの自体ということがあるので、そこを軽々に私どものほうの育成室でこれを利用させていただくということにはなかなか、これはいろんな難しい問題があるというふうに認識しております。ただ、それが完全に駄目だというわけではありませんけれども、私ども教育部局の認識としてはそういった認識をしております。

もう一点、今まで課長変わりましたけれども、前任等も含めて、令和3年から令和7年で441の増を図ってきたというところで、これは一定程度、手前みそではございますけれども、所管のほうもかなり頑張ってきてきたというような認識であります。

この地域偏在のところについて、今、残ってしまっているというその地域があるんですけども、これについては、保育、先ほど議論があった保育園と違うところは、私どものほうは、確かに育成室のほう絶対いい、それは誤解されては困りますけど、育成室のほう絶対いいのは当たり前なんですけども、アクティというようなそういったところでの預かりと

というような手段というのを私ども持っておりますので、そういったところも活用しながら、できるだけ速やかにその本来の理想の形に近づいていきたいというのが私どものほうの認識ということで御理解いただければと思います。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 それは分かりました。それで、今、アクティとの比較なんですけど、私たちは別にアクティ、今日は何も言っていないですけども、否定しているわけじゃないのね。あれが始まったとき、2015年ぐらいのときだったと思いますけど、国の制度として出てきたときに、それぞれ大事と、それぞれ大事ということで言ってきましたので。ただ、育成室は育成室で放課後の居場所という、安全とか成長の場というのは、生活の場か、でありますので、その位置づけというのは本当にそれも大事なわけで。

それで、公園の利用については、礪波公園も最初から区立認可外保育所として、その後、使われ、何年も使われましたけども、最初はほら、向丘保育園の仮移転、その前には指ヶ谷の仮保育園としてつくって、その後、区立認可外でやりますよというときに、おっという話になったわけです。あのとき厳しかったから、待機の状況がね。知ってますよ、近隣で公園を利用されている体操をやっている方だったかな、困りますという声も私たちも寄せられて、地元の議員、お話を聞いたことありました。だから、悩ましいというのはそういうことがありますけども、今回の場合はテナント物件も見えているというのはありますので、そういうのをよく御説明して、折り合いつけば、つける努力もしていただきたいという思いで言ったわけでありまして、ぜひ御検討いただきたいというふうに思っておりますけども、部長さんの思いはよく分かりました。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。これまでの待機児童解消の取組、大変にありがとうございます。本当にたくさんつくっていただいたんですけども、全体的にはもう少し余っているんですけども、地域偏在があるという課題で、まだ引き続き取り組んでいただいまして、アクティの充実も図っていただいていると。また、ランドセル来館もしっかり使っているということで、ありがとうございます。引き続き工夫をして、この地域偏在の課題も解決をしていきたいと思います。

ちょっとこれは本当難しいと思うんですけども、やはり窪町小学校の近くに筑波の附属の小学校があったり、お茶の水の大学があったりする。そういったところは、やはりもう難しいというところですかね。

○板倉委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 今、委員の御指摘のところは具体的なちょっと話には至っていないというところでございますが、何度も御答弁をさしあげますが、全て排除しているわけではございませんので、あらゆる可能性については、今後、検討していきたいというふうに考えております。今後整備する予定の物件がございますけれども、それより先んじて何か手が打てるというところについては積極的に考えてまいりたいというふうに考えております。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

私から、この育成室の申込みのタイミングについてちょっとお伺いしたいんですけども、現状、1月上旬から中旬にかけて申し込んで、結果発表が2月末というふうになっていますけれども、地域の保護者の方から、もし育成室駄目だったら民間も探さなきゃいけないので、もう少し早くしてもらえないかというふうなお声がありまして、確かにそうだなというふうに思ったところなんですけど、これを早めることができるかどうか。保育園のほうは11月に申し込んで1月末に結果発表しているというところなので、これに合わせるようにできるとどうなのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○板倉委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 例年の育成室の申込みのところのタイミングでございます。やはり結果的に育成室になかなか入れないというか待機児童になってしまうという状況が、の可能性があると、やっぱりその先どうするんだというところの対応策といったところを考えると、当然、保護者の方が対応しなければならないというところで理解をしているところでございます。そういった意味も含めまして、育成室の申込みのタイミング、発表のタイミングというところは、何とか早められないかというところについては、御意見をいただいている部分もございます。そういった中で、今後、やはり少しでも申込みのスケジュールを早くするというところについては取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。保育園のほうも多分だんだん早まってきたという、多分、経緯があるかと思えます。そういったところと、そういったところと同じトレンドなのかなというところはありますので、そういったところなるべく早く申込みを開始して、なるべく早く結果をお伝えするというところについては考えていきたいというふうに思っております。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。そうしたお声、私のほうにいただいたんですけども、ほ

かにもいらっしゃるのではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、これまで育成室の整備、ずっとしていただけてきて、いわゆる小1の壁ということで、保育園から小学校に上がるということで、保育の学校、学校を出た後の保育の体制ということで育成室、また、学童クラブなども整備していただけていますが、これまでも予算委員会などでもお話出ていますけども、朝のほう、朝の預かりというところで、保育園ですと大体7時半ぐらいには行けるというところですけども、小学校になるとやっぱり8時を超えてというところになってきて、やはり、現状どうしているかという、やはり保護者の方が何らかの形で家で待機をして、いろいろフレックスなど使っていらっしゃると思うんですけども、その辺どうなっているのかなと思って私も地元の保護者の方に聞いてみたんですが、やはり学校は8時5分から10分ぐらいに来てくださいとか、そういったお願いをされていて、何とか保護者の方はフレックスを使ったり工夫をされてやっているようですということで、大分、企業側、働く現場の働き方改革なども進んでいて、対応していただいているようなんですけども、最悪というか、こういうことがあっては悲しいんですけども、やっぱりお子さんが1人で先に学校の前まで行って待っているとか、そういうことがあると、なかなか何とかしてあげたいなと思います。

5月9日に公表されたこども家庭庁の、この朝の調査を、こども家庭庁が朝の待機についてした調査結果によると、朝の居場所を検討している自治体は3.1%しかないんですけども、利用したいという小1の保護者は4割を超えているということでございます。それぞれ自治体で様々ほかの自治体でも取り組んでいまして、豊島区はシルバー人材センターのお力をお借りして朝の見守りを始めた。また、大阪豊中市では民間警備会社の見守りを活用して、7時から体育館での受入れを始めたといったことでございました。文京区の区立小学校も様々実態があるのかなと思ひまして、中にはPTAの御協力をいただいて見守りをしているといったところもあるというふうにお伺いしていますけども、そういった実態をしっかり把握して見ていただいて、また声も聞いていただいて、何か検討していただく必要があるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

○板倉委員長 3時になりましたので、3時半、休憩に入りまして、3時半から再開をしたいと思います。休憩に入ります。

午後 03時00分 休憩

午後 03時29分 再開

○板倉委員長 それでは、委員会を再開をいたします。

休憩前に宮本委員の質問がありました。御答弁を、日比谷児童青少年課長、お願いいたします。

○日比谷児童青少年課長 放課後ではなく、朝の子どもの居場所づくりについてのお尋ねでございますが、朝のところに居場所づくりについては、児童の安全確保といったところ、学校側の管理の問題、人的に対応するにはどうするかといったような課題があるというところが課題としてあるというふうに認識をしております。朝の子どもの居場所については、また、子育て世帯の働き方、こういったことも社会全体で考え、課題として捉えなくちゃいけないというふうに考えております。委員が先ほど御指摘したとおり、一部の学校で実施しているというところがあるというふうにございましたので、そういった現状、どういった取組をされているかというところについて、今、現状を調査しているところでございます。そういったところで、今後どうあるべきかというところについては検討していかなくちゃ、いっていくという方向で、今、考えているところでございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。おっしゃるように、確かに働き方改革、保護者の何といますか、働き方、どうお子さんに接していくのか、そうした部分も大切であるかと思えますし、また、一方で実際にそういったどうしても保護者が早く行かなきゃいけないとか、そういったことも現実にもあるかと思えますし、いろんな仕事の方も多いかと思うし、いろいろまた学校学校で取組もあるかと思えますし、いろいろしっかり現状を調査していただいて、何らかの対応ができるように検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○板倉委員長 今の居場所、朝の子どもたちの居場所についてですけれども、予算委員会の際にも何人かから要望が出て、区側は検討する方向というふうに私たちは受け止めておりますので、ぜひそういう方向で早めに検討もしていただいて、実現できるようにお願いしたいと思います。

浅田委員。

○浅田委員 委員長の言葉は重いと思いますので、よろしくお願いします。

育成室の入室状況、ここまで本当に子どもたちの放課後のために努力をしていただいた、いただいて、ここまで育成室をつくっていただいたことに心から、本当ですよ、心から感謝申し上げます。こちらにも感謝申し上げます。よろしくお願いします。

それで、ただ、これは保育園のときの質問でも私のほうから言ったんですけど、これやっ

ぱりどうしても多くなってくると、これは他区も含めて指導員がやっぱり、確保していくのがかなり難しいという話も伺っています。それで、もちろんその努力はしていただくんですけども、なぜ言うかという、やっぱり安全性なんですよ。子どもたち、小学校の1年生から3年生というのは、元気いいじゃないですか。特に、特に元気がいい時期でもあります。そうしたときに、きちんと指導員を配置して安全を確保する、これは大切なことだと思います。

ちょっと気になるのは、これはもう私が育成室に関わっているので改めての念押しになった質問で申し訳ないんですが、定員です。定員に対する考え方。このいただいた表では、頭のところが定員ってなっていますよね。定員、例えばということ言えば、定員が大塚育成室だったら定員に50人と書いていますよね、定員。その横に在籍者数50人というふうになっていますよね。定員というのは、やはり子どもたちを受け入れるに当たって一定の目安、文京区の場合、おおむねという表現をしていますよね、おおむね。だけど、この数字、区は私ね、分からないんですよ。いつの間にかこれが定員になっちゃっているんですね。これは区としては基本的にどのようなお考えなのかお願いいたします。理由はやっぱり安全です。安全対策をする上で、よりよい保育をする上で、きちっとした対応が必要だと思うからお伺いしているわけです。

○板倉委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 定員というところにつきましては、条例や規則で定められている人数がございます。ここで表記している人数というのは、あくまでも待機児童対策のために、保育の質は当然担保しながらも、可能な限り入室をしていただくといったところで弾力的な運用をしている中での定員という表記になっております。したがって、当然、保育の質を担保しながら待機児童解消に向けて取り組んでいる現状の中での定員ということになります。当然、その先には、整備が進み、待機児童数が減り、適正な定員に向けてまた取り組んでいくといった今後の取組というのは必要かと思いますが、現状ではそういった考え方に基づいて表記をしているものでございます。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 保護者、新しく1年生を迎えるときの保護者への説明の内容では、育成室の定員はおおむね40人というふうに明記、ペーパーで明記されています。過去の対応としては、おおむね40人に約1割、4人まではその地域の実情、あるいは兄弟関係等々、いろんなことを配慮して1割は、40人だったら44人ということを受けていきたいと思います。また、実情に応じ

てそれ以上になった場合は、指導員を配置するということで対応してきて、現在に至っていて、正規職員をプラスアルファで配置をしている。これはやっぱり素晴らしいことだと思うんですね。文京区はよく、本当によくやっているとだと思います。それについては従来どおりの対応をぜひお願いをしたいということで、よろしいですね。はいならはいで。

（「はい」と言う人あり）

○浅田委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一点の質問は——何かある。いい。これもね、件数としてはそんなに多くないとは思いますが、重要なことなんです、育成室というのは放課後、放課後のよりよい生活を保障するという性格がありますよね。その中で、子どもたちの中には、やはり課題を抱えた子どもがいらっしゃる。様々な課題、あまり事例はともかくとしていらっしゃる。そのときに、学校側との連携を過去やっていきましょうというということで、課題を抱えてたら学校での授業はどうですか、放課後のこの子の状況はこうですという情報交換をしたりしながら、学校の生活、それから放課後の生活ということを育成室と学校側が一体となって対応というか、情報交換しながらやってきたという事例はあったと思うんですが、最近、ちょっと幾つか聞く範囲だと、その連携がちょっと弱いというか、ちょっと少なくなったんじゃないのというような話も耳に入ってくるんですが、この点については御見解をいただけますでしょうか。

○板倉委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 学校との配慮を必要とするお子さんの学校との情報共有というところですが、あまり件数というかそういったところを把握しているわけじゃございませんが、文京区育成室保育指針にも書かれてあるとおり、学校や育成室の生活を相互に伝え連携を図るところで指針として示している部分もございますので、そういったところは公設の公営民営を問わず対応していかなければならないというところだと思います。そうしたところが議員御指摘のような部分があるなら、さらにこれは今後徹底していかなければならないというふうに考えておりますし、あらゆる機会を通じてそういった事例がないように情報共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 育成室って生活の場であるという、生活というのは、ある意味、もう一つの家庭みたいなものなんですけれども、例えば学校内育成室が一番分かりやすいと思うんですけれども、こういったところで学校行事ってありますよね。夏休みなんかだったら、プールがあ

ったら、プールに行って育成室に来る子もいれば、育成室に来てプールが時間的に遅い場合、育成室からプールに行く場合もあったりしますよね。そうしたら、指導員の先生なんかを見ていると、忘れ物ないようにねって言って、もう普段の家庭の保護者、お母さんがやっているような対応をまさにしているわけです、生活面ね。そういう関係性がある中で、やっぱり課題を抱えているお子さんがいらっしゃったときは、本当に共通の理解、認識があった対応というのは問われるんですよね。特にいろんな課題を抱えていて、学校では、ちょっと表現難しいな、学校ではおとなしいけど、ちょっと育成室に来たらその逆だったりという場合で、本当にその子にとってどういう適切な、一番ベターなね、ベターじゃない、ベストか、な対応をとるためには、情報交換、共通の場の認識ね、というのはやっぱり問われてくると思うんで、今、結構数字、数字というか、課題を抱えているお子さんも一定数やっぱりいらっしゃるというふうにも伺っていますので、ぜひこの点については、保育の質を上げるという観点からも、ぜひ相互に連絡を取り合ってお願いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 今、委員のほうから御指摘ありました点につきましては、実は特性の強いあるお子様が育成室を御利用なさっている、そういった中で、子どもに対する育児に対する不安、それから家庭での中での難しさ、そういった中で、実は私ども子ども家庭支援センターが調整機関となって、要対協の中で一緒に育成室と情報交換、情報共有、また、学校と育成室が連携して支援に携わっているケースもございます。これからも、委員のおっしゃるとおり、様々な課題を抱えたお子さんがいることが現実にありますので、そういった中では、よりよく、側面的な支援も含めまして、学校と育成室の情報共有の中に、子ども家庭支援センターが入って双方の支援を行っていききたいというふうに考えております。

○板倉委員長 ほかにはいらっしゃいませんか。

そうしたら、高山副委員長。

○高山（か）副委員長 質問じゃないですが、先ほど朝の居場所ということでお話が委員長からもあったんですが、私はどちらかというとちょっと、朝、学校を開放するというのは反対のほうでして、まず、学校の先生は自分たちの死角になる場所を非常に嫌います。ですから、体育館で遊んでようが、校庭で遊んでようが、先生が関わってないというのは恐らく納得もされないし、承認しないだろうなと思います。それは警備員の方であったとしてもですよ。

それから、朝開けるということは、当然、学校関係者のどなたかがやっぱり来なきゃいけませんから、それは7時とか早く来るということですよ。私がお話ししたいのは、やっぱり雇用主に対しても、しっかりと企業と自治体というのが両立して環境を整えていくというのが大事で、なかなか雇用主に言いにくいというのは分かりますが、一方で、そういう社会を変えていくということの方向にもいかないと、自治体にやっぱりそれはサポートをお願いするというのは分かります。ですが、一方で、やっぱりそういうことを意識をして持っていないと、いつまでたっても社会は変わりません。ですから、働いている方もいろんな事情がある中で、企業側に対してこういう事情があるんだということも伝えつつ、企業もまたそれを提供していくということが企業のアピールになり、それから生産性の向上も上がっていくと思うんですよ、働いている方の。ですから、なかなかその学校は託児所じゃありませんので、例えばですよ、私もPTAやっていましたが、朝早く行けなきゃいけないというならば、そういう親の保護者同士のつながりで、お友達の家の方に行って一緒に登校させてもらうとか、様々やり方はあると思うんですよ。ただ、自治体が今ある課題というのをしっかりとやっぱり取り組んでいくことが大事だとは思いますが、決してそれが学校を開放することが解決になるとは私はちょっと、ちょっと懐疑的であるなということを申しておきます。

○板倉委員長 御意見でよろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 それでは、質疑、報告事項の4、質疑を終了いたします。

次に、報告事項5、都型学童クラブの新規開設についての御質疑をお願いいたします。

上田委員。

○上田委員 さっきの続きなんですけれども、今回、白山にできるということで、場所的には、例えば育成室、区立の育成室の、育成室の何というか待機が出ている場所ではないですけれども、一定、先ほど浅田委員が言ったよう、おっしゃったような、弾力化の部分解消したりするようなことも期待できるでしょうし、多様な保育を求められる保護者の方もいらっしゃると思うので、そういった意味では、都型学童が区内に増えていくことが一定あっていいと思うんですけれども、やはり特に育成室の待機児童対策として期待したいという思いがあるので、そういったことからすると、送迎等で何らかの対応ができないんだろうかとか、茗荷谷地域の待機児童対策につながらないんだろうかというのは考えていただきたいなというふうに思ったりもいたしますし、また、この新しい都型学童ができるということで、区内の幾つかの都型学童が今後の認証、都の認証制度に移行するのかもしれないのかというのはとても

重要なポイントだなというふうに思います。それは、やはり保護者の側からすると保育料に関わってくるので、いろんな利用補助とかを、ある家庭もあるかもしれないですけども、いや、全然その聞いている額が違いますので、保育料の面からも認証学童に移行し、また、その保育の質の部分についても、面積基準ですとか、指導員の配置基準も違うというふうに伺っておりますので、そういった保育の質の向上というところでも、認証への都型学童の移行というのは、今後、検討していただきたいポイントだと考えているので、そういったところ、今の新しくできるところも含めて、区内の都型学童とどういってお話をしているのかということ伺いたいと思います。

○板倉委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 今回の都型学童クラブの開設は初めての事業者でございますが、そのほか、既にもう多くの物件がありますから、その事業者も含めて認証制度への移行というところは考えていらっしゃるというふうには思っております。今後これ、都型学童クラブの事業者とは定期的にヒアリングとかお会いして、という機会がございますので、そういったところで各事業者の認証への移行についての御意向というか、どのように思っているかというところについては確認してまいりたいと思います。

この今の都型学童クラブの制度が、もう認証制度ができたということで、恐らくもうなくなる方向になるのではないかというふうに認識しておりますので、今、都型学童クラブを運営している事業者も何らかの対応策を考えなければいけないというところの現状はそうであると思います。そういった中で、当然、その待機児童対策という意味での認証制度の移行、都型学童クラブが認証制度に移行するというところについては、保育料の関係もありますし、ある意味、区としても望ましい部分もございますので、そういったところは、今後、ヒアリングをしていく中でサポートというか、連携というか、そういった方向は持っております。そういった中で、また新たな受皿としてより保護者の方が利用しやすいような制度の移行というところをちょっと推奨というか、後押ししていきたいなというふうに考えているところです。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 この新しい白山、文京白山学童クラブが、今、待機が出ている地域の待機児童対策になるのかということと、できれば白山地域におつくりになったという、これはこれでそういった御縁がある物件があったんでしょというふうにしき言いようがないですけども、例えば、例えばその都の補助制度がもっと充実すれば、茗荷谷地域に認証学童は設置、開設

できるものですかねみたいな、そういったところを都型学童クラブの経営されている社の方たちと、事業者さんとお話しして、様子を探ったりとかしてもらえないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○板倉委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 今回の都型学童クラブも、当然、送迎のメニューはついているかと思いますが、当然、近隣のお住まいの児童だけではなくて、送迎を利用して、この新しい都型学童クラブに通うといったような事例というかケースも当然あるかと思いますが。そういった中でいろいろ本来は先ほどの議論の中での地区ではない部分もございますが、ある程度の都型学童クラブの数を増やすというところも一つ、待機児童対策につながっていくのではないかというふうに考えております。

この事業者が認証に移行するかという意向自体はまだ確認しておりませんが、ほかの事業者も含めて、先ほども答弁したとおり、逆に言うと移行しないといけない、いけないというか、経営が成り立たない部分もあるのかもしれませんが、そういったところを細かくヒアリングしつつ、認証の意向というところについては取り組んでまいりたいというふうに思っております。

何かありましたっけ、あれ……。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 で、例えば事業者さんと話して、茗荷谷地域ってどうなんですかねというのは聞いてもらえますか。

○板倉委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 大変申し訳ございません。そうですね、この事業者以外の既にもう都型学童クラブを運営している事業者については、本当に待機児童の、今、多いところについての御提案というところも随時受け付けておるところでございます。そういった認証の移行の話の中で、今、現状、区の現状についてもお伝えして、お伝えしつつ、とても魅力的な提案といいますか、そういった物件の提案があれば本当に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、そういった事業者とのコミュニケーションというのは今後もとっていききたいというふうに考えております。

○板倉委員長 上田委員、いいですか。

金子委員。

○金子委員 ちょっと今の議論の続きで、そうすると、東京都が、この間、発表した認証学童

クラブに全体として移行していこうというお話だったんですけど、あれですか、そうすると今のこの都型学童クラブの制度というの、補助事業の制度というの、制度ごと移行しちゃうということなんですか。それとも、選択できるけど、認証のほうが事業のスキームとして、もしくは保育の質という点では1.9平米になるというような話になっているから、質がいいから、そっちに移行するということなのか。その辺はあくまでも今の段階では補助事業なので、事業者の意向ということになるというふうに思うんですけど、そこに加えて制度的に変わるんですよってことになると、補助のスキームなんかも変わるというふうに思う、変わるのかな、ちょっと分からないですけども、区の関わり方とかそういうものも含めて変わってくるということになるんですか。それについてちょっと確認したいということですね。

○板倉委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 今回の都型学童クラブの制度が即廃止されるという話は聞いておりませんので、あくまでも認証制度が新たにできたというところで、事業者のほうで認証制度を利用するということであれば、ある意味、補助の額としては手厚い部分がございますので、そういった選択というところになるのかなというふうに思っております。今後も新たに都型学童クラブをというところは、もう対応しないというふうに都は聞いていますので、そういった状況でございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 そうすると、補助も手厚くなると。それで面積基準も拡充するということになりますよね、その限りでは結構なことなんですけども、先ほど一つ前の報告事項でやっていた育成室の加速化プランの柱に、都型学童への補助の充実だったかな、一つ柱立てになっていますよね。その面積基準が拡充すると、当然、定員も減るはずだから、加速化プランの中にこれが都型というのは入っていると、もう実態としてそこではね、その分、その柱立ての中では、加速化プランのその部分については加速しないという話になる、これはもう必定って話になると思うんですよ。だから、そうじゃないの。だから、そうなると、だからこの加速化プランの都型のところを入れて、都型学童クラブの補助拡充というところで柱立てするところについては、ちょっと見直しをかけなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんだけど、どうなのかということと、それから、このHITOWAキッズライフについては、今、補助事業なので、やりますよということについて、要件が整っていれば、はい、どうぞというふうに普通はなと思うんだけど、この点での保育の質とかね、いっぱい事業所は施設は運営しているところに書かれていますよね。これまでの実績、保育の質の関係での実績、そうい

うものについては、文京区ないしは東京都というのは何か点検というのかな、よく見て、これは区民の皆さんに利用されて大丈夫ですよみたいな感じで提供していくってような構えになっているのかどうかというのが二点目。

それから、三つ目はちょっと具体的に、この開設予定地のマンションの1階にテナントで入るというふうに聞いていますけども、前の道が一方通行でね、結構、何ていうのかな、旧中山道に抜ける抜け道みたいな感じでね、車の通りが結構激しいんですよね。ここのマンションのつくりは、道路側から建物をセットバックしてつくってあるんだけど、ここをつくったときにやっぱり同じような心配があって、子どもが飛び出ないかとかということで、ボラードといって、ぼよんぼよんっていうんじゃないんだけど、もっと鉄のやつなんだけど、かなりそういうのを心配して人がしゅっと出ないように、ガードレールじゃないんですけど、つけたというような話も地元の方に聞いたことがあるんですけども、そういう点での安全対策というものも含めて、区内初めての事業者さんということなんでね、その点については東京都というよりも、文京区のほうから安全という点での管理、指導、運営ということについてもやっぱり求めていくような対応も私は必要なんじゃないかなというふうに思うんですけども。もちろん事業者さんの責任で補助事業でやるとなるんですけど、いかんせん初めての事業だということなんで、区内でね。その点については何か対応されてきた経過というのはあるんですか。もしくは、今後もそういうような対応をしてほしいという意味なんですけども、いかがですか。

○板倉委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 認証制度、都型学童が認証制度に移行して加速化プランとの関係というところでございますが、広さの専用区画のところは、都から示されているのは、将来的には児童1人当たり1.98平米以上確保、当面の間は1.65平米以上確保というふうに、ちょっと曖昧な部分がございます、曖昧というか、そういったところで当面の間はという条件もついておりますので、その面積基準のところでは大幅に定員を減らすというような状況は現実的にはないのかなというところは、それは事業者の御意向にもよると思うんですけども、ないのかなというふうに考えておりますので、直ちに移行が困難な部分、専用区画の部分についてはどうなのかなというところあります。あと、職員体制のところであるとか、開所時間は多分大丈夫だと思うんですけども、そういったいろんな基準がございますので、そういったところで事業者さんのほうで認証のほうに移行するかというところは検討していく、いくことになると思います。そういった中で、加速化プランの中でどう表現するかというところにつき

ましては、今後、その認証制度、認証の学童クラブが増えていくというところを見据えて、ちょっと記載を変えるかとか、いろいろそこはちょっとこれから考えてまいりたいというふうに考えております。

今度の新しい事業者のところですが、区内でも初めてということで、学童クラブもほかの自治体で1施設やって2施設目というところがございますが、保育施設のほうはもう100件以上実施して、資料のとおり対応しているというところがございますので、そういったところで、事業者として適切に学童クラブが運営できるという判断をいたしたところがございます。今後、そういった保育の質といいますかね、そういったところは、当然、定期的に確認というか検査というか、状況をこちらのほうで確認をさせていただく機会もございますので、そういったところで確認をしてまいりたいというふうに考えております。

安全対策というところにつきましても、当然、初めての事業者で文京区の土地勘があるのかどうかちょっとよく分かりませんが、そういったところは随時申入れをして、お子様の安全対策というところは間違いなく取り組んでいただくようお願いをしていきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 分かりましたけれども、ちょっと最後のところ、土地勘があるのか分かりませんがというところはね、初めての事業者さんだから、近隣ないしは送迎もなんかさっき想定されているというような話だったんでね、この場所でテナント見つかったたまたまここで作るというんじゃなくて、やっぱりこのエリアの交通状況なんかも当然ですけども、区内全体の様子なんかもよく分かっていただくと、文京区の育成室の制度なんかについてもよく理解を深めていただく中でね、その加速化プランの柱に曲がりなりにも入っているわけなんで、そういう全体像をつかんでいただいた上での質の確保という点でも、区としても努力していたらというふうに思っておりますので、お願いしたいと、しておきたいと思います、それは。

以上です。

○板倉委員長 ほかによろしいですか。

それでは、報告事項5、終了いたしまして、理事者報告、全て質疑終了いたします。

○板倉委員長 次に、一般質問です。

一般質問は、4人の方から6件申出がありますので、順番にいきます。

吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。私からは、ヤングケアラーの対策について質問させていただきたいと思っております。

ヤングケアラー支援についてですけれども、所管課が福祉政策課から子ども家庭支援センターへ移管となりまして、もちろん福祉政策課とも庁内連携を図りながら、今はより実践的な支援体制の構築を行っていただいている最中かと思っております。また、本年度の4月1日からは、ヤングケアラーコーディネーターさん、新たに1名配属されておりまして、その効果に期待もしているところでございます。文京区として、ヤングケアラー支援業務における現状及び今後の展望について教えていただければと思います。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 今、ヤングケアラーのこと、コーディネーターのことにつきまして委員のほうから御説明いただいたとおりなんですが、今年度新たに配置いたしましたヤングケアラーコーディネーターが中心となりまして、まずはこの2か月間では、子どもたちへのヤングケアラーに関する周知・啓発、知ること、気づくことの周知・啓発活動の強化に向けた、まずはリーフレットの作成、それから区報への掲載、あと文京区民チャンネルにおきまして、子ども向けの番組企画、各所への取組から、子どもの既存の子どもの相談窓口の充実や地域におけます関係団体のさらなるネットワークづくりを進めながら、区立小・中学校と連携しまして、実態調査の実施まで年間の具体的な取組のスケジュールを固めたところでございます。

また、ちょっと一つ付け加えさせていただきますが、先ほどから若者計画の中での御質問、報告の中で、委員の方から御意見いただいております18歳以上のヤングケアラー、いわゆる若者ケアラーにつきましての支援につきましては、一定、都道府県の役割となっておりますけれども、支援が年齢により途切れることがないよう、要対協と、今、委員のほうから御説明ありました重層的支援体制整備事業の支援会議と連携していく中で、今後、新たな支援につきましても協議・検討していきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、18歳以上のヤングケアラーの方に対しても支援体制というものをちゃんとしていただければとは思っておりますけれども、今、おっしゃっていたコーディネーターさんが就任されてから2か月間で、今、ぱーっとおっしゃっていただきましたけれども、周知・啓発に特に力を入れていきたいということで、確かにヤン

グケアラさんって潜在的な方がたくさんいらっしゃる、本人が、特にお子様の場合は、本人が自分がヤングケアラーであるということが気づかない。なので、知ること、気づくことというのは本当に一番大切なものなのかなと思っております。リーフレットにつきましては、あれですかね、小学生向けとか保護者向けとか、いろいろ考えておられるのかなというところと、あと、区報についても、ぱっと目に入るところに大きく掲載していただけたらうれしいなと思っております。といいますのも、後ろのページとかに小さい項目で文字だけで何か記載されていても気づかれないこととかもありますので、どうせやるなら視覚的にパッと目に入りやすいような形で広報していただければと思いますし、あと、今、区民チャンネル、子ども向けですかね、をつくっていかれるということで、その内容は非常に興味深いところがございます。その区民チャンネルも、お子様が文京区民チャンネルというものの、こういう媒体かあれですけども、そちら自体を見る機会というのがなかなか自発的にはないかもしれないので、そういったものでも啓発しているよという、そういうものをチャンネルを作成したら、そういったチャンネルをちゃんとやっておりますというような啓発をまずはしていただければと思っているんですけれども、あと、実態、実態把握調査の実施をされるということなんですけれども、それはどのような形でやっていかれるのかとか、今現在、いろいろなスケジュールを組まれて、組んだばかりなのかもしれないんですけれども、答えられる範囲でいろいろ教えていただければと思います。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 まず、リーフレットについてなんですけれども、こちらにつきましては、小学生向け、それから中・高生向け、そういったものをそれぞれその年齢層、児童・生徒に分かれた形で、見やすさを含めまして作成をしたいというふうに考えております。こちらにつきましては、9月ぐらいに配付を目指していきたいというふうに考えております。

それから、二点目の区報に関してですけれども、区報、委員の御指摘のとおり、やはり目につくようにということで、今、関係部署、広報課とも話を進めているところでございますが、できればそういった目に届く、目に映る、しかもページが大きいところに掲載をしていきたいというふうに考えております。

それから、子ども向けの番組企画でございますけれども、こちらにつきましては、ちょっと経費的なものがそれだけかけられるものがないものですから、中身の部分で言いますと、実際にヤングケアラーの、ヤングケアラーに多いのが中学生ぐらいが多いというふうに出て

おりますので、そういった中で中学生がモデルとなって、そこら辺を気づく、知ること、気づくことにも結びつくような番組企画を考えていきたいと思います。後ほど、これにつきましては、アナウンスを含め、ホームページなどを含めまして、行っていきたいと思いますが、できればこの区民チャンネルからYouTube配信にスライドしていければというふうに思っております。

あと、最後に実態調査でございますけれども、実態調査は、今、小学校、中学校様の校長先生のほうにもお話をしまして、できれば11月ぐらいの調査の、学校さんが行う調査に合わせましてヤングケアラーの項目を入れさせていただきまして、実態調査を図ってきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、いろいろと具体的に教えていただきまして、ありがとうございます。リーフレットも、小学生向けと中学生向けをつくって、分けてつくっていただけるということで、内容も確かに理解度とかもありますので、それは重要な取組だと思いますし、あと、見やすさを意識されるとおっしゃってくださいましたので、やっぱり文字、結構重要なことを伝える場合って、文字とかも重要なんですけど、まだ年齢的にも視覚的にイラストとかが大きい、ぱっと目に入らないと、もう読んでられないみたいな感じになっちゃうことが多いのかなと思いますので、ぜひ見やすさを特に重視していただければと思いますし、9月に配付していただけるということで、それは学校さん、例えば中学校、小学校、公立はしていただける。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 区立の小・中学校ははじめとしまして、区内の全国公立、国立、それから私立も含めまして、全小学校、中学校に配付したいというふうに考えております。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 すばらしいですね、私立も含めてということで、本当に、そうすると、もうたくさんの方の児童・生徒に手に届くと思いますので、そして、今、潜在的に文京区、25名程度、正確な人数が言えてないんですけれども、ヤングケアラーとして把握している人数はそのぐらいかもしれないんですが、恐らく潜在的にはまだいらっしゃるということもありますし、先ほどの若者調査でも、ヤングケアラーなのかは不明ではありますが、六百何十人ぐらいが介護をしているという状態とかもありましたので、そういった周知啓発を非常に力を入れ

ていただいて、潜在的なヤングケアラーの方が自分がつらいという声を発することができるような環境をつくっていただければと思いますし、先ほどの区民チャンネルについても、YouTube配信にスライドを今後されていかれるようなおつもりだということで、YouTubeというのはすごいいろんな方が見やすいですし、中学生とかも、多分、頻繁に今はスマホを持っているのが当然の時代になっておりますので、YouTubeだったらそういった方々にも目にも留まりやすいのかなと思いますので、引き続きお願いしたいところですし、あとは今後の取組で、例えば品川区とかに前、視察に行かせていただいたりとか、あと、厚生委員会でも熊本とかヤングケアラーの視察とか行かせていただいていますけれども、よくタブレットとかにも相談できるところとかをリンクしたりとか、いろいろしている自治体さんとかもありましたので、そういったよりアクセスしやすい環境がつかれるように、ぜひ今後も御検討いただければと思っております。

今、12月に品川区ヤングケアラー支援の視察をしたと言っていましたけれども、今回は新しいコーディネーターさんが配属されて僅か2か月で今言ったようなものがちょっと計画されたのかなと思いますので、非常に目まぐるしく、今まで、現時点に至るまでに今までにないぐらいの速度で対策、様々な支援業務の施策を立案されておられて、その点は非常に評価いたしますので、ぜひそれが計画が実際に遂行されて、そして課題点とかがあったら随時検討を重ねながら、よりよい、実際に困っているヤングケアラーの方々が声を上げやすい、そして、その方々を家族ぐるみで、重層とかも始まりますので、そういった支援が縦じゃなくて横とかも含めてできていけるように、支援体制構築をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 子育て支援課長にお尋ねをいたします。

4月1日をもって地域の、地域というか文京区内で困難な経済的、あるいは様々な困難を抱える家庭への学習支援事業が、てらまっち、それまではてらまっちという団体をお願いしていたものを、今度はキッズドアという法人さんをお願いをするということになりました。で、基本はそこなんですけれども、これまでやってきた学習支援事業は、福祉部から今度、子育て支援部、その中でも子育て支援課長、支援課のほうに引き継ぐというふうに向っております。それが、まず、引き継がれたということで、新たな地域の居場所事業というふうになるというふうに向って、私どもは向っております。まず、その引継ぎに当たって、どのようにその事業を継続していくのかということ。それから、今現在、新しく異動されて、これ

からだだと思いますけれども、今後、どのように計画を立てていらっしゃるのか、この点についてお願いいたします。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 今日も若者計画のところでもいろいろと御答弁さしあげましたが、今、19歳から39歳以下、そういったお子様も様々困難な課題ですとか家庭環境をされているというような事例がたくさん、この文京区でも多くございます。その中で、ノーリスクの方、ハイリスクの方、様々お子さんいらっしゃいますが、区の中で例えばb-lab（ビーラボ）ですとか、育成室だとか、児童館ですとか、あとは先ほど例が出た学習、生活学習支援事業、こういったものも新しい事業者で7年度からスタートしている状況もございます。まだ、ただ、この新たな子どもの居場所という部分では、まだまだ必要です。これは、区がつくって事業者へ委託するということがありますし、地域で様々活動されている団体さんにそういった居場所をつくってもらうということも考えられますので、区の中で新しいスキームをつくって、まだ、今、委員から出た事業者さんをお願いするかどうか全く決まっておりませんが、これから新たな子どもの居場所というスキームを新しくつくって、地域団体のほうをお願いするというようなことはこれから考えていく予定でございまして、7年度中にスキームを考えて、早ければ8年度からそういった地域の様々な団体の事業者さん、活動団体さんをお願いをして居場所をつくっていくというのはこれから、今年度中にスキームを考えていく、そんな状況でございます。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 そのスキームを考えるというお答えですけれども、率直に言って、当初、以前担当されている課長さんとの話とか、もうどんどん率直に言って、時間的にずれ込んでいるというのが私の印象であります。というのは、文京区で様々な家庭、困難な家庭にいろんな物資を支援したり、あるいは地域で学習支援をしたり、あるいは子ども食堂のこのようなことをやってみたり、あるいは自主的な学習支援やっている団体あります、ありますね。じゃあ、それが今回スタートしたキッズドアさん、これを私は否定するものでは全然ありませんけれども、それで包括できているのかということなんです。数字の上で。率直に言ってね、なっています。私は率直に言って、もうちょっと迅速な対応が、現実には困難を抱えている家庭がいらっしゃるわけですから、それについては私はもうちょっとスピード感を持って、そして困難を抱えているその事実、事実、事実というかなんていうか、実態というんですか、その家庭がいらっしゃる以上は、そういうことに私は機敏な対応というのもあっ

てしかるべきだと思うんですね。ですから、ちょっとしばらくこの点については。

でね、勝手にそっちでやれやれって言うつもりは全然ないの。この事業というのは、地域の支援なくして成り立たないんですよ。協働・協治というのはそういうものだと思うんですね。だから、私たちも本当に協力もさせていただき、一緒に支援させていただきたいんですよ。それについて多くのところに声もかけますし、ぜひ一緒にやりたいと思いますので、スピード感を持って対応をぜひお願いをしたいということ述べて、今日は終わります。

○板倉委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 この地域資源を活用した新たな子どもの居場所につきましては、今、これから補助要綱等も作成していく考えではございますが、そういったものが固まってまいりましたら、また、この議会の場でも報告させていただきたいと考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 4月1日に組織改正が行われまして、こども家庭センターを設置されたかと思えます。設置後の運営状況を伺いたいというふうに思っております。合同ケース会議の実施状況やサポートプランの作成状況、統括支援員の活動状況や今後の展望、見えてきた改善点など、お聞かせいただきたいと思います。ちょっとまだ2か月足らずですけれども、速報で分かるところまで教えていただければと思います。

二点目は、同じく児童相談所も開設されまして、このスタート後の運営状況を伺いたいというふうに思います。相談件数や相談内容、一時保護の状況や今後の課題なども伺いたいと思いますし、また、児童相談所と子ども家庭支援センターとの役割分担をどのように行っていくのかとか、相談等だと子家センと、児相と、あとは児童発達支援センターとかと、かなりごっちゃに、保護者の方も、学校や保育園等からの紹介であればどこにというようなのが比較的正確につながってくるかなというふうに思うんですけれども、それでもなかなかそういった相談内容の整理がなかなかつかないのかなというふうに思ったりもいたしますので、相談窓口についてより効率的にしていく必要があるんじゃないかな、今、そういった窓口が何通りもあるというのが気になっておりますので、相談を受け始めてどういう改善点があると感じていらっしゃるのか、どうやったらワンストップでたらい回しなく相談を受けられるのかなど伺いたいというふうに思います。

また、総合的なお悩みから御相談があるかというふうに思いますので、庁内のほかの課からの御紹介等もあるのかとかということも聞きたいですし、また、設置市事務が順調に行われているのかということもお聞きしたいと思います。

以上です。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 まず、こども家庭センターなんですけども、機能、整備いたしましたして、この2か月間がたちました。本事業なんですけども、統括支援員による合同ケース会議、委員のほうから御説明ありました合同ケース会議につきましては、毎月1回開催して、既に2回行ったところでございます。数十件のケースに当たりまして、サポートプランの作成について協議を行ったところでございますが、現時点においてサポートプランの作成まで至ってないという状況で、今、方向性を丁寧にアセスメントをしているところでございます。

また、機能整備しましたことによりまして、両部門でのシステムの閲覧とか情報共有、それから、並びに統括支援員の良好な業務マネジメントによりまして、一体的な適切な支援を行うことに努めているところでございます。

ここの2回の合同ケース会議を踏まえた中での、今後、見えてくる課題なんですけども、やはり支援が、これまで母子保健機能と、いわゆる保健サービスセンターと子ども家庭支援センターで支援を行って、両方で行ってきたんですが、やはり電話とかの情報共有がされたことで、これまでの見立てというところが若干ちょっと整理されてなかった、共通してなかったところもあって、それが今、システムを共有することで改善しましたので、より精度の高いものにアセスメントをしていくように、今後、どのようにシステムを活用していくのかということを併せて議論していきたいというふうに思っております。

また、一つ加えさせていただきますと、機能整備にあります地域資源の活用というところもございますけれども、こちらにつきましては、子育て支援拠点、子育てひろばも含めまして、シビックセンター5階のびよびよひろばで行っております子育て支援講座、年度内の開催に向けた話し合いを、今、適宜行ってきているところでございます。

○板倉委員長 佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長 4月より開設をいたしました区児童相談所の運営状況等につきまして、順次お答えいたします。

ひと月半ほど経過をいたしまして、児童相談所の、今、状況というところで、開設の部分から4月末現在のところでの手元の数値でございますけれども、区児童相談所の相談受理件数というところは374件、一時保護した児童数は24名というところでございました。本区の一時保護の定員数は10名というところでございますけれども、現在のところ定員に迫る状況

は見られておりますものの、定員を超過する状況は見られていないというところがございます。ただ、一時保護を行う児童、また、一時保護を解除する児童というところが、日々、お子さんの状況や家庭環境によりまして、非常に目まぐるしく入れ替わり変化をしておりますので、児童相談所としての迅速で適切な判断と、児童福祉司、あるいは、一時保護所の職員の的確で組織的な動きが求められているというところがございます。また、本年1月15日から3月31日まで、定員の半数の5名を上限といたしまして、都からの一時保護受託を行いましたところ、開設前に一時保護係の職員が作成したマニュアル等を踏まえまして、実際の子どもの支援を行いながら、一時保護所内の子どもの動線でありますとか、より実務的な運用を確認する機会というところになりまして、開設以降の一時保護所の安定的な運営に資するものと捉えてございます。

もう一点の児童相談所、今後の課題というところがございますけれども、3月までの東京都からの引継ぎのときにおきましても、文京区の全体のケース数に対しまして、いわゆる法的対応が必要なケースの割合が、文京区は他の自治体に比べて高い傾向があるという内容がございました。そうした課題への対応策といたしまして、区として児童福祉に関する専門的な対応に詳しい弁護士を4名、嘱託により区児童相談所のチームに加わっていただきまして、ケースに対する具体的な助言、法的対応を行っているものでございます。

先ほどの数値にはなかなかあらわれにくい課題といたしましては、ケースワークを行っていく上で、法的対応に移行する可能性を常に捉えながら支援を進める必要があるというところでいきますと、進行管理や書面の作成により多くの時間が必要になる場合が多いと。また、実際に法的対応に移行した場合に、弁護士のみならず、児童福祉審議会、あるいは警察、検察機関への調整等が発生するというところで、さらに時間が必要となる場合が出てきてございます。

また、この児童福祉法の改正に伴いまして、これはどこの児童相談所も対応すべき内容にはなるんですが、本年6月から一時保護時の司法審査が始まるというところによりまして、今後は裁判所とのやり取りも始まるというところがございます。この間、議会の皆様からも、児童相談所の弁護士を常勤にするか非常勤にするかという御議論も以前ございましたけれども、今、実務的なケースの進め方の検討の中では、経験がある、知見がある弁護士の間でも判断が分かれる事例もございまして、そこからしますと、複数の弁護士がチーム体制でケースを見立てていくというところによりまして、区児相としてより適切な対応が図れるように支援を進めてまいりたいと考えてございます。

もう一つの子ども家庭支援センターを含む児童相談所等の相談窓口というところ、より分かりやすくするべきではというようにお話を頂戴しております。もとより、子ども家庭支援センターが身近な相談機関として、子育てに関する心理的負担の軽減でありますとか、児童虐待の初期段階に対する対応・調査というところの機関、児童相談所が、緊急性、専門性が高い事案に対して一時保護などの権限を行使する場合もある専門機関となっているところでございますが、ここで仮になんですけど、一元的な窓口で相談を受けたような場合に、保護者の方にとっては、子ども家庭支援センターの職員からの助言を期待しているという場合に、その相談の状況とかお子さんの内容によっては、児童相談所の職員が対応すべきケースがあり得るというようなところがありまして、特段、この児童虐待対応に当たりましては、お子さんのそのときそのときの状況によりまして、実際に動く機関が相談をされた方が関わってほしいと期待する機関とは必ずしもならない場合が出てくるというところでございます。そこで、いわゆるコンフリクトといいますか、対立関係が保護者の方と生じる場合でも、粘り強く保護者への関わりを継続する必要があるという場合も多いことを踏まえまして、保護者の皆様へ、役割として毅然な対応をとる区児相と、役割として受容的な役割をする子家センというような役割分担を踏まえた支援でありますとか窓口体制を持つほうが効果的な場合も多いために、現在のような子ども家庭支援センター、あるいは区児童相談所の分けた形での相談窓口を、運用としてより効果的な支援を狙っておるところですが、委員おっしゃっていただきましたとおり、ただ、それがいかに分かりやすく、あるいは引き継ぐときに丁寧に行っていくかというところは、今後も意を用いてまいりたいと考えてございます。その中で、そのほかの庁内各課の連携をさらに児童相談所としても学校、小学校・中学校、幼稚園・保育園も含めまして、進めていくこと。また、最後の設置市事務に関しましても、振り分けた各担当課において適切に実施していると聞いておるところでございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。こども家庭センターについては、今のところ順調に行われているということですので、また、サポートプランが必要なケースなどが出てきた場合も今後出てくると思いますので、継続して運営状況を見守ってまいりたいというふうに思います。

児相については、想像よりもハードだということが、タフな業務だということが、というか、もう滑り出しからそんなにというのがちょっと驚きましたけれども、はい、驚きました。大変だなというふうに思いますけども、十分な準備をされて、今回4月から児相がスタート

したということが分かりまして、今、頑張っていらっしゃることが分かりました。

窓口に関しては、まだまだ周知とかがこれから進んでいく、進めていく必要もありますし、周知で足りるのかどうかというのもこれから相談を受けながら考えていかなければならないかなというふうに思っています。法的な相談、弁護士さんの在り方についても、一定の何か見解が出たということで、やっていくうちに分かってくることがたくさんあるんだということが分かりましたので、定期的に状況を伺ってまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 私は、一つは認可保育所での保育士さんの雇用の問題で、いわゆる隙間バイトアプリの利用の実態についてね、昨年9月のこの子ども委員会で聞くのを皮切りに、系統的聞いてきました。当時、2園で使っているというのが分かったのが最初で、その後、9月の決算のときに4園で使っていると。その後、こういうものを私たちは使うべきではないというふうに申し上げた中で、今年の2月の質問のときには6園で使っているというところまで把握しているという答弁をいただいております。その6園で使っている実態というのは、週1回から4回まで使っているという、あるんですけども、利用している期間については、1か月、9か月、12か月、13か月と、こういうふうになっていたんですよ、2月のときに。それで、その後、2月の14日に厚労省が、これ連絡文書っていうのを出しましてね、保育所等におけるスポットワーク、いわゆる隙間バイトにより採用された保育士の取扱いについてということで、これによれば、スポットワークにより採用された保育士を最低基準上の保育士定数の一部に充てることは望ましくないというふうに言い、病気等のやむを得ない事情による当日の欠勤が急遽出た場合に活用すること等は一概に妨げられるものではないものの、こういう雇用について、長期かつ継続的に繰り返すことは保育所等の運営に当たっては望ましくないものと考えていますと、こういう通知文になっています。

そこで、私たちは、これは望ましくないという言葉だけ拾えば、私たちが求めていた、これはもうやめてくださいと、こういうのはというのに限りなく近い言葉になるので、本当にやめてほしいということなんですけども、6園という把握はさらに増えているのかどうか。調査していただくという話になっていたもので、増えているのかどうか。それから、6園が分かったときの利用期間が1か月というのもね、この通知の言っている長期かつ継続的というのに当たると思うんだよね。だから、やっぱりこの通知文が出た以上、今の現状、6園の現状についてもやっぱり望ましくないという認識になり、そして、これはやめてくださいという

ふうに言う必要があるというふうに思うんだけど、それについての対応や、数の押さえという点ではどのようにしているのかということ。

そして、この通知文についてのちょっと区の受け止めというか、理解を聞きたいんですけども、私が読んだ中で、病気などやむを得ない事情により当日の欠勤が急遽出た場合には一概に妨げられないと。この部分については、保育や、これ学童保育にも同じ通知が同時に出たということで、関係者の中から、これはね、事実上、お墨つきを与えるものではないかという受け止めも出て、それは困ると反発の声も寄せられているんです。だから、文京区として、やっぱりこの部分、私が今言った臨時的というか例外的に利用は認めるみたいな部分についてはどのように理解をしているのか。それについて御答弁をお願いしたいと思います。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 まず、実態というところで、6園という御答弁をさせていただいた部分のところでございますけれども、令和6年度に調査のほうをLoGoフォームにおいて実施いたしました。最終的に、その6園と御回答して以降、園数の増加はございませんでしたので、令和6年度把握数としては6園ということで確定ということで御理解いただければと思います。それ以降増えているかということに関しては、増えていないということになります。

1か月という利用状況についての区としての判断というところと今後の対応でございますけれども、おっしゃられるとおり、やはり継続的な利用というところを捉まえれば、1か月であったとしても、その利用形態については十分望ましくないという判定に至るものというふうに考えております。対応につきましては、6園把握してございますけれども、今年度からまた巡回指導始まっております、既に始まっております。巡回指導で回中で今年度どうなったか、当然、職員の入れ替わり、異動等もございますので、そのような中でどうなったかというところで、今年度、既に6園中2園については既に訪問を終えてございまして、その2園についてはその利用を解消していることを確認しているところでございます。

本通知の受け止めについて、一概に妨げられないという部分でございますけれども、やはり十把一からげに全て利用している、イコールすぐに駄目というところではないという部分についてはそうなのかもしれませんけれども、区としましては、大筋としてその大前提として、その長期的、継続的な利用は望ましくないというところが前提としてあるということ踏まえた上で、何ゆえにそのタイミーを利用せざるを得なかったのかという部分について丁寧に聞き取りながら、どうすればその健全な職員配置になるのかというところを指導

していくという立場にあるというふうに考えてございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 現状については分かりましたので、引き続き把握をして、利用については私は中止を求める立場であり、そのことをお願いしておきたいというふうに思います。

例外的な余地を残している通知文についての理解の部分では、望ましくないって言っている、その前段で、子どもを長期にわたり保育できる常勤保育士であることが原則であり、望ましいとされていることを踏まえると云々かんぬんで望ましくないとなっているんですよ。だから、望ましいというのと望ましくないというのと完全に否定形で最後終わっているんで、望ましいほうでやるのが文京区の立場だということを私ははっきりさせるべきだというふうに思います。そのことは申し上げていきたいというふうに思います。

二点目。先週、都立大塚病院を視察する機会がありました。共産党の東京都議団と一緒に行かせてもらったんですけども、あそこの病院は独立行政法人という形に運営形態なりましたが、この間の都民運動で行政的な医療はやるというように、都知事や、区長さんも数度にわたって私たちが質した形の中で答弁されておられます。今、文京区の区の西側半分のほうで病児・病後児保育がないのでつくってほしいというような話になっていて、これはまさに行政的、区民のニーズであると同時に、この委員会で繰り返し質疑があったように、行政的なニーズになっているというふうに思います。したがって、そういうニーズがあるんですよというのをちょっと視察の中でお伝えをさせていただいたわけですけども、区としてもこれは、これはというのは病児・病後児保育を区の西側半分のほうにつくると、つくるというか開設するというのかな、そういうサービスが提供できるように、提供できるようになるということについては行政的なニーズであり、引き続き追求していくという理解でよいのか。

この大塚病院視察というのを御紹介したのは、この委員会でも大塚病院でそういう可能性があるんじゃないかというふうに言った場合に、何かやり取りされているというような経過を少し答弁されていた経過もあるのでお話ししたわけです。視察に行かせていただいて、結論として、今回の視察の目的はNICUなどの新生児の集中治療態勢などについて、外来態勢などについてお話を伺った、そういう目的だったんですけども、基本的には、とにかく医療人材、医療資源というのは格段に集中的に一定水準のものを当然確保されていて、ここにいろんな協力を求めていくというような方向性が非常に有力なんではないかというふうに改めて思いましたので、そのこともお伝えさせていただきながら、今の点について御答弁をいただければというふうに思います。

○板倉委員長 子ども、ごめんなさい、富沢子ども施設、施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 病児・病後保育の施設につきましては、区内4か所ございますが、西側のほうになかなか、まだ開設がなかなかできてないところでございます。地域的な偏在というんですかね、やはり潜在的なニーズもあろうと思いますので、西側のほうに新設をしていきたいというのはかねてからの課題であるということで区としても認識しているところでございます。ですので、何かそういう候補になるような場所があったりとか、そういったところのタイミングがありましたら検討していきたいというところでございます。

また、これ、病児・病後児施設を開くに当たっては、前も申し上げたところでありますけれども、まずその場所の話と、それから保育事業者の部分と、それから連携する医療機関というところをうまくこう座組みを組むというところが必要になってきますので、そういったところの中で大塚病院というところも一つ大きな資源にはなろうかというところでございます。以前の段階の中で、大塚病院の中でできませんかというようなお話をしてきたという経緯は私も記録の中で確認しております。そのときに、なかなか中で設置するのは場所的な問題があってなかなか難しいというようなやり取りがあったということも把握はしております。

また、病児・病後児施設の設置の仕方としては、今あるところだと、みつばちとか、あと駒込病院のところですね、順天堂さんとか駒込病院さんのところは、それから、あと保坂先生のところですね、その3か所に関しては、いわゆる医療機関のほうが開設をしているというやり方をしておりますが、ゆうひが丘さんのほうは保育事業者が設置をして、再開発ビルの中で隣接する医療機関と連携して開設するというので、やり方は幾つかあるのかなというところありますので、そういったやり方の座組みの組み方も含めまして検討はしてまいりたいというところでございます。課題としては認識しているところでございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 だから、そうやってたくさん御答弁いただけるということは、行政的なニーズだと、行政の課題だという理解でよろしいですね。ね、そういうことですよね。

視察へ行った先では、盛んに行政的な課題に取り組むのがこの病院の役割だというふうに対応してくださった方が説明されておられました。ですから、この区の西側半分でのこのニーズというのをぜひかなえられる方向にね、あそこの都立病院の資源も活用していく形でね、ぜひ形になるように努力をしていていただきたいというふうに思っています。

ただ、一点懸念というのは、あの大きな組織だけに、相手も人事異動でどんどんどんどん人が変わっていってしまうと、この課題がやっぱり薄くなって伝わっていないというようなこ

とも当然あろうかというふうに思いますので、やはり定期的にやっぱりコンタクトを取り、追求していただければというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○板倉委員長 それでは、一般質問を終了いたします。

○板倉委員長 その他です。

委員会記録についてですが、本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 令和7年9月定例議会の資料要求についてです。7月25日、金曜日、締切りとさせていただきます。

○板倉委員長 以上で、子ども・子育て支援調査特別委員会を閉会いたします。

午後 4時44分 閉会